

No.

企業の社会的責任
(Corporate Social Responsibility : CSR)
に関する基礎調査

報 告 書

2005年3月

独立行政法人 国際協力機構

アイ・シー・ネット株式会社

メキ事

J R

05-07

目次

第 1 章 調査概要

1-1. 調査実施の背景と目的	1-1
1-2. 調査手法	1-2

第 2 章 「企業の社会的責任 (CSR)」の概念

2-1. 企業の社会的責任 (CSR) の概念と定義	2-1
2-2. CSR の歴史	2-10
2-3. 企業にとっての CSR の意義	2-16

第 3 章 欧米・日本における「企業の社会的責任 (CSR)」の現状

3-1. 欧州における「企業の社会的責任」の現状	3-1
3-2. イギリスにおける「企業の社会的責任」の現状	3-9
3-3. デンマークにおける「企業の社会的責任」の現状	3-17
3-4. オランダにおける「企業の社会的責任」の現状	3-22
3-5. 米国における「企業の社会的責任」の現状	3-27
3-6. 日本における「企業の社会的責任」の現状	3-34

第 4 章 ラテンアメリカにおける「企業の社会的責任 (CSR)」の現状

4-1. ラテンアメリカ諸国における「企業の社会的責任」の現状	4-1
4-2. 調査対象国概要	4-8
4-3. コスタリカ	4-9
4-4. エルサルバドル	4-17
4-5. ホンジュラス	4-25
4-6. パナマ	4-33
4-7. メキシコ	4-39
4-8. チリ	4-49

第5章 国際機関の取り組み

5-1. 国際連合.....	5-1
5-2. 経済開発協力機構.....	5-6
5-3. 世界銀行.....	5-10
5-4. 米州開発銀行.....	5-15
5-5. 中米経済統合銀行.....	5-18
5-6. 中米統合機構.....	5-19

第6章 まとめ

6-1. CSR の概念.....	6-1
6-2. 途上国開発における CSR の意義（中米に焦点をあてて）.....	6-3
6-3. ラテンアメリカにおける CSR の現状と発展の課題.....	6-5
6-4. 国際協力における CSR の可能性の検討.....	6-7
6-5. 結論.....	6-11

第1章 調査概要

1-1. 調査実施の背景と目的

企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility、CSR）という言葉が聞かれるようになったのは比較的最近のことである。この背景には、グローバル化と情報技術の発展により企業を取り巻く環境が大きく変化したことがある。グローバル化の流れの中で、企業活動が国内にとどまらず全世界を舞台とするようになり、社会に与える影響が大きくなったこと、インターネットの普及など情報化が進んだことにより企業活動がグローバルに瞬時に伝わるようになったこと、またこれら両方の影響で市民団体のネットワーク化が進み、企業に関係する様々なステークホルダー¹が、企業に対して社会的責任活動を求めるようになったことが、最近のCSRへの関心の高まりにつながっている。今日企業は、質の高い物やサービスを提供するだけでなく、多様なステークホルダーから構成される社会に対して責任ある行動をとることを求められているのである。また、このようなCSRに対する認識の高まりにより、地域や国、ひいては世界の持続的発展を促進・実現する上での企業の役割が変化しつつある。

一方、CSRの取り組みは企業にプラスの効果をもたらすことが実証されてきてはいるものの、企業のCSRに対する理解がまだ十分ではないことや、CSR活動を実施するためのフレームワークが整っていないことから、CSRイニシアティブはまだ初期段階にある。CSRイニシアティブの導入・促進には課題が残されている状況であり、特に発展途上国の場合はその課題が大きい。しかしながら、CSRは企業の生産性、競争力、イメージの向上に貢献し、総合的な企業力の強化につながることで、グローバル化が進む中で発展途上国の企業もグローバルスタンダードに基づいた活動を求められていること、さらにCSRは地域や国の持続的発展につながることから、発展途上国においてもCSR促進の意義は大きい。

このような背景からCSRは国際協力のテーマともなっており、世界銀行や米州開発銀行などの国際機関は、CSRを中小企業支援や投資環境整備のための手段として位置付け、政府や中小企業に対して支援を行っている。

CSRは、地域や国の社会、経済、文化、歴史的背景によって、また企業の規模や業種、成熟度

¹ 利害関係者のこと。金銭的な利害関係の発生する顧客や株主だけでなく、企業活動を行う上で関わる全ての人（地域住民、官公庁、研究機関、金融機関、取引先、そして従業員を含む）。CSR経営推進協議会ホームページ（<http://csr-bj.jma.or.jp/term/index/html>）より引用。

によって異なるものであり、さらに企業を取り巻く社会やステークホルダーが求めるものを反映する。このため、CSR の内容は多様で、唯一の定義というものは存在しない。一般的には、経済、社会、環境面における行動として捉えられ、その活動内容は企業倫理や法令順守といったコンプライアンスから、公正な労働基準、消費者保護、安全衛生、人権、環境保全、地域社会貢献など多岐にわたる。これらの中には、JICA が取り組むテーマと重なるものが少なからず含まれており、CSR は JICA にとって今後取り組んでいくべき潜在的テーマと考えられる。

本調査の対象地域である中米諸国においては、CSR の取り組みはまだ始まったばかりであり、CSR が社会の大きな流れになるまでには至っていない。これは、CSR に対する十分な理解が得られていないこと、企業の CSR 導入を支援する専門家が地域に不足していること、政府やステークホルダーから情報の開示を求められるという状況に企業がこれまで直面してこなかったこと、企業の成熟度が相対的に低いこと、などによる。しかし、今後中米諸国の企業がグローバルスタンダードに基づいた活動を行う必要性がさらに高まると推測されることや、企業が、単体としてだけでなく関連企業全体として広く社会的責任を問われる傾向があることを考えると、同地域の企業が社会に対する責任を一層強く求められていくことになるのは間違いない。

以上の理由から、JICA 中米・カリブ地域支援事務所は、特に中米諸国に焦点を合わせて、今後 JICA がその協力テーマの 1 つとして CSR に取り組む意義と可能性を模索することを目的に本調査を実施することを決めた。

1-2 . 調査手法

本調査ではまず、CSR の定義や概念、歴史を整理し（第 2 章）、すでに取り組みが始まっている欧米諸国や日本における CSR 発展の経緯と現状を概観する（第 3 章）。欧米諸国の項では、まず欧州連合（EU）の取り組みを概観してから、世界で初めて CSR 大臣を選任した CSR 先進国イギリス、福祉国家としての歴史を持つデンマーク、イギリスに次いで社会的責任投資（Socially Responsible Investment、SRI）²が盛んで、独自の CSR 政策を策定しているオランダの 3 カ国を取り上げる。その後、中米 5 カ国（コスタリカ、エルサルバドル、パナマ、ホンジュラス、メキシコ）における CSR の現状を把握し（第 4 章）、南米の CSR 先進国チリにおける CSR の成功例（第 4 章）と国際援助機関の取り組み（第 5 章）をレビューした上で、今後 JICA

² 従来の財務分析による投資基準に加え、企業が社会・倫理・環境などといった点において社会的責任を果たしているかどうかを投資基準にし、投資行動をとること。SRI の起源は、1900 年代初期に欧米で、教会がタバコ、アルコール、武器、ギャンブルなどを扱う企業への投資を回避するという動きが始まったことにある。

が中米諸国で CSR に取り組む意義と可能性について検討、考察する（第 6 章）。

CSR の定義・概念・歴史、欧米と日本における CSR の現状については、CSR 関連機関や企業、
学術機関による先行研究、その他既存の資料を使って文献調査を実施した。本調査の要となる
中米諸国の CSR の現状とチリの成功例、中米にある国際機関の取り組みについては、文献調査
と現地調査を実施した。

第2章 「企業の社会的責任（CSR）」の概念

本章ではまず CSR の概念と定義を整理し、次に CSR という考え方がどのように発生し、発展してきたのか、その経緯を概観する。最後に、企業にとっての CSR の意義をまとめる。

2-1. 企業の社会的責任（CSR）の概念と定義

2-1-1. 企業の社会的責任（CSR）の概念

近年「企業の社会的責任（CSR）」という概念が世界的に注目されるようになり、企業は利潤を追求するだけでなく、社会の一構成員として一定の責任を果たすべきであるという考えが高まっている。それに伴って社会における企業の立場や役割が変化しつつある。もはや企業は、株主や消費者など直接的な利害関係者に対してのみ責任を果たせばよいのではなく、社会全体、企業に関わる全てのステークホルダーに対して責任を果たすことを求められているのである。企業が社会的責任を果たすということは「社会・経済・環境面において持続的な発展を実現することを最終的な目的として、様々な利害関係者（ステークホルダー）の期待に応えること¹」を意味する。したがって CSR とは「企業が自らの利益を追求すると同時に、企業を取り巻く社会やコミュニティの改善に関心を持つこと²」、従業員に対しては、差別の撤廃、機会均等、安全や健康に関する権利など、労働に関する全ての権利を保障する環境を提供することである。

現在のところ、企業に経済的利益をもたらす活動の範囲を越えた CSR 活動の実施を義務付ける法律は存在しない。それでも近年 CSR を取り入れる企業が増えている背景には、環境や労働条件、人権などに対する政府の規制や、市民団体、NGO、国際機関によるプレッシャーの影響、消費者の安全性や企業情報に対する意識、購入する物やサービスを選択する際の基準が変化しつつあることが大きく影響している。

2-1-2. 企業の社会的責任（CSR）の定義

CSRの捉え方について、先進国の各関連機関間でおおよその枠組み（ステークホルダーとの相

¹ “¿Qué es la responsabilidad social corporativa?”, Alberto Lafuente, V. Viñuelas, Fundación ECODES.

² “La responsabilidad Social Empresarial en América Latina”, Felipe Aguero, Escuela de Estudios Internacionales, Universidad de Miami, 2002.

相互作用、トリプルボトムラインの考え方) に関してはほぼ一致した見解が見られるものの³、対象となる分野やその優先順位、CSRを考慮すべき企業行動の範囲、企業に求められる取り組みのレベルについてはそれぞれ見解が異なる。CSRの捉えられ方が、地域や国の歴史、文化、宗教、社会・経済的状況によって異なり、またその社会が求めるもの(価値観、倫理観、社会正義)を反映しているからである。これが、CSRのグローバルスタンダードを作ることが難しい所以である。

例えば、各機関・各国のCSRのガイドラインやその他CSRの評価規格が網羅するCSRの対象分野を比較すると、扱っているテーマはそれぞれに異なる(添付資料1、2参照)。これは、各ガイドラインや評価規格制定に参画したアクターやその決定プロセスに違いがあるためである。

CSR対象分野における重点事項も各機関・各国によって異なる。欧州では失業・雇用問題、環境への配慮に重点が置かれているが、日本では対クライアントの指標(優れた製品・サービスの提供、製品・サービスの安全性の確保)、公害の経験に基づく環境保護、省資源・省エネルギー、雇用の維持と創出、最近の企業不祥事発覚以降強調されている企業倫理の徹底といった点が重視される傾向にある。アメリカではコーポレートガバナンス、環境、多様な社会構成メンバー(マイノリティ、女性)への対応、フィランソロピーなどが重要視されている。

CSRの対象範囲に関しては、近年、企業自体のみならずサプライチェーン⁴全体に適用すべきという考え方が主流になってきたが、この義務化に反対する企業団体の運動例もある。

企業に求められる取り組みのレベルについては、企業や各国の政府機関の間に、狭義の法令順守は必要という一致した見解はあると言える。しかし、法令を超えたレベルでより戦略的にCSRに取り組む、あるいは行政を含むステークホルダーとの対話を通じた政策レベルでのCSRを実践するとなると、取り組みのレベルについてまだ共通認識があるとは言えない。

各国や地域には、その国、地域のステークホルダーが求めるCSRがある。多国籍企業がCSRに取り組む際には、地域のスタンダード、国のスタンダード、そしてグローバルなステークホルダーが求めるスタンダードといった具合に、重層的にCSRを捉えなくてはならない。

³ ECのグリーンペーパー(2001)によると、“Most definitions of corporate social responsibility describe it as a concept whereby companies integrate social and environmental concerns in their business operations and in their interaction with their stakeholders on a voluntary basis.”

⁴ 商品が最終的に消費者に届くまでには、小売業、卸売業、メーカー、更に部品メーカー、原材料の供給会社など、複数の企業が関わっており、これらが鎖状に繋がっている連鎖のこと。CSR経営推進協議会ホームページ(<http://csr-bj.jma.or.jp/term/index/html>)より引用。

このような背景の下で、CSRは様々な機関によって定義づけられてきた。以下は、現在国際的に受け入れられているCSRの定義である。

(1) 欧州委員会グリーンペーパー

「責任ある行動は持続可能なビジネスの成功につながるという認識を企業が持ち、事業活動やステークホルダーとの関係の中に、社会や環境に関する問題意識を自主的に取り入れていくための概念である⁵」

(2) 「国際ビジネスリーダーズ会議⁶」(Prince of Wales International Business Leadership Forum)
「倫理観、従業員・コミュニティ・環境に対する配慮に基づいた、透明で開かれた企業活動」

(3) 米国の団体「社会的責任のためのビジネス⁷」(Business for Social Responsibility、BSR)

「社会が企業に対して抱く法的、倫理的、商業的もしくはその他の期待に照準をあわせ、利害関係者の要求に対してバランスよく意思決定することを意味する」

(4) カナダの団体「社会的責任のためのビジネス⁸」(Canadian Business for Social Responsibility、CBSR)

「企業がステークホルダーの利益を認識し、経済的、環境的に持続可能な事業を行うための責務⁹」

(5) 「持続可能な発展のための世界経済人会議¹⁰」(World Business Council for Sustainable Development、WBCSD)

「従業員とその家族、地域社会、社会全体の生活の質を向上させるとともに、倫理ある活動を行い経済発展に貢献するための企業の継続的な責務¹¹」

⁵ EC 2002, p.1引用。原文“The Green paper defined CSR as “a concept whereby companies integrate social and environmental concerns in their business operations and in their interaction with their stakeholders on a voluntary basis” as they are increasingly aware that responsible behaviour leads to sustainable business success. CSR is also about managing change at company level in a socially responsible manner. This happens when a company seeks to set the trade-offs between the requirements and the needs of the various stakeholders into a balance, which is acceptable to all parties.”

⁶ イギリスにあるCSR推進を目的とした国際組織。

⁷ CSRを推進する米国民間団体の一つ。

⁸ カナダのCSR推進機関である

⁹ Aaronson 2002b, p.3引用。原文Canadian Business for Social Responsibility defines CSR as “a company’s commitment to operating in an economically and environmentally sustainable manner while recognizing the interests of its stakeholders.”

¹⁰ 経済成長、環境バランス、社会的進歩の3本柱を通じた持続的発展を目指す世界の企業による団体、持続可能な発展のための世界経済人会議。

¹¹ “Making Good Business Sense”, Lord Holme and Richard Wattsより引用。原文“Corporate Social Responsibility is the continuing commitment by business to behave ethically and contribute to economic development while improving the quality of life of the workforce and their families as well as of the local community and society at large.”同レポートでは、他の定義例(ガーナの“CSR is about capacity building for sustainable livelihoods. It respects cultural differences and finds the business opportunities in building the skills of employees, the community

各機関の定義からも読み取れるように、米国、カナダ、欧州におけるCSRの定義は異なる。米国はビジネスの戦略的な意思決定に焦点を合わせてCSRを捉えているのに対し、カナダは主に企業の倫理的な責務と捉えており、欧州ではその両方だとしている¹²。

以上のようにCSRには様々な定義があるが、本調査では、経済産業省の「企業の社会的責任（CSR）に関する懇談会」中間報告書に記されている以下の定義を使用することとする。これは、この定義が、包括的かつ詳細にCSRの概念を説明しており、CSRの全体像を表しているからである。

「CSRとは、今日経済・社会の重要な構成要素となった企業が、自ら確立した経営理念に基づいて、企業を取り巻くステークホルダー（消費者、投資家、従業員、地域住民、NPO、政府など）との間の積極的な交流を通じて事業の実施に努め、またその成果の拡大を図ることにより、企業の持続的発展をより確かなものとするとともに、社会の健全な発展に寄与することを規定する概念であるが、同時に、単なる理念にとどまらず、これを実現するための組織作りを含めた活動の実践、ステークホルダーとのコミュニケーション等の企業行動を意味するものである。企業は良質の製品・サービスを提供するといういわば本来の事業と不可分の種々の社会的行動としてのCSR、例えば最低限の社会規範としての法令順守はもとより、事業と密接な関係を有する製品・サービスの安全確保、地球環境・廃棄物リサイクル対策を含めた環境保護、労働環境改善、労働基準の順守、人材育成、人権尊重、腐敗防止、公正な競争、地域貢献など、さらに地域投資やメセナ活動、フィランソロピーまで誠実かつ積極的に取り組むことにより、企業とステークホルダーとの共生、即ちウィン・ウィンの関係を構築することが可能となる。その意味で、CSRは企業にとって環境、社会の持続的発展にも通じる広い意味での投資と認識すべきである¹³」

2-1-3. 基本概念 ?ステークホルダー、トリプルボトムライン

前項で見た通り、各機関によるCSRの定義はそれぞれ異なるが、ほぼ一致した基本概念が2つある。ステークホルダーとの相互作用を重要視している点と、経済・社会・環境の3つの側面を配慮するという「トリプルボトムライン」の考え方が採用されている点である。

and the government”といった途上国らしい視点が織り込まれたものや、フィリピンの”CSR is about business giving back to society“ といった簡素な定義例も紹介している。

<http://www.mallenbaker.net/csr/CSRfiles/definition.html>

¹² Aaronson 2002b

¹³ 経済産業省 2004a, p.39。

ステークホルダーとの相互作用とは、企業が、企業活動によって直接的または間接的に影響を受ける利害関係者（顧客、従業員、株主、地域社会、官公庁、研究機関、金融機関など）とコミュニケーションをとり、その要請に耳を傾け、共に成長して相互の利益を実現していくことである。

「トリプルボトムライン」とは、経済（財務）、環境、社会の3つの側面から企業をバランスよく評価し、それぞれの結果を総合的に高めて持続的発展を実現させようという考え方である。経済的側面には、従来、狭義に「企業責任」として認識されていた「製品・サービスを通じた経済的価値の提供」、「納税を通じた利益の社会還元」以外に、企業マネジメント体制・法令順守（コンプライアンス）・自由公正な取引・株主や消費者などへの公正な情報開示（アカウントビリティ）危機管理体制の確立といった多岐にわたる企業内の統制（コーポレートガバナンス）や、消費者に対する顧客満足、安全・衛生といったものが含まれる。社会的側面については、従業員に対する公正な労働基準や労働環境・雇用に対する配慮、人材育成、人権尊重、社会的貢献活動、コミュニティへの社会的配慮などがある。環境的側面では、環境保護、エネルギーの省力化、リサイクル対策、環境管理体制の構築などが挙げられる。

CSRの評価は、このトリプルボトムラインを基本になされることが多く、例えば、EUのグリーンペーパー、経済開発協力機構（OECD）多国籍企業ガイドラインをはじめとする各種国際的なガイドラインや、国際的CSR指標の1つであるグローバル・レポーティング・イニシアティブ（Global Reporting Initiative; GRI）¹⁴のパフォーマンス指標などは、このトリプルボトムラインの考え方を反映させている（添付資料1、2参照）。

2-1-4. 従来の社会貢献活動との相違

CSRはメセナ活動¹⁵やフィランソロピー¹⁶の同義語だと誤解されやすいが、三者はそれぞれ異なるものである。CSRが経済、社会、環境など幅広い分野の包括的な企業の取り組みを指しているのに対し、メセナは文化、芸術の援護活動（主に資金提供）という限定的な活動である。ま

¹⁴ GRIは、1997年に米国のNPO、環境に責任を持つ経済連合（Coalition for Environmentally Responsible Economies; CERES）と国連環境計画（UNEP）が中心となって米国で発足した。経済・環境・社会的要素を取り入れたサステナビリティ・リポーティング・ガイドラインを策定、提唱している。2002年以降アムステルダム（オランダ）に本拠地を構える。

¹⁵ メセナは、古代ローマの政治家で文芸の擁護者G. Maecenasの名に由来するフランス語で、芸術・文化の庇護、特に企業による芸術・文化の援護活動を指している。利潤を上げている企業が、社会への利益還元策として、芸術や文化活動に資金を提供したことが始まりである。

¹⁶ フィランソロピーは「慈善」や「博愛」を意味し、一般には、企業による社会貢献活動や慈善的な寄付行為などを指す。

た、企業による社会への利益還元策として実施されるメセナ活動は、えてして業績によって左右されるのに対し、CSRは経済、社会、環境の持続的発展を目指す継続的な活動である。直接的な営利を目的としない奉仕または社会的貢献（慈善事業）活動であるフィランソロピーは、メセナと同様、CSRの企業行動の一形態にすぎず、継続性の責務はない。また、CSRが提唱するステークホルダーとの相互作用の度合いも薄い。

最近の国際的なCSRの議論では、ステークホルダーとの対話による社会貢献プランの構築が推奨されている。たとえば、欧州委員会が提案するCSRの企業行動の一形態としてのフィランソロピーは、学校建設などの一時的な企業の援助活動ではなく、地方自治体、国、NGOといったより広域のステークホルダーとの対話により実施される長期的、戦略的なものである¹⁷。

2-1-5 . CSR 活動の内容 - 対象分野、対象事業、企業の取り組みのレベル

CSR活動の内容は（１）CSRが対象とすべき対象分野（経済、環境、社会）、（２）対象となる企業活動の範囲（自社のみまたはサプライチェーンまで）、（３）企業の取り組みのレベル - によって異なる。

（１）CSR の対象分野

前述の経済産業省によるCSRの定義にある通り、CSRの対象となる分野は、良質な製品・サービスの提供、法令順守（コンプライアンス）、事業と密接な関係を持つ製品・サービスの安全確保、地球環境・廃棄物リサイクル対策を含めた環境保護、労働環境改善、労働基準の順守、人材育成、人権尊重、腐敗防止、公正な競争、地域貢献、地域投資やメセナ活動、フィランソロピーなど、多岐にわたる。

ここでは、コンプライアンス、コーポレートガバナンス、環境、社会貢献の4分野について、企業の責任と取り組みを説明する。

コンプライアンス

国内外で大企業の不祥事が発覚し、株主や消費者などの利害関係者の中で企業に対する不信感が高まった。企業は利害関係者からの信頼を回復するために、法令や社会的規範を順守する仕組みを構築し、社内のチェック体制を強化する必要に迫られている¹⁸。「法令や社会的規範を

¹⁷ EC green paper, p.22. 例として、フランス基金（Fondacion de France）が実施したコミュニティ開発を挙げている。

¹⁸ 日本総合研究所創発戦略センターウェブサイト（<http://www.csrjapan.jp/csr/relationship/01.html>）より引用。

順守する仕組み」とは、企業の倫理行動規範の策定やその実践を支援する体制を整備すること、法令順守の状況を監査・評価することである。

コーポレートガバナンス

コーポレートガバナンスとは、企業を健全に運営するためのしくみのことを指す。経営者に権限が集中することによる弊害を監視し阻止すること、組織ぐるみの違法行為を監視し阻止すること、企業理念を実現するために業務活動が方向付けられていることを監視することが大きな目的。具体的な例としては、取締役会に社外のメンバーを入れることや、株主総会で選任された取締役の職務執行の適法性を監視する監査役を置くことなどがある¹⁹。

コーポレートガバナンスに関連する取り組みとしては以下のものがある。

- ・ 社是、企業理念、責任ある行動（責任投資、顧客最終利用者に対する支援とサービス、リスクマネジメント政策など）のための行動規範
- ・ 国内・国際的スタンダードに基づいた会計監査
- ・ 取締役会の責任、ステークホルダーや従業員の権利を明確にしたガバナンス構造（経営者と職員とのオープンなコミュニケーションなど）
- ・ 賄賂、腐敗防止を目的とした地域の規則、メカニズムの順守
- ・ トリプルボトムライン・レポート、パフォーマンス指標

環境

企業活動が環境に与えるインパクトの管理、自然資源の利用管理、汚染のコントロール、廃棄物の取り扱い、CO₂排出量、製品ライフサイクル管理などの活動が含まれる。近年、従来の環境関連の法令や規制の順守、企業活動による環境リスクの管理のみならず、戦略的に環境マネジメントに取り組む企業も見られるようになってきた。この背景には、企業による環境配慮は、その企業の利害関係者の長期的利益に貢献するだけでなく、企業の競争力強化にもつながると認識されるようになったことがある。

環境に関する取り組みとしては以下のものがある。

- ・ 環境に関する規制の順守
- ・ 汚染防止技術、廃棄物を減少させる処理などの汚染防止策
- ・ 環境レポート

¹⁹ CSR経営推進協議会ホームページ（<http://csr-bj.jma.or.jp/term/index/html>）。

社会貢献

企業は従来、フィランソロピーやメセナという形で社会貢献活動を実施してきた。こうした活動は、企業の業績に左右されることがあり、また多くの場合、企業から社会への一方的な活動であった。しかし近年は、企業とステークホルダーとが協力して社会問題の解決や目的の実現を目指すという動きに変化しつつある。その背景には、企業の社会貢献活動が、企業が社会から得た利益を還元するという元来の意義に加え、企業の収益や競争性、認知度、企業イメージ、消費者や従業員の忠誠心にポジティブな効果をもたらす活動として認識され始めたことや、たび重なる企業の不祥事発覚などにより、企業がその信頼性を確保するためにステークホルダーとコミュニケーションを取る必要性が増したことがある。米フォーチュン誌が毎年発表する「フォーチュン500」²⁰にランクインした企業の約8割が、そのウェブサイトには社会貢献活動あるいは社会投資に関する情報を掲載していることから、企業が社会貢献を従来以上に重要視するようになってきたことがうかがえる。

(2) CSRの対象事業（サプライチェーン）

企業がCSRを実践する際、CSRを適用する事業範囲を考慮する必要がある。自社内部のCSR対策をすればよいのか、あるいは「サプライチェーン・マネジメント」と呼ばれるものまで考慮すべきか、という点である。サプライチェーン・マネジメントとは、企業間の壁を超えて原材料の調達から顧客への商品提供までの一連の産業プロセスを最適化し、スループット（貢献利益）の最大化、在庫削減、トータル経費の最小化を実現する新しい経営管理手法を意味する。企業活動のグローバル化が進む現在、自社内だけのCSRを考慮するだけでは不十分で、原材料や部品などの供給業者、製品を製造する取引先メーカー、流通業者、小売業など、自社が展開する事業の上流工程から下流工程まで拡大して事業責任を認識することが必要であると考えられるようになり、自社のみならずサプライチェーンまでをCSR活動の対象範囲とする必要性が高まっている²¹。

(3) 企業の取り組みのレベル

CSR活動の対象範囲を定めるもう1つの切り口として、企業の取り組みの度合いがある。基礎的な社会的義務を守るという法令順守のレベルから、企業の自主的な倫理実践レベル、さらに積極的な社会貢献といった具合に、各ステークホルダーにとってCSRの意味するものが違ってく

²⁰ フォーチュン誌による、世界の売上げ上位500社のランキング。

²¹ CSRをサプライチェーンにまで適用して取り組んだ例として、米国のナイキ社が挙げられる（詳細は第3章3-32ページBox 3を参照）。この他、2001年にソニーがオランダ政府より、ゲーム機プレイステーションから基準値を超えるカドミウムが検出されたとして対応策を求められた例がある。問題の製品は中国で組み立てられたものであった（海野 2004）。

る。高（2004）によると、CSRには3つのフェイズがあると考えられる（図2-1参照）。



図2-1 企業社会責任のフェイズ（高 2004、p.32）

図の縦軸の左は正義、右は博愛に関する領域を指す。横軸は、下段が基礎的な取り組み（ベーシック・コミットメント）を、上段が主体的な取り組み（フル・コミットメント）を意味する。図のフェイズ（1）の領域が、狭義の法令順守、フェイズ（2）は倫理実践、フェイズ（3）は社会貢献を表す。たとえば、日本の“不正競争防止法”の外国公務員贈賄防止に関する規定について、海外出張先の社員が贈賄を要求された際、「本社に連絡をとらず自己判断せよ」と、日本国内の規定を逃れるのが、フェイズ（1）の領域である。これに対し、規定に含まれる精神まで読み込んで「贈賄をするな」という方針を貫く、あるいは地域社会の健全な発展や所得の配分構造をゆがめないように実践するのが、フェイズ（2）の倫理実践となる。フェイズ（3）はさらに踏み込んで、進出先の国や地域の人々やコミュニティの厚生、持続的成長を支援しようとする立場である。フェイズ（1）からフェイズ（2）までは、社会や環境への悪影響を減らすための取り組みであるのに対し、フェイズ（3）は社会や環境に積極的にプラスになるよう働きかける行為となる。

欧州のCSR先進国の一つであるデンマーク政府が1997年に設立したCSR研究機関コペンハーゲンセンター（Copenhagen Center）とCSRヨーロッパ（CSR Europe）の共同レポートでも、企業の社会的責任を4つのレベル - （1）狭義の法令順守のレベル（2）フィランソロピー、短期的なリスクマネジメントなど基礎的な企業の取り組みを実施するレベル（3）コーポレートガバナンスや長期的な持続発展性を考慮した戦略的なCSRが企業のビジネスモデルに組み込まれているレベル（4）ステークホルダーとのパートナーシップの構築といった、企業だけの取り組みを超

えた枠組みで活動するレベル - に分類している²²。

表 2-1 企業の社会的責任の段階

	ツール&プロセス
第三段階 競争上の優位性の再 形成	マルチ・ステークホルダーの規範、パートナーシップ、 組織強化 企業の社会的責任を中心にしたアドボカシー、公共政策
第二段階 戦略的な企業責任	製品および製造プロセスの革命、ニュービジネス、コーポレ ートガバナンスモデル、短期の持続可能性
第一段階 低度のレベル ビジネスケース	フィランソロピー、短期のリスクマネジメント、 業界の規格・規範など
法令順守	税法、健康と安全、従業員の権利、消費者の権利、環境法順 守

出典：“It Simply Works Better”- Campaign Report on European CSR Excellence 2002-2003”, Copenhagen Center, CSR Europe, 2003.

例えば、ソニーでは、環境経営について「対症療法のみならず、製品の設計製造やビジネスモデル等に最初から環境への配慮を織り込んでいくことが必要であり、法律に先んずる、ソニーらしい環境経営に挑戦していきます」というメッセージを発信しており、法律を超えた厳しい環境基準を自主的に設けた企業経営を行っていかうとする姿勢が読み取れる²³。図2-1のCSRの3つのフェイズにおける、フェイズ（1）の法令順守から、フェイズ（2）倫理実践、そしてさらにはフェイズ（3）社会貢献のレベルまでを期待させる取り組みぶりである。また、コペンハーゲンセンターが提示するCSRの4レベル（表2-1）で見ると、第二段階である戦略的なCSRの実践を目指そうとしている段階にあると捉えられる。

2-2 . CSR の歴史

2-2-1 . CSR の起源

欧米におけるCSRの起源は、1920年代に起きた、武器・たばこ・アルコールに関連する企業への投資を回避する動きにある。このような動きは教会を中心としたものだった。また、米国では1920年代から経営学の中でCSRが研究されていた。

²² “It Simply Works Better”- Campaign Report on European CSR Excellence 2002-2003”, Copenhagen Center, CSR Europe, 2003, P.14.

²³ 岡本 2004 p.24。

2-2-2. 60年代後半から70年代以降 社会運動の中のCSR

60年代から70年代にかけて、それまでの「経済基本主義」への反省に基づき、人権、反戦、人種差別撤廃、環境への配慮などの観点から企業体制を問い直す動きが起こり²⁴、社会問題の解決とCSRの概念とを関連付ける考え方が出始めた。米国では、60年代以降、公民権運動やベトナム戦争などの反戦運動、南アのアパルトヘイト問題、消費者・環境問題、コミュニティ内の貧困格差などの問題を社会背景として、CSRの議論が活発になった。CSRの本格的な議論が始まり、大学における研究・教育も進んだ。その一方で、ミルトン・フリードマンなど、利潤追求こそが企業の社会的責任であるとしてCSRの概念に反論を唱える経済学者もいた。

日本では、水俣病やカネミ油症をはじめとする公害問題や、石油ショック後の一部企業による石油買占めなどの不祥事を背景として、その対応策としての「企業の社会的責任論」ブームが到来し²⁵、企業はその利潤を第一に追求するものであるという考え方から、企業を取り巻く社会にも目を向けるべきであるという考え方への移行が見られた²⁶。こうした動きの中で、企業内での公害部設立、利益還元のための財団設立、経済界・マスコミ・学界での議論の盛り上がりがあったが、国内外ともに広義のCSRを求める環境はまだ整っておらず、石油危機・景気後退とともに議論も急速に後退した。

2-2-3. 80年代以降 コーポレートガバナンスのCSR

80年代に入ると、欧米ではコーポレートガバナンスがCSRの主要な議論となった。アメリカとイギリスで、企業崩壊、企業の合併・買収（Merger and Acquisition、M&A）、軍需産業の不祥事が発端となって表面化した外国公務員に対する贈賄などの社会問題により、企業倫理綱領や内部監査システムの強化が議論された²⁷。日本では、1985年のプラザ合意後の急激な円高の進行とそれに伴う日本企業の海外進出に伴い、ウサギ小屋や長時間労働などのライフスタイルに疑問が投げかけられ、労働環境の見直しが行われた。バブル経済に後押しされてフィランソロピーやメセナ活動が盛んに興隆したのもこの時期である²⁸。

²⁴ CSR 経営推進協議会ウェブサイト (<http://csr-hj.jma.or.jp/csr/b002.html>)。

²⁵ 川村 2004e p.3。

²⁶ 経済同友会の代表幹事であった日向方斎氏は1966年に「企業利潤は消費者から与えられた報酬であり、企業の社会的貢献によるものである。経営者は第一に、企業本来の目的である利潤拡大に最大限の努力をすべきである」と発言したが、その後1974年頃に木川田一隆氏（当時、東京電力会長、経済同友会代表幹事）は「企業を原点に社会を見る態度から、社会に原点を置いて企業のあり方を考える」と発言しており、ここにも企業の責任に対する考え方の変遷が伺える。

²⁷ Aaronson 2003。

²⁸ 川村 2004e p.3。

2-2-4. 90年代 グローバリゼーションと CSR

グローバリゼーションが著しく進展した90年代には、特に多国籍企業が引き起こす社会、環境、経済的問題が広く知られるようになり、途上国における労働条件（児童労働、強制労働）や人権への配慮が謳われた。

1992年にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」を契機として、地球温暖化や生態系の保護などグローバルな地球環境問題に対する取り組みの必要性について国際的なコンセンサスが得られるようになった。CSRの概念に、環境基準順守といった国内レベルの環境配慮の概念だけでなく、CO₂やフロンガス、途上国の環境保全など、グローバルな環境問題に対する取り組みが盛り込まれるようになったのはこの時代以降である。

EUでは、1992年のマーストリヒト条約調印後、EU統合に伴って失業率が上昇したことから雇用維持や教育・職業訓練の強化を求める市民の声が高まり、労働問題が重要なテーマとなった。1998年の「Gyllenhammarレポート」²⁹を発端に、欧州委員会のグリーンペーパーやホワイトペーパーなどEUの一連のCSR政策にリストラや雇用不安に対する対応策が反映されている³⁰。

またこの時代には、「大きな政府の失敗」や「国連の限界」という考え方から、市場や政府に代わるアクターとしてNGO、消費者連合などの活動が目立つようになった。多国籍企業がベトナムなど東南アジアにおける下請工場での強制労働、児童労働、長時間労働、セクシュアルハラスメントなどの問題を起こしていたのが発覚し、市民社会によるナイキ製品不買運動が起こるなど、NGOの批判・監視、評価、政策提言の機能に社会的な支持が得られるようになった。その後もNPO・NGOの組織化、専門化、ネットワーク化が進み、これに伴ってCSRの概念にも、ステークホルダーとの対話を重視した考え方が導入された。

前述の環境問題や市場のグローバル化に伴い、グローバルなCSRの行動指針やCSRの評価規格が作成された。以下はその例である。

²⁹ 1998年に「Gyllenhammarグループ」（1997年11月のルクセンブルグ雇用サミットの結果を受けて創設されたグループ）が発表したレポート、同レポートでは、1,000名以上の従業員を擁する企業は「その社会活動によるインパクトに責任を取るため」に年1回「変化（リストラ）対応報告書」を発行すべきだと勧告している。

³⁰ 高 2003 p.64。

表2-2 CSR関連の行動指針・規格

名称	発行・策定機関	概要
行動指針		
グローバル・コンパクト (Global Compact)	国際連合 (United Nations: UN)	グローバリゼーションがもたらすさまざまな弊害を解決するため責任ある企業行動を国際的に推し進めることを目的に、1999年の世界経済フォーラム (World Economic Forum) で国連事務総長のコフィ・アナン氏によって提案された。「世界人権宣言」、「労働の基本原則及び権利に関するILO宣言」、「環境と開発に関するリオ宣言」に基づいた、人権・労働・環境、腐敗防止に関する10の自主行動原則で構成される(詳細は第5章5-1ページ「5-1-2. 国際連合の取り組み」参照)。
多国籍企業ガイドライン (Guideline for Multinational Enterprises)	経済開発協力機構 (Organization for Economic Co-operation and Development: OECD)	経済・環境・社会に対する多国籍企業の貢献を促すこと、グローバル化が進む中で多国籍企業が直面するであろう問題を最小限に抑えることを目的とした、企業倫理に関する多国籍企業への勧告(詳細は第5章5-7ページ「5-2-2. OECDの取り組み」参照)。
経団連企業行動憲章	日本経団連	日本経済団体連合会が1991年に公表した憲章。企業が社会の信頼と共感を得るために、憲章に謳われている10原則に基づき、国の内外を問わず、全ての法律、国際ルールおよびその精神を順守するとともに社会的良識をもって行動することを明記している。
コー円卓会議・企業の行動指針	コー円卓会議 (Caux Roundtable) ³¹	1994年、コー円卓会議で採択された企業の行動規範に関する指針。ステークホルダーに対する企業の責任、貿易自由化の推進、環境への配慮や不正行為への関与、などの原則が盛り込まれている。
経営のための持続可能性統合指図書 (Sustainability: Integrated Guidelines for Management、SIGMA)	英国規格協会 (British Standards Institution: BSI)、社会倫理説明責任研究所 (AccountAbility)、フォーラム・フォー・ザ・フューチャー (Forum for the Future、英国のNGO)	持続可能な経営を実践するマネジメントシステムを実現するためのガイドライン。事業活動の社会、環境、経済面のバランスにおけるジレンマやリスク、ビジネス機会に効果的に対応し、組織が持続可能であり続けるよう支援する目的で作られた。英国貿易産業省 (Department of Trade and Industry、DTI) がスポンサーとなり、BSI、AccountAbility、Forum for the Futureの主導で作成された。
持続可能性報告書ガイド	グローバル・リポーティング・イ	経済、環境、社会の3要素に関する企業のパ

³¹ 1980年代から始まった通商問題を背景として、日米欧間の経済人が互いの意思疎通を深めることを目的に発足した会議。会議の名称は、会議の開催地であるオランダのコーに由来する(日本総合研究所創発戦略センターウェブサイト <http://www.csrjapan.jp/wording/ko.html>)。

ライン (Sustainability Reporting Guideline)	ニシアティブ (Global Reporting Initiative、 GRI) ³²	フォーマンスを報告する際のガイドライン。
規格		
SA8000 (Social Accountability 8000) (米国)	国際社会アカウンタビリティ (Social Accountability International、 SAI) ³³	SAIの定める、労働者の権利保護に関する規範を定めた規格。世界基準の企業行動規範、国際労働機関 (ILO) のほか、世界人権宣言や子供の権利条約を基礎として策定された。2004年秋の時点では、全世界で430社の企業が認証を取得済み。
AA1000 (英国)	アカウンタビリティ (AccountAbility)	AccountAbility 1000。1999年に社会倫理説明責任研究所 (Institute of Social and Ethical Accountability) が企業、コンサルタント、会計士、大学、NPO等の代表と協力して開発、公表した企業の説明責任に関する規格。企業が社会倫理に関する報告を行う際必要となるプロセスを提示している。
ISO14001 イーマス (環境管理・監査スキーム、Eco-Management Audit Scheme、EMAS) OHSMS18000 (Occupational Health and Safety Management System)	国際標準化機構 (International Organization for Standardization、 ISO) 欧州連合 (European Union、 EU) 日本環境認証機構 (Japan Audit and Certification Organization、 JACO)	企業が、環境保全のために自主的に環境方針・目的・目標を設定し、それを達成し、さらに継続的に改善を測っていくための環境マネジメントシステムの国際規格 ³⁴ 。 1995年に発効したEUの環境管理制度。環境方針の作成、環境管理システムの導入、環境監査の実施、環境声明書の公表などから成る ³⁵ 。 労働安全性に関する規格。OHSMSは、組織に対し、労働者が安全で衛生的な環境で働くことができるよう配慮することを求めるマネジメントシステム規格の総称 ³⁶ 。
ECS2000 (Ethics Compliance Standard 2000) (日本)	麗澤大学経済研究センター	倫理法令順守マネジメントに関する国内規格。

また国際標準化機構 (ISO) は、ISO14001など既存のマネジメントシステム以外に、CSRに関する国際規格化を検討中である³⁷。

³² 1997年に米国のNPO、CERES (Coalition for Environmentally Responsible Economies) と国連環境計画 (UNEP) が中心となって発足した団体で、企業、NGO、会計士団体、労働団体、環境保護団体、機関投資家などから構成される。経済・環境・社会の要素を取り入れた持続可能性報告のガイドラインを策定し、これを普及させることを目的としている。

³³ 旧Council on Economic Priorities Accreditation Agency (CEPAA)。労組、人権擁護団体、児童労働撲滅組織、研究者、経営者、コンサルタントなどで構成される米国の団体。

³⁴ CSR経営推進協議会ホームページ<http://csr-bj.jma.or.jp/term/index/html>。

³⁵ EICネット (Environmental Information and Communication Network) ウェブサイト <http://www.eic.or.jp/ecoterm/?act=view&serial=105>)。

³⁶ ミツエーリンクス ウェブサイト (http://www.mitsue.co.jp/case/glossary/i_115.html)。

³⁷ 2004年6月には各国のステークホルダー (産業界、労働者、消費者、NGO、政府) が出席したCSR国際会議が開催され「ISOは第三者認証を目的としないCSRのガイドラインを策定すべき」ことが支持され、同月末に開催されたISO/TMBでISOとしての右策定が決定している。

2-2-5. 21世紀 社会的責任投資の進展

今世紀に入ってから、社会的責任投資（Social Responsible Investment、SRI）の急速な拡大が顕著である。

SRIとは、従来型の財務分析による投資基準に加え、法令順守や雇用問題、人権問題、消費者対応、地域貢献など社会・倫理面あるいは環境面から企業を評価・選別し、安定的な収益を目指す投資手法である。社会的責任の観点から好ましく、収益性の期待できる企業を積極的に選択する「ポジティブ・スクリーニング」と、反社会的ないし環境保全に逆行する製品や事業をもつ企業を意図的に排除する「ネガティブ・スクリーニング」のほか、社会正義や地域貢献に配慮したコミュニティ融資や、投資先企業との対話、議決権の駆使、株主提案などからなる株主行動も含まれる³⁸。

SRIの規模は世界的にみて急速に拡大している。1920年代にたばこ、アルコールなどのネガティブ・スクリーニングから始まったアメリカのSRIは、2001年現在、2兆3400億ドルの市場を持つ（図2-2参照）。これは、米国の運用機関が保有している運用資産の12%を占める³⁹。

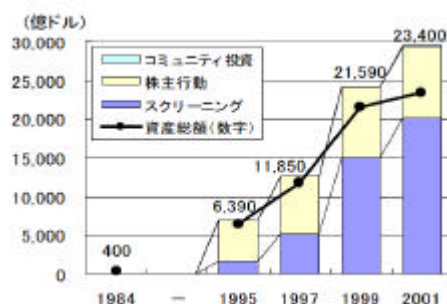


図2-2 米国のSRI資産残高の推移（出所：川村 2003d p.9）

欧州でも、1999年末から2001年の2年間でSRIが30%増加し、111億ユーロから144億ユーロに増加した。2001年末のSRI投資信託のファンド数も1999年末と比較して78%増加し、2002-03年現在、313本に達している⁴⁰。日本でも、エコファンドが1999年に始めて発売されて以来、SRIのシェアが拡大している。2000年3月に2200億円を突破したのをピークに、現在は株式市場全体の低迷を受け、SRI(エコファンド等)の資産残高は2003年2月6日現在で724億円となっているが⁴¹、

³⁸ 川村 2002a p.2。

³⁹ 高 2004, P.124。

⁴⁰ 高 2004, P.129、日刊工業新聞。

⁴¹ 高 2004 P.151。

2003年には住友信託銀行が国内で初めての企業年金向けSRIファンドを設定し、25億円の資金運用を受託するなどSRIのさらなる普及が期待されている。また、環境省が実施した「社会的責任投資に関する日米英3カ国比較調査」(環境省2003)によると、90%近い日本の個人投資家が「証券投資の際には企業の社会的責任を考慮に入れるべきである」と考えており、CSRとSRIの一層の拡大を示唆している。

2-2-6. まとめ

以上の通り、CSRは歴史の流れの中で少しずつ形を変え、対象分野(経済、環境、社会のトリプルボトムライン)や関係するアクターを拡大、変化させながら現在に至っている。図2-3は、CSR活動の起源と変遷をまとめたものである。

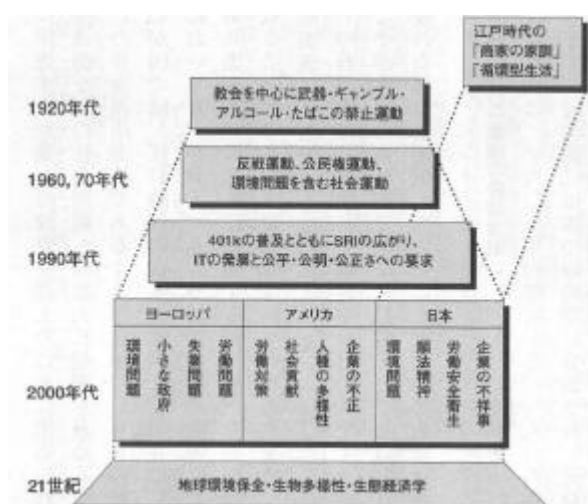


図 2-3 CSR 活動の起源と変遷 (出所:岡本 2004、p.30)

2-3. 企業にとってのCSRの意義

企業はCSRに取り組むことによって、企業倒産などのリスクの低減、経営の効率化、企業ブランド価値の向上、資金調達力の向上、優秀な人材の確保と従業員の意欲向上、新商品・サービス市場の開拓、等といった効果を得られる。このことから、CSRへの取り組みは、企業の価値を向上させる上で極めて重要であると考えられている⁴²。

⁴² 経済産業省 2004a、ジェリー・アンダーソンJR. 1989、p.15。

2-3-1. 企業にとってのメリット

(1) 企業のリスクマネジメントの強化

21世紀初頭、エネルギー大手のエンロンや米長距離通信業界第2位のワールドコムが破たんし、日本でも、リコール隠しなどの不祥事が相次いで発覚した。こうした企業の不祥事は、コーポレートガバナンスの機能不全、問題を隠蔽する企業体質、経営トップと現場との乖離、国民・消費者の視点の欠落等の問題点を露呈させ、国民や投資家は企業に対する信頼を失った。さらに投資家の投資行動を減退させ、経済の悪循環へとつながった。CSRへの積極的な取り組みは、あらかじめ企業に生じうるリスクを十分に検討・分析し、実態を把握するとともに対策を事前に講ずることになり、結果的に、法廷闘争や企業そのものの倒産の回避につながる。

(2) 経営の効率化

良好なステークホルダーとの関係は、消費者ニーズに合った新製品の開発やサービスの提供、労使関係の改善につながり、商品価格を抑え、経営の効率化につながる。業績アップによって株主の利益も保証される。省エネ政策によるコスト削減も期待できる。

(3) 企業ブランド価値の向上 - 消費者からの評価

CSRへの取り組みは企業イメージの向上につながり、それによって販売力をアップさせることができる。「無形資産」としての機能をもつコーポレートブランドは近年大きな影響力を持ち始めている。例えば、コカコーラの96%、ケロッグの97%、アメックスの84%の企業価値は、目に見えない企業イメージや知的財産、企業ブランドにより形成されているという調査結果もある⁴³。

市場が成熟するにつれてコーポレートブランドこそが消費者の「製品・サービスの選択動機」として重要な役割を果たすようになってきており、CSRへの積極的な取り組みは顧客のブランドロイヤリティを高め、その結果、販売促進へとつながる。フェアトレードに取り組むスターバックスやボディショップなど、CSRへの取り組みをコーポレートブランドの強化に役立てているケースは、日本にも海外にも数多く見出すことができる。

(4) 国内外市場での競争力やキャピタル調達力のアップ - 投資家からの評価

近年、SRIの市場が急速に拡大している。CSRは企業の将来業績を予測する上で重要な「ノン・

⁴³ Interbrand(2000) cited in www.csreurope.org 日本総合研究所創発戦略センター作成資料 “CSRを巡る海外の動向”より抜粋

「フィナンシャル・インディケーター」であると認識され始め、この格付けが上がることによって投資増加が期待される。世界の SRI の資産規模は 300 兆円を超えとも言われ、株価に与えるその影響力を無視することはできない。また SRI が中核をなす外国投資家への対応にもつながる⁴⁴。

(5) 優秀な人材の確保と従業員の意欲向上

労働市場が流動化し少子化が進む現在、企業にとって、いかに優秀な人材を獲得するかは大きな課題である。優秀な人材をひきつけるためには、職場環境設備、人材育成、労働条件の向上に取り組むことが必要である。また、社会労働面での CSR の配慮は、従業員の意欲の向上や、離職率の低下をもたらす、優秀な人材の長期的な確保へとつながる。

2-3-2. 企業にとっての収益性

上述のメリットを考慮して、最近では「CSRは企業に負担行為をもたらす活動」という考えから「積極的に企業活動に取り込んでいくことが重要」という考えに移り変わりつつある。経済産業省の中間報告書(2004a)にも「CSRは企業にとって、環境、社会の持続的発展にも通じる広い意味での投資と認識すべきである」と述べられている。

しかし、短期的な視点からすると CSR は赤字を生み出す。三井住友海上火災が作成した CSR 会計計算書によると、2004 年 3 学期分の費用対効果は約 59 億円の赤字だった⁴⁵(表 2-3 参照)。コストとしては、寄付、施設提供などの社会貢献活動費、社員による倫理・法令順守の徹底にかかった諸費用、環境保全のために要した追加費用など、CSR 活動に伴って発生した追加的費用・損失や、通常よりも安く商品などを提供した場合の価格差額などが計上されている。効果面では、紙の使用量の削減や、省エネ電力費など社内で発生した内部効果と、環境対策車向けの自動車保険料割引などの社外からもたらされた効果が区分されて計上されている。実際には CSR 実践による効果が CSR 費用を上回っていたとしても、CSR 効果を金額的に推定することが難しいため、CSR 会計そのものは通常「赤字」となってしまうのである。

⁴⁴ <http://www.csri-japan.jp/csr/igi/index.html>より引用。

⁴⁵ 小野、2004、p.56

表 2-3 三井住友海上火災の CSR 会計計算書の概要（2004 年 3 月期、単位：百万円）

	コスト	内部効果	外部効果
社会貢献・福祉活動費 （寄付、施設提供、支援活動など）	1,164	40	662
倫理・法令順守活動費 （教育、研修、商品・サービス提供など）	1446	117	
環境活動費	4689	363	140
CSR 共通コスト	3		
総計	7302	581	802

しかしながら、長期的な視点からすると、CSRの取り組みは企業業績の向上につながることを示唆するデータがある。例えば、社会的要素を組み入れたファンドは通常のファンドよりも好成績を残している。KLD社の社会的責任投資指数「ドミニ400⁴⁶」に連動した投信は、当時のS&P 500⁴⁷を1%ほど上回るリターンを記録した。また、1993年からのダウ・ジョーンズ・グローバル・インデックス（Dow Jones Global Index）に含まれる企業の成長率は125%だったのに対し、同時期のダウ・ジョーンズ・サステナビリティ・インデックス（Dow Jones Sustainability Index）⁴⁸に含まれる企業の成長率は180%を記録した⁴⁹。日本企業においても、社会的ファンドの方が通常のファンドより好成績である例が見られるようになっている。

「企業業績が良いからCSRに積極的に取り組むことができる」のか「CSRを積極的に取り組んだので企業業績がよい」のかは、実際のところ、これらのデータからは読み取れない。しかし、上述の客観的な検証データ以外に、主観的な意見として「CSRが企業業績に大いに貢献した」と認識しているビジネスリーダーが増えている。例えば2002年にニューヨークで開催された「世界経済フォーラム」でブライス・ウォーターハウス・クーパースが発表した第5回グローバル調査（世界33ヶ国、1161名のビジネスリーダーに対してアンケートを実施）によると、68%のビジネスリーダーがCSRは企業収益に必要不可欠であると答えている⁵⁰。また、2001年にブリュッセルで開催されたベルギー会議（Conference of the Belgian Presidency: Corporate Social Responsibility on the European Social Policy Agenda）では、アディダスやネスル、フォルクスワ

⁴⁶ 兵器や原子力の関連企業を除外した上で、労働・雇用や環境などによる評価基準をクリアした企業を中心に400社で構成される株価指数。

⁴⁷ スタンダード・アンド・プアーズ（Standard and Poor's）社による、米国のリーディング・カンパニー500社の株価指数。

⁴⁸ 1999年から米国のダウ・ジョーンズ社とスイスのSustainability Asset Management（SAM、SRI分野の調査・格付け会社）グループが共同で作成した、世界初のSRI評価に基づく指標。財務の健全性を基礎とした指標。Dow Jones Global Indexに含まれる世界の企業2500社を母数に、経済、環境、社会の3つの観点からSAMが調査士、各業種で上位10%以内の評価企業が採用される。全世界で317社、日本企業は35社が選ばれている（2004年2月25日時点）。CSR経営推進協議会ホームページ（<http://csr-bj.jma.or.jp/term/index/html>）より。

⁴⁹ EC Green Paper, 2001, P.9.

⁵⁰ Aaronson, 2002b P.2

ーゲンなど多くの企業が、CSRが自社のビジネス拡大に役立ったと発言した⁵¹。客観的なデータ分析結果を用いてCSRと企業業績向上との相関関係を立証することはできないが、「CSRは企業収益につながる」とするビジネスリーダーたちの主観的な意見は多く、CSRは企業にとってポジティブな意義を持つことを示唆していると言えよう。

⁵¹ Aaronson 2002a, P.3.

第3章 欧米・日本における「企業の社会的責任（CSR）」の現状

本章では欧米と日本における「企業の社会的責任（CSR）」発展の経緯と現状を概観する。ヨーロッパ諸国の取り組みとして、まず欧州連合（European Union、EU）の取り組みを概観する。次に、欧州の中でもCSR先進国と言われるイギリス、デンマーク、オランダ各国の取り組みを取り上げる。最後に、民間主導でCSRを発達させたアメリカ、そして日本のCSRの取り組み現状について触れる¹。

3-1. 欧州における「企業の社会的責任」の現状

3-1-1. 欧州連合レベルでのCSR発展の経緯・歴史

CSRが欧州連合（EU）に登場したのは比較的最近のことだが、現在では重要な概念として捉えられ、CSR政策が積極的に押し進められている。

EUでは、80年代に多国籍企業が途上国で引き起こした労働問題に対するNGOの反対運動が高まり、これが優先度の高い社会問題として認識され、CSRの考え方にも反映された。また1990年代からは、労働問題そして域内での社会的排除（Social Exclusion）問題²に対応する形で、EUのCSR政策が始まった（表3-1参照）。EUでは発足当時から、経済統合を機に拍車がかかった失業率の上昇が懸念されていたことから、労働問題はEUにおけるCSRの重点分野になった。

1990年代のCSR関連政策は、人権、フェアトレード、雇用問題など個別の分野に分かれていた。しかし2000年のリスボン欧州理事会でCSRが欧州の競争力を強化するための鍵となる概念として取り上げられたことから、以後包括的なCSRの議論が始まった。

EUにおけるCSR政策策定過程で重要な位置を占めているのが、2001年に欧州委員会が作成したグリーンペーパー、同ペーパーに対する公のコメント（パブリックコメント）を反映させて2002年に作成されたホワイトペーパー、そしてCSRに関するEUマルチ・ステークホルダー・フォーラム（CSR EU Multi-Stakeholder Forum）が作成した2004年の最終報告書である。

¹ 本章で使用した文献については、参考文献一覧を参照。

² 社会的排除（Social Exclusion）とは、経済・文化・政治など何らかの理由で人々が社会から排除される状態を指す。社会的疎外と訳されることもある。

表 3-1 EUにおけるCSR政策の歴史

日付	政策	内容
1996年1月	CSRヨーロッパ(CSR Europe)の設立	欧州におけるビジネスリーダーによる「社会的排除に反対するビジネス宣言(European declaration of businesses against social exclusion)」を受けて、CSRに焦点を当てた企業間ネットワークの必要性からCSRヨーロッパ(CSR Europe)が発足した。現在では60社を超える多国籍企業が参加。CSRに関する情報の共有化、人材育成、利害関係者との協議など、欧州のCSR政策に積極的に参画している。
1996年12月	欧州議会(European Parliament)による人権に関する年次報告書(Annual Report on Human rights)	欧州議会は人権に関する年次報告書を通じて、発展途上で事業を展開する欧州の企業に対し、企業憲章の作成を勧告した。
1998年7月	欧州議会によるフェアトレードに関するファッサレポート(Fassa report on fair trade)の認証	同上。
1998年11月	ギレンハマー・レポート(Gyllenhammar report)	1997年11月のルクセンブルク雇用サミットの結果創設された「ギレンハマーグループ」が、1,000名以上の従業員を雇用する企業は、「その社会的活動の影響を説明するため」年1回「リストラ(変化)対応報告書」を発行すべきだと勧告している。
2000年3月	リスボン欧州理事会の結論	「EUは世界においてもっとも競争力を有し、ナレッジ(知識)ベースのダイナミックな経済を築き、より多くの、より質の高い雇用機会と社会的結束の向上により、持続可能な経済成長を実現する」という今後10年の目標を設定。これを受けて欧州理事会は、生涯学習、労働組織、機会均等、社会的縫合、持続可能な発展のベスト・プラクティスについて、企業がその社会的責任を意識するよう呼びかけている。
2000年	ヨーテボリ欧州理事会	リスボン欧州理事会の結論を補完するため、「持続可能な開発のための欧州戦略」が採択された。気候変動、クリーンエネルギー、健康への害、自然資源の管理、輸送と土地利用の改善などが盛り込まれた。
2000年6月	コトヌウ協定(The Cotonou Agreement-Partnership Agreement between the Members of the African, Caribbean and Pacific Group of States of the One Part, and the European Community and Its Member States, of the Other Part)	主にEUとアフリカ、カリブ、太平洋諸国との開発政策の取り決めであるが、途上国での労働条件、人権の尊重を促す項目もあり、これらの国々において多国籍企業が労働基準や人権を遵守するよう促された。
2001年	OECD多国籍企業ガイドラインの改定。	欧州議会議員Richard HowittがOECD多国籍企業ガイドラインの改訂に大きく貢献。
2001年5月	EUがスポンサーの会議(“Best Business Practices for Corporate Social Responsibility.”)がブリュッセルで開かれる。	会議を受けて欧州委員会は、OECD多国籍企業ガイドラインのウェブサイト上でインターネットベースのディスカッションフォーラムを運営することになった。
2001年5月	トリプルボトムライン投資に関するリスボン会議(Conference on Triple Bottom Line Investing in Europe in	欧州委員会が企業に対して、トリプルボトムラインを適用することを勧告した。

	Lisbon)開催	
2001年7月	<u>ECによるグリーンペーパーの提出</u>	「グリーンペーパー：CSRに関する欧州枠組みの促進（“Green Paper: Promoting a European Framework for Corporate Social Responsibility”）」（European Commission (2001)）が提出された。
2001年11月	CSRに関するベルギー議長国会議	会議のテーマは「CSR：欧州の視点」。1000人以上が集い、欧州におけるCSRの関心の高さを示す。国レベル、国際レベルでCSRにどのように取り組んでいったら良いのかが話し合われた。
2001年12月	欧州連合理事会	CSRに関するグリーンペーパーをフォローする理事会決議。
2002年7月	<u>CSRに関する通達「ホワイトペーパー」の提出</u>	グリーンペーパーに対して250件以上のパブリックコメントが寄せられ、それをもとに欧州委員会はCSRに対する考え方をより明確にし「ホワイトペーパー（European Commission (2002), “Communications From the Commissions concerning Corporate Social Responsibility: A business contribution to Sustainable Development”）」として公表。マルチ・ステークホルダー・フォーラムを設置すること、企業によるCSR報告書の作成、第三者による評価検証方法、ラベリング制度などのテーマを議論し、2004年中頃までに合意されたガイドラインを策定することが提案されている。
2002年10月	CSRに関するEUマルチ・ステークホルダー・フォーラム（CSR EMS Forum）の設立	CSR EMS Forum は実業界、労働組合、NGOなどのステークホルダーを集めて、CSR実施方法の革新、透明性、収斂などを求めている。
2004年 6月18日	<u>欧州連合 憲法草案採択</u>	以後2年以内に各国内で批准することを目指している。スペインは2005年2年7割の賛成票で批准が決定。イギリス、フランスは同年5月に国民投票を予定している。
2004年 6月29日	<u>マルチ・ステークホルダー・フォーラム 最終報告書提出</u>	「CSRに関するEUマルチ・ステークホルダー・フォーラム（European Multi-stakeholder Forum on CSR）が最終報告書（‘Final results and recommendations’）を提出。

（出所：高 2004、Aaronson 2002b 基に作成）

3-1-2. EUレベルでの法制度・政策

主なEUレベルでの法制度・政策は表3-1にまとめたとおりであるが、2001年のグリーンペーパー、2002年のホワイトペーパー、2004年のマルチ・ステークホルダー・フォーラムの最終報告書はEUのCSR政策を総括するものなので、以下に詳しく述べる。また本項では、EUにおける近年の動向として、EU憲法の草稿や会社法の改正などを取り上げる。

（1）グリーンペーパーの要点

EUの行政執行機関である欧州委員会は2001年7月に「企業の社会的責任に関する欧州枠組みの促進（“Promoting a European Framework for Corporate Social Responsibility”）」と呼ばれるグリ

ーンペーパーを発行した。グリーンペーパーは EU の CSR 政策案ではなく、様々な関係者と CSR に関する議論を展開していくために、そのたたき台として CSR の定義や CSR を適用するための仕組み・制度を包括的にまとめたものである。グリーンペーパーは企業が経済問題だけでなく、環境・社会問題にも自発的に取り組む「トリプルボトムライン」の考え方に沿っており、CSR の諸問題を（１）企業の社内管理（内部的側面）（２）企業と経済・社会との相互関係や、企業が経済・社会にもたらす影響の管理（外部的側面）（３）全体的側面?の３つに分類、整理している（表 3-2 参照）。

表 3-2 グリーンペーパーの要点

CSR の内部的側面	CSR の外部的側面	CSR の全体の側面
<p><u>1. 人的資源管理</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 業務・昇進機会の男女平等 ● 採用時の差別撤廃 ● マイノリティ、年配者、女性などの採用 ● 市場性のある職業能力（研修・教育） <p><u>2. 職場における健康・安全管理</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 法制定とその施行という現在の手法を越えた健康・安全管理 ● 安全かつ衛生的に製造されたことを示す「安全衛生」ラベル ● 安全・衛生認証を受けた供給者からの政府調達 ● デンマークの公的機関購入者連盟（IKA）やオランダの安全契約業者チェックリスト（SCC） <p><u>3. 変化への対応</u></p> <p>社会的に責任のあるリストラ M&A の手順など</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 情報公開 ● 協議 ● 官民の連携 ● 職員に対する教育・研修、免職者の職業相談 <p><u>4. 資源および環境インパクト管理</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 資源消費量の削減 ● 環境負荷の低減と収益性の両立 ● 統合的製品政策（製品がライフサイクルを通して環境に与える影響を考慮） 	<p><u>1. 地域社会</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域社会の研修 ● 社会パートナーと共同で保育サービスを提供 ● 国際的な企業にとって地域社会との関係は重要 <p><u>2. ビジネスパートナー、サプライヤー、消費者</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 現地調達 ● 大企業が小規模な企業に出資し事業を支援（コーポレート・ベンチャー） <p><u>3. 人権</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 腐敗撲滅 ● 贈収賄禁止 ● 第三世界の労働基準遵守（児童労働など） ● 従業員の行動規範 ● 地域社会への情報開示 ● 問題に対処するための研修 ● 社内外の検証システム <p><u>4. グローバルな環境</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 持続的な発展 	<p><u>1. 社会的責任統合マネジメント</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 倫理原則に基づく経営 ● 既存の経営システムの単なる付け足しとしての倫理規範ではない ● 産学連携による現実的な事業倫理教育プログラム、研修の増加 <p><u>2. 社会的責任監査</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 多様なアプローチと指標 ● 取り組むべき課題 ● 雇用問題（人的資源管理 協議交渉、研修、役員会の説明責任）を検討した報告書はほとんどない <p><u>3. エコラベル、ソーシャルラベル制度</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 製品が「搾取・濫用とは無関係」という証明する。 ● 人々にどのような形の濫用があるのか周知徹底するための意識改革と問題に関する教育が必要。 <p><u>4. 社会的責任投資（SRI）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 多すぎるファンドの種類 ● 企業の格付けプロセスの標準化とファンドの相互比較が重要

（出所：EU 2001、高 2004 を基に作成）

このようにグリーンペーパーでは、労働管理、特にリストラに伴う大規模な人員削減に対する対策が強調されている。具体的には、情報開示、事前協議を通じてのレイオフ、従業員の職業再訓練などの「責任ある人員削減」が求められている。そのほか、社会パートナーとの対話の重要性、児童労働や人権への配慮、責任ある消費を実現するための環境ラベルや社会的基準に沿った条件下で製造されていることを証明する社会ラベルの推奨、外部モニタリングと第三者検証を可能にするシステムを標準化することの必要性が謳われている。

(2) ホワイトペーパーの要点

グリーンペーパーの発表から約1年後の2002年7月、「企業の社会的責任に関する通達：持続可能な発展に対する企業の貢献（“Corporate Social Responsibility: a business contribution to Sustainable Development” (EC 2002)）」と題されるコミュニケーションペーパー（通称ホワイトペーパー）が発行された。このホワイトペーパーには、グリーンペーパーに対する各関係者のコメントが反映されている。グリーンペーパー発行後、産業組織（欧州産業経営者連盟³、ユーロコマース、CSRヨーロッパなど）、NGO（欧州労働組合連盟⁴、アムネスティ、世界自然保護基金⁵など）、企業（BP、リーバイストラウス、フォード、シーメンス、ケロックなどの大企業46社）から250件近くのコメントが寄せられた。これを受けて欧州委員会は通達を出し、CSR政策に関する基本戦略「実行可能な枠組み」を提示した（表3-3参照）。また、さらに協議を継続するためにマルチ・ステークホルダー・フォーラムを設立した。

表 3-3 ホワイトペーパーの骨子

<p><u>1. CSR による肯定的な影響の認識を高めるための情報戦略</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 社会的責任・環境責任と競争力・持続可能な発展の関連性を立証する調査を進める。 ● CSR の認知度を高める各ステークホルダーの活動をサポートする。 ● CSR の実務 CSR が企業や地域・国に及ぼす影響についての分析と普及を推進。
<p><u>2. CSR のベスト・プラクティスの促進・交換のための情報戦略</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 既存の事業支援網に CSR を組み込み、企業間の CSR のグッド・プラクティスに関する情報交換を推進。 ● 加盟国間の情報交換を推進するため、欧州委員会は「加盟国における CSR 実務のピア・レビューを実施して、規制枠組みの成果と付加価値を評価し制度を監視すること」を提案
<p><u>3. CSR 管理手法の開発を促進するための教育戦略</u></p> <p>CSR 教育をマネジメント研修の一環として推進。</p>

³ Union of Industrial and Employers' Confederations of Europe (UNICE)

⁴ European Trade Union Confederation (ETUC)

⁵ World Wide Fund for Nature (WWF)

<p><u>4. 中小企業におけるCSR 促進を支援するための戦略</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 中小企業におけるCSR を理解するための調査を推進。 ● 中小企業間の情報交換を推進。 ● 中小企業のための「使いやすい」CSR ツールを開発し普及させる。 ● 大企業と中小企業の協力と中小企業への指導の促進。 ● 第三世界諸国での活動影響についての認識を高める。
<p><u>5. CSR のツールと実務の透明性・収斂を推進するための戦略</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 行動規範 (Code of Conduct) ● マネジメント規格 (Management standards) ● 会計・監査・報告制度 (Accounting, auditing and reporting) ● ラベル制度 (Labels) ● 社会的責任投資 (Socially Responsible Investment、SRI) <p>上記 5 つのCSR 推進ツールを挙げ、このうち行動規範、会計・監査・報告制度については企業が柔軟かつ任意に採用できるものとしている。ラベル制度とSRI の評価制度については、ある程度の規格化や標準化が必要だとしている。</p>
<p><u>6. CSR のメインストーリーミング化</u></p> <p>EU は、労働・社会保障政策、産業政策、環境政策、消費者保護政策、政府調達政策のすべてにCSR の観点を取り入れていくことを表明。</p>
<p><u>7. EU マルチ・ステークホルダー・フォーラムの立ち上げ</u></p> <p>2002 年 10 月にはEU マルチ・ステークホルダー・フォーラムが発足。</p>

(出所：EC 2002、高 2004 を基に作成)

(3) マルチ・ステークホルダー・フォーラムによる最終報告書

ホワイトペーパーの勧告に従って発足したマルチ・ステークホルダー・フォーラムは、4つの分科会(「CSRに関する知識の向上、経験とグッド・プラクティスの交換の促進」、「中小企業におけるCSRの促進」、「CSR実務とツールの多様性、収斂(Convergence) 透明性」、「CSR発展の諸側面」)で円卓会議を3回開催し、表3-4のように最終報告をまとめた。

表 3-4 マルチ・ステークホルダー・フォーラム最終報告書の骨子

<p>A. CSRに対する認識と知識の向上 (Raising awareness and improving knowledge on CSR)</p>
<p>1) CSRに関する知識の向上およびCSRの認識の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ● OECDガイドラインや、ILO tripartite宣言など国際合意のフレームワークを熟知し、CSRに関する認識を喚起する。 ● これらのフレームワークを容易に理解できるようなツールを作る。
<p>2) CSRに関する情報収集 情報伝達</p>

3)	<ul style="list-style-type: none"> ● ステークホルダーによるイニシアティブ、ケーススタディなどの情報収集 ● マルチ・ステークホルダー・フォーラムによるインターネットポータル運営 ● 中小企業への情報提供。 <ul style="list-style-type: none"> ● 実証調査、比較調査を実施、より定性的な調査を進める。 ● ECのサポート（6th research framework programmes）のもと、CSRのマクロレベルのインパクト調査、公的機関の環境・社会に配慮した調達に関する調査、サプライチェーンに関する調査、適正な技術移転に関する調査、コーポレートガバナンスとCSRの関係に関する調査に重点を置く。
B. CSRのメインストリーム化に向けてのキャパシティ・ビルディング (Developing the capacities and competences to help mainstream CSR)	
4)	企業におけるキャパシティ・ビルディング <ul style="list-style-type: none"> ● サプライチェーン、分野別イニシアティブなどのレベルで、企業間あるいはステークホルダー間の協力推進 ● CSRを漸次的に導入するために必要な情報を提供する。企業のすべての部署やレベルで情報を入手できるようにする。 ● 売人と買人との間で、持続可能なサプライチェーンについての経験のシェア拡大 ● 企業の日常業務においても、CSRを推進。キーパフォーマンス指標（Key Performance Indicators）など、企業業績とCSRの関係を測るツールを使ってCSRを推進する。企業内でCSRに関するトレーニングを行う（CSR担当者に対するトレーニングを含む）
5)	キャパシティ・ビルディングを行う人のキャパシティ・ビルディング <ul style="list-style-type: none"> ● ビジネスアドバイザーや、消費者組織、労働組合などでCSRに関する人材育成を行う。 ● CSR担当者に対するトレーニング（ベスト・プラクティスの実施方法など）。 ● ビジネスアドバイザーに対して、効果的なCSR実施のノウハウを指導する。
6)	CSR教育 <ul style="list-style-type: none"> ● ビジネスマネージャーや大学院のカリキュラムにCSRコースを作成する。
C. CSRを実施できるような環境作り (Ensuring an enabling environment for CSR)	
7)	CSRに適切なコンディションづくり <ul style="list-style-type: none"> ● EU各国の政府や関連機関が調整を図る。 ● 企業から各ステークホルダーへ情報がいきわたるようにする。 ● 企業によるCSR活動方針策定にあたっては、企業のビジョンに合う項目を抽出する。 ● 既存の透明性確保のためのツールなどの中に、適切なパフォーマンス指標がないか検討する。 ● ステークホルダーによって異なる企業への期待など、複雑化するCSRに対する理解を深めるため情報収集を継続する。 ● ツールのリスクやコストを検討し、データの質を保証する。 ● 継続的な学習。
8)	ステークホルダー間の対話を発展させる <ul style="list-style-type: none"> ● ステークホルダー間の画期的な協力方法について模索する。 ● 経営陣と従業員・労働組合との対話は重要。 ● 企業のローカルレベルでの対話促進。
9)	EUの役割 <ul style="list-style-type: none"> ● 持続可能な発展に向け、欧州および国際レベルでリーダーシップを発揮する。 ● 人権、社会権および環境保護に関する国際合意について、各国の批准を促す。 ● 人権、社会的・経済的権利を保護し、特に発展途上国における経済・環境・社会的進歩につながるような環境を提供する。 ● 社会・環境的配慮を伴う公共資金の使用について検討する。

（出所：Multiple Stake Holder Forum 2004 を基に作成）

欧州議会と欧州委員会の最新の動向としては、(1)欧州憲法の制定(2)年次報告書の義務化(3)

EU 年金法、が挙げられる。

2004年6月18日に採択されたEU憲章の草稿には、CSRの基本概念である完全雇用、社会統合、環境保護に基づく持続可能な発展を推進するというEUの目的が明言され、CSRを推進する上での重要な法的根拠となった。なお、同憲章第I-3項では以下のように定めている⁶。

3. 連合の目標

(略) 3. 連合は、均衡のとれた経済成長にもとづく欧州の持続可能な発展、完全雇用および社会的進歩をめざす高度に競争的な社会市場経済、ならびに環境の質の高水準の保護と改善に向けて活動するものとする。また連合は科学技術の進歩を推進するものとする。連合は、社会的疎外および諸差別に対抗し、社会的正義および社会的保護、男女の平等、世代間の連帯ならびに子供の権利の保護を推進するものとする。連合は、経済的、社会的および領土的結束ならびに構成国間の連帯を推進するものとする。

連合は、その豊かな文化的かつ言語的な多様性を尊重し、欧州の文化遺産の保全と向上を確保するものとする。

4. より広い世界との関係においては、連合はその価値および利益を堅持し推進するものとする。連合は、平和、安全、地球の持続的な発展、人々の連帯と相互尊重、自由かつ公正な貿易、貧困の撲滅、および人権の保護、とりわけ子供の権利の保護、ならびに国際連合憲章の原則の尊重をはじめとする国際法の厳格な遵守および発展に貢献するものとする。

なお、企業の非財務情報の開示を年次報告書で義務付ける内容を示した「透明性に関するEU指令(Transparency Directives)」は、EU議会の第一読会を通過したが、保守派委員の反対で成

⁶ 衆議院憲法調査会事務局作成資料(東京大学中村民雄助教授翻訳)、引用:日本総合研究所(2004b) EU憲章ファイナルドラフトp.16。以下原文。

3. The Union shall work for sustainable development of Europe based on balanced economic growth and price stability, a highly competitive social market economy, aiming at full employment and social progress, and with a high level of protection and improvement of the quality of the environment. It shall promote scientific and technological advance. It shall combat social exclusion and discrimination, and shall promote social justice and protection, equality between women and men, solidarity between generations and protection of the rights of the child. It shall promote economic, social and territorial cohesion, and solidarity among Member States. The Union shall respect its rich cultural and linguistic diversity, and shall ensure that Europe's cultural heritage is safeguarded and enhanced.

4. In its relations with the wider world, the Union shall uphold and promote its values and interests. It shall contribute to peace, security, the sustainable development of the Earth, solidarity and mutual respect among peoples, free and fair trade, eradication of poverty and protection of human rights and in particular the rights of the child, as well as to strict observance and to development of international law, including respect for the principles of the United Nations Charter.

立しなかった。ただし、ホワイトペーパーでも勧告された EU の公共資金の用途について、社会的・環境的要素を加味して運用する動きは進んでいる。例えば、現在、欧州議会年金フォーラム⁷が、EU の年金政策を議論しており、持続可能な年金⁸や企業年金の実施に関する EU 指令⁹の中で、社会的責任投資についても言及している。また、「公的調達に関する EU 指令¹⁰」が妥結し、社会・環境面を配慮した調達が可能になった。さらに、会計（会社法）に関する EU 指令¹¹の審議が 2005 年 6 月 4 日から開始され、企業の取締役に対する財務・非財務情報に関わる情報開示責任について討議される予定である。

3-1-3. EU レベルでの CSR の特徴

欧州における CSR の特徴は、政府が CSR の推進に積極的に関与していることだろう。政策の決定過程は、パートナーシップの原理に基づいて、労働組合、NGO、ビジネスパートナー、企業など様々な関係者との議論に時間をかけている。欧州における CSR の考え方の特徴は、法令順守や企業倫理は企業にとって当然の義務と理解されているため CSR とは認識されないこと、CSR は社会問題の解決に企業が参画することを指し、企業は自社の取り組みを社会問題の解決と関連づけて説明するよう求められることなどである¹²。

3-2 イギリスにおける「企業の社会的責任」の現状

3-2-1. CSR 発展の経緯・歴史

イギリスの CSR は、1920 年代のたばこ、アルコール、ギャンブルに関連する企業への投資回避運動を起源にしていると言われる。イギリスには資本主義国家としての歴史があり、労働組合や労働運動が発達している。また、急速な工業化に伴う公害問題、強制労働、児童労働、貧困問題に対する市民社会の活動が活発である。

政府主導による CSR 政策の取り組みはブレア政権（1997 年～）になってから活発化し、2001 年に実施された英国政府の CSR 関連活動に対する監査でも、CSR 関連の政策が 60 も挙げられ

⁷ European Parliament Pension Forum、EPPF

⁸ Sustainable pensions

⁹ Implementation of the occupational pensions directive

¹⁰ EU's public procurement directives

¹¹ EU's Accounting Directives - Company Law

¹² 経済産業省 2003, P.21。

た。CSRに関する主要な政策としては、倫理的貿易イニシアティブ(Ethical Trade Initiative、ETI) 改正年金法の制定、改正会社法の草案作成などがある。イギリスは、政府の積極的関与という意味でも、NGOの活動という意味でも、CSR先進国として位置づけられている。

イギリスで企業フィランソロピーが本格化したのは、サッチャー政権(1979~1990年)以降である。1979年には雇用創出を目的に、企業連合の第1号「地域社会支援企業連合(Business in the Community、BITC)」が発足し、1986年には企業が利益の一部を地域に寄付するよう促すパーセントクラブが生まれた¹³。

イギリスにおけるCSRの発展と主な政策は表3-5に示す通りである。

表3-5 イギリスにおけるCSR発展の経緯・主な政策の歴史

日付	CSR政策・CSRに関する出来事	内容
1920年代	ネガティブスクリーニングによる投資行動が始まる。	たばこ、アルコール、ギャンブルに関連する企業への投資回避運動が起こる。
1979年	地域社会支援企業連合(Business in the Community、BITC)の設立	BITCは、参加企業が資金、人材、設備などを提供し、小規模企業の起業や開発支援を通じて、雇用を創出しようとする組織。教育と職業訓練、小規模企業支援、環境保全、都市と農村の再生、文化・リクリエーション施設の拡充、障害者・高齢者援護などのコミュニティ活動を、企業が中心となって展開した。
1983年	SRI調査機関EIRIS社(Ethical Investment Research Services)の設立	反アパルトヘイトの立場を表明する目的で設立された教会とチャリティーグループによるNGO団体。
1884年	英国初の倫理的投資信託の発売	英国初の倫理的投資信託(Friends Provident Stewardship Fund)が設定される。
1986年	パーセントクラブの設立	税引き前利益または配当の一部を地域のために寄付する動きが芽生えた。
1987年	SustainAbility設立	ジョン・エルキントン氏(J.Elkington)らがロンドンにSustainAbility Limitedを設立。トリプルボトムラインの発想に基づいた経営戦略のコンサルティングを始める。
1988年	エコファンドの発売	エコファンド(Green unit trusts)Merlin Ecology Fund(現Jupiter Ecology Fund)を設定。
1991年	SRI連合組織の発足	SRI連合組織、イギリス社会と牛フォーラム(UK Social Investment Forum)が設立される。
1996年	社会倫理説明責任研究所(Institute of Social and Ethical Accountability、ISEA)	社会倫理説明責任研究所(ISEA)設立。
1997年	倫理的貿易イニシアティブ(Ethical Trade Initiative、ETI)が始まる。	米国政府と共同で、企業の人権・労働基準遵守を盛り込んだ自発的な企業憲章の制定を促すイニシアティブがスタート。Chevron、Texaco、Freeport McMoran、Conoco、Shell、BP、Rio Tinto、Human Rights Watch、Amnesty International、

¹³ 南村 2003 p.158。

		International Alert、Lawyers Committee for Human Rights、Fund for Peace、Council on Economic Priorities、Business for Social Responsibilityなどが参加。
1997年	トリプルボトムラインの概念提起	環境コンサルタント SustainAbility 社ジョン・エルキントン氏が「経済性、環境適合性、社会適合性」から企業を評価する「トリプルボトムライン」の概念を提起した。
1999年 1999 - 2000年	AA1000 (Account-Ability 1000) の発表 「安全性と人権に関する自発的原則 (Voluntary Principles on Security and Human Rights)」の制定	ISEA が説明責任に関する規格 AA1000 (Account-Ability 1000) を発表 米国政府と共同で制定された原則。ナイジェリアやインドネシアなど摩擦が生じやすい国で、ガス、石油、鉱物産業に携わる企業に対し、自発的に企業憲章を制定するよう促す。労働基準や人権への配慮が謳われたが、米国エクソンモービルが参加せず、問題となった。
2000年7月	改正年金法の制定	年金運用受託者 (機関投資家) に対し、投資原則ステートメントで環境・社会・倫理面の考慮と議決権行使のための基本方針について情報開示するよう義務付けられた。
2001年4月	気候変動協定の締結	気候変動税が導入された。家庭用以外の全てのエネルギー消費に対し、所定の税率が適用される。協定を締結した場合、法定税率が 80% 軽減される。この協定を締結した企業は、対象工場ごとにエネルギー使用量、生産量をモニタリングし、2年ごとに環境・交通・地域省 (Department of the Environment, Transport and the Regions, DETR) に報告することになっている。
2001年4月	CSR 担当大臣の任命	キム・オーウェル博士 (Kim Howells) が初代 CSR 大臣に就任。
2001年	グリーン調達 (Green Procurement) に関するスタディグループを創設	政府機関による、環境に配慮した調達指針策定に関する勉強会が発足。
2001年7月	FTSE4 Good index の開始	英国の株価指数プロバイダーである FTSE グループ (http://www.ftse.com/) によって構築された SRI インデックス。たばこなどのネガティブスクリーニングを行った後、環境面、社会面、人権の面が考慮される。
2001年10月	英国保険協会 (Association of British Insurers, ABI) による SRI の情報開示ガイドランの発表	投資先企業の年次報告書に求められる情報に関するガイドライン。人権擁護、従業員の権利、環境保護、地域貢献、サプライチェーンマネジメント、生産者責任、不正・腐敗防止などの非財務的要素の情報開示の指針が示されている。また、社会・倫理・環境の問題が企業価値に与える影響、関連するリスク管理の社内体制、取締役会の指導的役割について言及されている。
2001年11月	環境・食糧・地方省 (Department of Environment, Food, and Rural Affairs) が環境報告についてガイドラインをとりまとめる	当時既に温暖化防止、産業廃棄物、水などに関して企業の報告が求められていたが、企業による環境報告書の作成方法と指標などに関するガイドラインが発行された。
2002年	採取産業透明性イニシアティブ (Extractive Industry Transparency Initiatives, EITI) が始まる。	ヨハネスブルグのサミットでブレア首相が打ち出した政策。石油、ガス、鉱物産業で事業を行う企業と、政府の資金の流れを透明化させる目的がある。1990年に米国と共同で展開した同様のイニシアティブが基になっている。現在はアゼルバイジャン、ナイジェリア、ガーナなどで導入され、世銀 IMF などの国際機関や、31ヶ国の NGO・企業・投資家からサポ

		ートを受けている。
2002年2月	反テロ法 (Anti-terrorism Crime and Security Act) の改正	反テロ法 (Anti-terrorism Crime and Security Act) に、海外におけるイギリス企業の賄賂行為を禁止する条項を含めた。2月14日発行。
2002年7月 2002年10月	会社法改正の議論開始、会社法改正の試案の提出 企業責任インデックス (Corporate Responsibility Index) を発表	「取締役の義務に関する一般原則」の変更案が提出された。 BITCが開発。
2004年5月	事業および財務評価 (Operating and Financial Review, OFR) に関する法改正案の提示	同年8月までパブリックコメントを受け付け、11月に政府による返答があった。

(出所: Aaronson、清水、岡本、UK(2004)などの文献から作成)

3-2-2. イギリスにおける CSR の特徴

イギリスは CSR 最先進国と言われている。政府の主導のもとで CSR 政策が進められ、政府の役割が重要視されている。イギリスにおける CSR の特徴の1つは、CSR 政策に対する政府の関与が強く、政府が幅広い政策分野 (開発、貿易、投資、年金、その他の公共政策) で CSR 推進のイニシアティブをとっていることだ。2001年に実施された政府の CSR 関連活動に対する監査では、CSR 関連の政府プログラムが60あった¹⁴。2001年4月には、世界で初めて CSR 担当大臣 (初代大臣はキム・オーウェル博士) が任命された。CSR 担当大臣の下で政府政策内の調整が図られ、複数の分野にわたる CSR モニタリングが行われている。議会でも2つの超党派の政策グループ¹⁵が CSR を推進している¹⁶。ブレア首相をはじめとする政府指導層のみならず、皇太子も CSR 推進に力を入れている。

イギリスの CSR 政策の第2の特徴は、年金法や社会的責任投資 (Socially Responsible Investment: SRI) など市場の力を原動力として CSR の推進を図っていることである。1999年7月の時点で SRI を考慮していた職域年金基金はほとんどなかったが、2000年7月には投資原則ステートメントで SRI を明言した基金が全体の59% (資産規模では78%) を占めるまでに至り、割合は今後も増えていくものと見られている。

市民社会の CSR の取り組みが盛んなことも、イギリスの特徴と言える。数多くの NGO が活発に運動を展開しており、CSR 政策推進でも多様なステークホルダーの連携が強調されている。

¹⁴ Aaronson 2002 p 27。

¹⁵ 社会的責任に関する全党議会グループ (All-Party Parliamentary Group on Corporate Social Responsibility) と社会的責任投資に関する全党議会グループ (and the All-Party Parliamentary Group on Social Responsible Investment)。

¹⁶ The Copenhagen Center 2003, p.91

3-2-3. 法制度・政策

前述の通りイギリスの CSR 政策は多岐にわたるが、ここではその中でも画期的で代表的な政策である年金法・会社法の改正と、国際開発省（Department for International Development、DIFD）の活動について取り上げる。

（１）年金法の改正

2000 年 7 月、年金法（Pensions Act 1995）が改正された。これにより職業年金の受託者は、投資銘柄の選択・保有・売却に際して、社会・環境・倫理面を考慮しているか、考慮している場合はどの程度の考慮か、投資に付随する権利（議決権を含む）の行使を規定する方針があるか、ある場合はどのような方針か、投資方針書で情報開示するよう求められることとなった。年金法改正以前も、英国証券取引所に上場する企業については、企業の自主的な取り組みとしてトリプルボトムラインに基づく報告書を作成することがトレンドにはなってきたが、政府から義務付けられたのは初めてのことであった。2000 年の時点で 59% の英国年金基金が CSR を考慮したものだったが、この年金法の改正によりさらに SRI が拡大すると予想されている。

（２）会社法の改正への動き

英国では現在、会社法（Company Law、日本の商法にあたる）の見直しに関する議論が行われており、この中で企業の社会的責任に関連した事項を盛り込む必要性が指摘されている。2002 年 7 月に公表されたホワイトペーパーでは、「取締役の義務に関する一般原則」で「取締役は重要性のある要因を誠実に考慮に入れて意思決定をしなければならない」とされ、その対象を以下のように具体的に挙げている。

雇用に関する自社の方針

環境問題に関する自社の方針

社会問題・地域コミュニティ問題に関する自社の方針

上記 3 項目の方針が実施された結果としてのパフォーマンス

その他、自社の名声に影響を与える事項

2004 年 5 月に、事業・財務評価¹⁷の試案が公表された。この試案では、企業が同評価に企業のビジネス目的や、戦略、リスクなどの説明を含め、労働・環境・社会的問題、コミュニティに対する活動について報告することを義務付けるよう提言されている。2004 年 8 月まで市民や企

¹⁷ Operating Financial Review、OFR

業のコメントを受け付け、同年 11 月にそのコメントに対する政府の回答が発表された¹⁸。

(3) 国際開発省の取り組み

国際開発省 (Department for International Development、DFID) は 1998 年、ビジネスパートナーシップ部を設立し、社会的に責任のある企業は、労働条件・生活条件を向上させることができるとの考えから、2000 年に企業・投資業界に向けた白書「世界貧困削減：グローバル化を貧困層のために活かす¹⁹」を発表した。2001 年には貧困に対する企業の CSR ベスト・プラクティスを推進するチームを設置し、開発における CSR というテーマに取り組んでいる。

3-2-4. 企業の取り組み

企業にとって CSR はビジネスの成功に必要な要素だと認識されており、持続可能な発展に配慮した CSR 活動に力を入れている企業が数多くある。ニューズウィーク誌が実施した「企業の社会的責任ランキング」によると、上位 100 位のうち 35 社がイギリス企業で占められている。CSR の分野別のスコアでも、ドイツ、フランスや北欧諸国、日本、アメリカを抑えて、企業統治部門、従業員部門、社会部門でイギリス企業がトップだった²⁰。

前述の地域社会支援企業連合の参加企業は 700 社以上にのぼり、同 NPO が開発した CSR 評価指標、企業責任指数²¹は、2002 年には 122 社、2003 年には 139 社に導入されており、CSR の関心の高さを表している²²。

イギリスには、ボディ・ショップ (Body Shop) など、CSR 活動により企業ブランドを向上させ、ビジネスの成功につなげた例が数多くあるが、ここではイギリスの電力小売会社である TXU ヨーロッパの例を取り上げる。

¹⁸ <http://www.gnn.gov.uk/environment/detail.asp?ReleaseID=136758&NewsAreaID=2&NavigatedFromDepartment=False> Draft Regulations on the Operating and Financial Review and Directors' Report A consultative document
http://www.dti.gov.uk/cld/pdfs/ofr_condoc.pdf <http://www.csr.gov.uk/ukpolicy.shtml>

¹⁹ Eliminating World Poverty: Making Globalization Work for the Poor

²⁰ Newsweek, 2004.6.2 p.73。なお、上位 100 社に入った日本企業は 15 社、米国企業は 7 社となっている。

²¹ Corporate Responsibility Index

²² <http://www.csr-forum.gr.jp/cri/aboutCRI/04.html>

Box.1 TXU ヨーロッパの例 (UK DTI 2002)

TXUヨーロッパはイギリス国内最大の電力の小売会社であり、エネルギー小売会社としては国内第2位である。傘下にはイースタン・エネジー (Eastern Energy) とノルウェー・エネジー (Norweb Energy) がある。TXU コーポレーションは世界で1,100万人の顧客を抱えている。

TXUは、政府と「家庭内エネルギーの効率性スキーム」(Home Energy Efficiency Scheme、HEES)を実施するための契約を結んだ唯一のエネルギー会社である。TXUヨーロッパでは、年金生活者のために企画された新しいエネルギーサービス「ステイ・ウォーム」スキームを導入した。「ステイ・ウォーム」の対象である年金生活者は、使用したガスや電気の総量に応じて支払いをするのではなく、住居の寝室の数と居住者の人数に基づいて、定期的に固定の支払いをする。顧客は、予想以上のエネルギーを使用した場合も追加の請求やコストは発生しないので、正確に予算を組むことができる。TXUヨーロッパにとっては、請求書の発行や顧客からの問い合わせなどの諸コストをなくし、経営の効率化を推進することができる。

「ステイ・ウォーム」の顧客は全員、省エネルギーの認可申請のために、政府の「家庭エネルギーの効率性スキーム」(Home Energy Efficiency Scheme: HEES、60歳以上顧客に対するセントラルヒーティング設置・修理のための補助金制度)に自動的に照会される。

2000年5月に、ヨークシャーで始められた「ステイ・ウォーム」は、2002年現在、ノースイースト、ミッドランド、ウェールズ、メルセイサイドまで拡張されており、さらなる拡張が計画されている。TXUヨーロッパはこのほかにGRI (Global Reporting Initiative)に参加し、CSR実践に関する報告書を提出している。

3-2-5. 投資業界における取り組み

イギリスでは投資業界によるCSRの取り組みも活発に行われている。英国保険協会²³は2001年10月に「社会的責任投資 - リスクと機会」と題する報告書の中で、SRIについて機関投資家が投資先企業に求める情報開示のガイドラインを公表した²⁴。人権・倫理・環境面の問題が企業価値に与える影響、関連するリスクを管理する社内体制、取締役会の指導的役割、など8項目が含まれている。英国保険協会はイギリスだけでなく欧米諸国の有力保険会社約400社が所属する大規模な保険協会であり、英国株式総額の2割強を占めるため、その影響力は大きい。また、英国最大手の保険会社CGNU系のモーリー・ファンド・マネジメントは環境・人権報告書を公表しない企業の年次報告書を基本的に承認しない方針を決定した。

CSRの規格も数多く設定されている。代表的な規格としては、FTSEグループ²⁵がEIRIS社²⁶と共同で開発したFTSE4Good²⁷、企業責任インデックス²⁸、モーリー持続可能性マトリックス²⁹、

²³ Association of British Insurers、ABI。

²⁴ 川村 2002a p.15。

²⁵ http://www.ftse.com/about_ftse/About_FTSE.jsp

²⁶ Ethical Investment Research Services。

²⁷ “A series of benchmark and tradable indices facilitating investment in companies with good records of corporate social responsibility designed by the FTSE. Independently defined and researched, FTSE4Good sets a global standard for socially responsible investment covering the three areas of environmental sustainability, positive relationships with stakeholders and universal human rights.”引用：UK DTI2002, www.ftse4good.com

SIGMAがある。

ファンドマネージャーや、ファイナンシャルアドバイザー、銀行、コミュニティ開発融資機関、コンサルタント、NGOなどによる社会的責任投資のフォーラム、英国持続的フォーラム³⁰も設立されている。

3-2-6. 市民社会のCSRへの関わりについて

イギリスは、オックスファム³¹、国際反奴隷協会³²、クリスチャン・エイド³³、地球の友³⁴など著名なNGOのホームベースであり、NGOの活動が活発である。英国政府も市民社会とのパートナーシップを重要視しており、実際、アムネスティインターナショナル³⁵やオックスファムなどは、CSR EMS Forumのメンバーで、EUのCSR政策に参画している。

アカウントビリティ（AccountAbility）は1995年設立のNPO法人で、国レベルにおけるCSRの競争力へのインパクトに関する研究や、CSR報告書の保証基準「AA1000（Account-Ability 1000）」の開発・普及を行っている。またイギリス公認会計士勅許協会³⁶は社会的報告に関するベスト・プラクティスを実施した企業に持続可能性報告書賞³⁷を授与している³⁸。

NPO団体「地域社会支援企業連合」は地域や政府機関とパートナーシップを組んで、ホームレス、環境、従業員の地域参画、教育、女性の活躍支援、地域経済の活性化など国内の重要課題に積極的に取り組んでいる。BITCはこうした分野における最大の活動規模と最長の歴史を誇る組織で、20年以上にわたり企業主導の慈善事業を推進している。この他、CSRベスト・プラク

²⁸ Corporate Responsibility Index 引用：(UK DTI2002)– a business-led index inclusive of all sectors that provides companies with a systematic process through which they can compare their management processes and performance against those of others in their sector. The Index measures a company's performance on how it integrates corporate responsibility within its core business practices and on its management performance across the key areas of environment, workplace, community and marketplace. www.bitc.org.uk/crindex/

²⁹ Morley Sustainability Matrix. 引用：(UK DTI2002)It ranks FTSE100 companies according to Business Sustainability and Management Vision and Practices. www.morleyfm.com

³⁰ UK Sustainable Forum、www.uksif.org

³¹ Oxfam

³² Anti-slavery International

³³ Christian Aid

³⁴ Friends of the Earth

³⁵ Amnesty International

³⁶ Association of Chartered Certified Accountants、ACCA

³⁷ UK Awards for Sustainability Reporting

³⁸ www.accaglobal.com/sustainability/awards/susra/sra/

ティスを行う企業に対する表彰や、適切なコミュニティ投資を行う中小企業に対する社会ラベル「SME KITEMARK」の認定、企業責任指数³⁹の開発・普及などを行っている。1985年からチャールズ皇太子が「地域社会支援企業連合」総裁を務めている。

消費者レベルにおいても、社会ラベルやフェアトレード、環境に配慮した商品に対する購買意欲が強い。2001年の調査によると、消費者の46%が、商品を選択する際に組織の社会的責任を考慮すると回答しており、20%が社会的な理由で商品購入ボイコットを行っている⁴⁰。

投資家の間でも、46.7%が「企業の社会的責任を考慮に入れて投資判断を行うべき」、36.7%が「ある程度考慮にいれるべきだ」と考えており⁴¹、合わせると約85%の投資家がなんらかの形でSRIの投資を考えていることになる。

3-3 デンマークにおける「企業の社会的責任」の現状

3-3-1. CSR 発展の経緯・歴史

福祉国家としての歴史を持つデンマークでは、1950年代のノーマライゼーション運動や、1980年代の失業問題、環境問題への取り組みが行われてきた。これらを背景として、CSRは雇用と労働、社会的統合⁴²、環境に重点が置かれている。これまでCSRの取り組みは「国家の役割」と考えられていたが、1994年に始まった民間セクターをデンマークの社会問題解決に取り込もうとする「共通の関心事(Our Common Concern)」キャンペーン以降、社会問題に対する民間セクターの役割が強調されるようになり、現在では、イギリス、オランダ、フィンランドとともにCSR推進先進国として見なされている。企業の環境報告書作成が義務化されており、また"Social Regnskaber"と呼ばれる中小企業のための社会的報告に関するガイドラインも制定されている。

デンマークにおけるCSRの歴史、主な政策の歴史は表3-6に示す通りである。

³⁹ Corporate Responsibility Index, CRI

⁴⁰ Aaronson 2002, P.26,

⁴¹ 環境省 2003。

⁴² Social Inclusion, 「社会的排除」に対する理念で、社会から何らかの理由で排除された人々を社会に包含しようという考え。「社会的包摂」とも訳される。

表 3-6 デンマークにおける CSR 発展の経緯・主な政策の歴史

日付	CSR 政策・CSR に関する出来事	内容
1950 年代	ノーマライゼーションが提唱される	
1980 年代	失業問題が顕著になる	所得格差 社会的統合 (Social Inclusion) が課題となる。
1987	DK ミルヨ投資 (Danske Invest Miljo DK Miljo Invest) 発売	環境に配慮した SRI であるエコファンドの発売。
1994	“Our Common Concern”キャンペーン	民間セクターをデンマークの社会問題解決に取り込もうとするキャンペーンがスタートした。
1995	企業の環境報告書の発行の義務化	政令により企業の環境報告書の発行が義務化された。96 年から実施。
1998 年	コペンハーゲンセンターの設立	政府が「企業の社会的責任」に関する調査研究機関コペンハーゲンセンター (Copenhagen Center) を設立。社会的責任、公共と民間のパートナーシップ推進などを目的に、レポートやニュースレターの発行、各種調査の実施、国際的なネットワークの支援、会議やセミナーの開催などを行っている。CSR ヨーロッパ (CSR Europe)、BITC など世界各国の CSR 推進組織と提携関係を結んでいる。
1999 年 1 月	Act on Legal Protection and Administration in Social Matters 成立	法の下、275 の全地方自治体に労働市場の順法性を監視する委員会 (Coordination Committee) の設置が義務付けられており、同委員会には適正な就労環境の維持に取り組んでいる。同委員会は、地方自治体、デンマーク経営者組織 (Danish Employers' Confederation、DA)、障害者のための組織による評議会 (Council of Organisations for Disabled People、DSI)、デンマーク労働組合、公務員組合などで構成されている。
2001 年 8 月	社会・倫理報告書ガイドライン (Guidelines for Social and Ethical Reporting) の発表	社会福祉省 (Ministry of Social Affair) が社会・倫理報告書のガイドラインをまとめた。企業や公共団体が社会的インパクトを測るために利用できるもの。
2001 年 10 月	オーフス条約の採択・発行	オーフス市で国連欧州委員会が環境情報への市民のアクセス権、意志決定における市民参画、環境問題に関する司法へのアクセス権を定める条約を採択した。27 ヶ国が批准 (2004 年 1 月現在)。
2001 年	年次決算法 (Law on Annual Accounts) 制定	企業に対し、環境への影響や環境保全に対する取り組み等、環境や社会問題に関する情報を年次報告書にて開示することを義務付けた。
2002 年 5 月	デンマーク国際学・人権センター (Danish Center for International Studies and Human Rights) の設立。	デンマーク議会は、国際学と人権を扱うセンター設立のための法律 (DCISM) を制定、同センターを設立した。80 の人権に関する国際的な合意を基に、人権インパクト・アセスメント (Human Rights Impact Assessment、HRIA) と称されるソフトウェアを開発。このソフトウェアは、企業活動を人権という視点から評価するためのもの。ソフトウェアの開発にあたっては、政府機関である途上国のための工業化ファンド (Industrialization Fund for Developing Countries) が開発費用の 1/3 を、デンマーク企業連盟 (Confederation of Danish Industries) が 1/3 を出資した。

(出所: Aaronson、岡本、Copenhagen Centerなどの文献から作成。)

3-3-2. デンマークにおける CSR の特徴

デンマークにおける CSR の特徴は、雇用創出、失業者への再教育、社会的包括、環境に重点が置かれている点である。CSR 政策は、労働組合、政府、企業のバランスのとれた調整をもとに推進されている。例えば、OECD 多国籍企業ガイドラインが定める各国連絡窓口（National Contact Point）⁴³も、政府代表、企業代表⁴⁴、労働組合⁴⁵の三者代表による合同組織であり、三者のバランスが求められているのがデンマーク独特のモデルである。環境報告書の義務化や社会報告書のガイドラインの作成など、社会的報告（Social Reporting）に力をいれている。また、CSR の研究機関であるコペンハーゲンセンター⁴⁶や、国際学・人権センター⁴⁷の設立など、CSR の研究にも積極的に取り組んでいる。

3-3-3. 法制度・政策

（1）環境への取り組み

2001 年の年次決算法⁴⁸により、企業が、環境への影響や環境保全に対する取り組み等、環境問題に関する活動について報告書に記載することが義務付けられた。また、環境会計に関する法律⁴⁹と環境エネルギー省⁵⁰の省令によって、一定の企業（上場企業の約半分）に対して、環境会計の実施が義務付けられている⁵¹。

（2）中小企業に対する報告書ガイドライン

2000年にバリュウクリエーター⁵²、デンマークの経営者組織⁵³、各種労働組合⁵⁴が共同で作成したガイドライン。主に中小企業を対象として、社会的報告書とは何か、そのメリット、デンマ

⁴³ 多国籍企業に対するOECDガイドラインでは、加盟国政府は、ガイドラインの普及、ガイドラインに関する照会の処理や、関係者との討議のために各国連絡窓（National ContactPoint、NCP）を設置することになっている。日本は外務省が担当窓口になっている。

⁴⁴ デンマーク雇用主連合（Confederation of Danish Employers [Dansk Arbejdsgiverforening]）及び中央学術組織（Central Academic Organization [Akademikernes]）。

⁴⁵ デンマーク労働組合連合（Confederation of Danish Trade Unions [Landsorganisationen]）。

⁴⁶ Copenhagen Center

⁴⁷ Danish Center for International Studies and human Rights

⁴⁸ Law on Annual Accounts

⁴⁹ Law on Green Accounts

⁵⁰ Ministry of the Environment and Energy

⁵¹ 日本総研 2004a P.84。

⁵² ValueCreator。欧州をベースにしたコンサルティング会社。

⁵³ Danish Employers' Confederation (DA)、Federation of Employers for Trade, Transport and Services (HTS-A)。

⁵⁴ Danish Confederation of Trade Unions (LO)、Central Organization of Industrial Employees (CO-industri)、Union of Commercial and Clerical Employees in Denmark (HK)。

ーク企業による社会的レポート作成の経験、報告書の書き方について説明したものである。

(3) 社会インデックス (Social Index) の開発

2000年にデンマーク社会福祉省⁵⁵によって開発された企業の社会的責任のレベルを測るツール。企業の自己評価を想定しており、主に雇用と社会的抱合を中心とした評価指標である。1から100までのスコアを算出するようになっており、対外的にわかりやすい指標となっている。同スコアが60を超えると、ロゴが与えられ、各企業の報告書や製品に使用できるようになっている⁵⁶。

(4) 政府によるCSR調達

デンマーク議会は「公共機関は、公共機関へ納入する企業や、補助金をもらう企業に対して社会的な義務を課すことができる」とする法案を2001年に成立させた。

3-3-4. 企業の取り組み

デンマークの経済界は、CSRに対して好意的な反応を示している。企業間のネットワーク組織が設立されており、CSRの推進に貢献している。5800にもおよぶ企業が加盟するデンマーク産業連盟⁵⁷は、人権に関して海外においても国内と同じ基準を適用すべきだとするガイドラインを作成した。同連盟は国連グローバル・コンパクトに賛同しており、メンバー企業に対してその原則を支持するよう呼びかけている。2005年1月現在、国連のグローバル・コンパクトのメンバーとなっている企業は15社である⁵⁸。もう一つデンマークの重要な企業間ネットワーク組織として、デンマーク・ビジネスリーダー・ネットワーク (National Network of Business Leaders) がある。同ネットワークは、企業14社のトップと5つの地域のビジネスリーダー・ネットワークから構成され、デンマーク雇用省のアドバイザーとしての役目を果たし、移民や難民の雇用促進を含むCSRの推進に貢献している。

デンマークの企業は環境対策に力を入れている。ドイツ連邦環境庁の調査によると、2004年10月現在デンマークの企業711社がISO14001⁵⁹を取得している。また、EUの環境管理システムであるイーマス⁶⁰に登録されている企業は120社にも及ぶ⁶¹。CSRはマーケティングのツールとし

⁵⁵ The Confederation of Danish Industries

⁵⁶ http://europa.eu.int/comm/employment_social/soc-dial/csr/country/denmark1.htm

⁵⁷ The Confederation of Danish Industries

⁵⁸ Abena Group、Brodorene Hartman、Danico、Novo Nordiskなど。

⁵⁹ 詳細は第2章2-13～14ページ表2-2を参照。

⁶⁰ Economic Management Audit Systems、EMAS。詳細は第2章2-13～14ページ表2-2を参照。

⁶¹ 2005年1月現在。 http://www.prosus.uio.no/susnord/denmark/business_sector/

て認識されており、ISOなどの国際規格の認証を受けると環境報告書作成に際するプロセスを軽減させることができることも認識されている⁶²。

3-3-5. 投資家の関わり、SRI の動向

1987年にエコファンド「DKミルヨ投資⁶³」が発売され、最近では人権や国際労働機関（ILO）⁶⁴が定める基準の順守、環境への配慮を考慮したファンドが発売されているが、SRIが盛んなイギリスやオランダと異なり、デンマークのSRIの投資額はヨーロッパ市場では大きくはない。ただし、2003年にデンマークの年金基金が企業倫理上問題のある会社の株を保有していたことが大きく批判されたことを契機に、社会的責任投資の関心は高まりつつある⁶⁵。

3-3-6. 市民社会の CSR への関り

2001年の調査によると、デンマークでは消費者の60%が倫理的な商品に対して高い価格であっても購入しているという結果が出ており、多くの消費者が購買行動にCSRの基準をあてはめていることがわかる⁶⁶。デンマークにはマックスハベラー（Max Havelaar）などのフェアトレードラベルがある。

環境関連のNGOが活発に活動しており、リオデジャネイロの環境サミットが開催される前年の1991年にはデンマークの28の環境NGOによるネットワーク組織「デンマーク92グループ（The Danish 92 Group）」が設立された。同NGOは積極的なアドボカシー活動を行っている。

デンマークにおけるCSRの中心的テーマである雇用問題に関しては、労働組合が市民社会の重要なアクターとなっている。デンマーク労働組合連合は、CSRの研究機関コペンハーゲンセンターの理事会のメンバーである。

⁶² Aaronson 2002a,p.36

⁶³ Danske Invest Miljo、DK Miljo Invest

⁶⁴ International Labor Organization、ILO

⁶⁵ <http://www.csreurope.org/news/page2531/>

⁶⁶ Aaronson, 2002 p.36

3-4. オランダにおける「企業の社会的責任」の現状

3-4-1. CSR 発展の経緯・歴史

オランダには伝統的に「ポルダーモデル (Polder Model) 」と呼ばれる、政府だけでなく様々なステークホルダーの協調のもとに労働者の参画、公正な分配、持続可能性のあるバランスのとれた社会・経済的成長を目指すという考え方がある⁶⁷。オランダにおけるCSRの発展の背景にはこのような歴史があると考えらる。オランダの政府機関の1つである社会経済評議会 (Social Economic Council、SER) は、労働組合連合、経営者連合と独立したメンバーからなる三者機関で、同評議会がCSR政策についてまとめている。

政府主導によるCSRの歴史はそれほど長くはないが、民間レベルでは、SRIファンドへの投資や環境配慮・公共性の高いプロジェクトに融資する金融機関の設立など、長い歴史がある。また、NGOや消費者団体などの活動も活発で長い歴史を持っている。オランダのCSR発展の経緯、主な政策の歴史を表3-7にまとめた。

表 3-7 オランダにおける CSR 発展の経緯・主な政策の歴史

日付	CSR 政策・CSR に関する出来事	内容
1968 年	トリオドス銀行設立	環境配慮や公共性の高いプロジェクトをサポートする金融機関を設立するために財団を作ったのが契機となり、社会的・倫理的な側面を考慮した金融を行うオルタナティブ銀行が設立された。
1993 年	SRI 投資信託の上場	The ASN GroenprojectenfondsというSRI投資信託を上場。
1995 年	プレント・スパー事件	ロイヤル・ダッチ・シェル社をターゲットにしたプレント・スパーの投棄方法をめぐる不買運動が起こった。
1995 年	SRI 業界団体、持続可能な発展のための投資家協会 (Association of Investors for Sustainable Development、VBDO) の設立	機関・個人投資家が持続可能な発展のための投資家協会 (VBDO) を設立した。企業に対して株主提案を数多く行う。
1997 年	環境保護法 (Environmental Protection Act)	一定の企業に環境報告書の発行を義務付けた。これにより、約250 社が一般・政府向けに2冊の報告書を作成している。
2000 年 12 月	NETHERLANDS – 2001 OECD ガイドラインの徹底策	オランダ議会は政府に対し、輸出の特別措置 (補助金など) を受け取る企業に対してOECDガイドラインの熟知を義務付けた。
2001 年 12 月	オランダ年金基金と英国資産運用会社5社による共同声明	英国資産運用会社5社 (モーリー・ファンド、ヘンダソン・アセット・マネジメントなど) とイギリス、オランダ、スウェーデンの年金基金が共同声明を発表。人権問題が指摘されるミャンマー軍事政権下で創業する投資先企業に対して活動見直しを求めた。

⁶⁷ 2001年11月のCSR会議で、ウォルフエンソン世銀総裁 (当時) の基調講演内容。Aaronson 2002 p.43

2001年	CSR についての政府指針報告書 (Government Position Paper) の発表	社会経済評議会 (Social Economic Council、SER) が CSR についての指針案を作成。これを受けて CSR についての政府指針報告書が発表された。
2003年	公的年金基金の試験的な SRI 運用	ABP 公的年金基金 2 億ドルを試験的に SRI で運用することを発表。

(出所: Aaronson、岡本、Copenhagen Center、日本総研 2004a などの文献から作成。)

3-4-2. 法制度・政策

オランダ経済省大臣は、CSRと政府の役割についてSERに審議を依頼した。これを受けてSERはレポートを作成し、この中で政府のCSRにおける役割は、(1)パートナーシップの養成、(2)独自のCSR政策の推進、(3)補助金や税金などによる市場の方向づけにあるとし、基本的には規制ではなく企業の自発的な運動をサポートする環境づくりに重点を置くべきだと述べた。

SERがまとめたこのレポートを受けて、政府は政府指針報告書⁶⁸を発表した。以下はその主な内容である。

- (1) CSR が導入されていない地方自治体との連携を促進する
- (2) 地方自治体を強化する
- (3) SRI についての知識・情報を提供するセンターを設立する
- (4) 消費者に対する透明性の確保のため企業に報告書作成を義務付けることを検討する。企業による CSR 報告書義務について SER に調査を依頼する。
- (5) 政府の調達、雇用、契約についても CSR を導入する。次年から、年次予算報告書に社会的、環境的配慮についての項目を付け加える。

多国籍企業については、ILO基準やOECDガイドラインの順守を強調している。海外で事業を展開する多国籍企業に対しては、OECDガイドラインを熟知しているかどうか、質問表を送付して調査している。

オランダが実施しているCSR分野の南々協力の案件がある。メキシコのNGO、バモス(VAMOS)を通じて、アルゼンチン、ブラジル、チリでCSRのアドボカシー活動に対するサポートを行っている⁶⁹。

⁶⁸Government Position Paper

⁶⁹ http://www.minbuza.nl/default.asp?CMS_ITEM=C28EBA1DBFF94289BAA00931ABFC567FX3X58573X2

3-4-3. オランダにおける CSR の特徴

オランダにおけるCSRの特徴は、政府主導というよりも、企業の自主的な取り組みや、NGO・消費者からの強い要求によりCSRが発展したこと、SRIが早期から発達したことである。政府は、規制などによる直接的な介入よりもむしろ、ステークホルダー間のネットワーク構築のための環境作りや、調査に力を入れている。CSRにおける政府の役割は、(1) OECDガイドラインの推進、(2) 報告書による透明性の確保、(3) 政府の社会的責任ある調達、(4) CSRに関する会議の開催など、ステークホルダー間の対話の促進、に限定されている。政府がOECDガイドラインやILOの基準など既存の国際的なフレームワークの順守と推進を図っていることもオランダのCSR政策の特徴⁷⁰。CSRの重点分野は、オランダの社会的背景により、雇用、社会的包括、都市再開発、犯罪防止となっている⁷¹。

オランダでは市民社会の活動が活発で、プレント・スパー事件に代表されるように、政府よりも消費者やNGOの方が、企業活動をコントロールする力が大きいことも特徴である。

Box.2 ロイヤル・ダッチ・シェル社のプレント・スパー事件⁷²

1976年から1991年まで北海油田で使用された巨大な浮標(プレント・スパー)の投棄方法について、政府から承認を受けた計画に従って海上施設を処分しようとした企業が、NGOから不買運動の対象とされ、一般の消費者のみならず、他のEU加盟国からも投棄計画の再考を求められ、この結果一度決定した計画を白紙に戻すことを余儀なくされた事件である。

オランダでは古くから、オランダに貢献した企業に対し1業種1社に限り名誉称号(Royal)を与えられるという伝統がある。プレント・スパー事件では、この誉称を持つ企業の象徴的な存在であるロイヤル・ダッチ・シェルがターゲットになった。同社が使用したプレント・スパーの投棄方法について、独立の外部機関等による調査により「深海投棄は陸上処理に比べてリスク、費用の面で少ないもので済む」との結論が得られた。これを受けてシェル社は1994年12月に貿易産業省(DTI)に深海投棄計画を提出し、1995年2月にイギリス政府は、シェルの計画を承認する決定を下し、EU及び他のEU加盟国にその旨を通報した。ところが、環境NGOグリーンピースの活動家が「プレント・スパーは石油や有害物質が残留したままの状態での投棄される」として深海投棄に反対し、投機予定地を占拠した。その後、欧米全土のシェル製品の不買運動が展開され、ドイツではシェルのサービスステーションで火炎瓶を投げ込まれるという事態にまで発展した。ドイツのコール首相(当時)がイギリスのメイジャー首相(同)に深海投棄を再考するよう申入れを行い、結局6月20日にシェルは深海投棄計画中止を表明した。その後のプレント・スパーの処分方法に関するセミナーでの検討を経て、1998年1月にシェルはフェリー用の埠頭(基底部分)としてプレント・スパーを再利用することを決定した。1999年7月にノールウェーでの工事が完了し、9月にはロンドンで利害関係者等に対するセミナーが開かれ、詳細が報告された。

⁷⁰ http://www.minbuza.nl/default.asp?CMS_ITEM=C28EBA1DBFE94289BAA00931ABFC567FX3X58573X2

⁷¹ http://europa.eu.int/comm/employment_social/soc-dial/csr/country/netherlands1.htm

⁷² <http://www.meti.go.jp/report/tsubaku/h13/html/1333z600.htm>

3-4-4. 企業の取り組み

2001年にオランダ経済省が実施した調査によると、オランダでは50%以上の企業がなんらかの形でCSRを取り入れており、企業のトップの86%がCSRに配慮すべきだと考えている。中小企業は利益の約86%をCSRに費やしているのに対して大企業は68%であったことからわかるように、中小企業の方がCSRにより多くの資金を費やしている。ただし、CSRの取り組みを報告している企業は全体の33%にとどまっている⁷³。政府のCSR報告書義務化の審議が決定されれば、オランダにおけるCSRの取り組みが加速するものと考えられる。

オランダにはSamenleving & Bedrijfというビジネスネットワークが設立されており、CSRの推進力となっている。同ネットワークは、中小企業のCSR活動に関する実践的なガイダンスやツールキットを含む「ラボバンク 中小企業のためのガイド (Rabobank Hows to do Guide for SMEs)」を開発している⁷⁴。

3-4-5. 投資家の関わり、SRIの動向

オランダでは、SRIの歴史も長く、SRIへの投資行動も活発である。2001年の欧州各国のSRI資産残高を比較すると、イギリス(47億9700万ユーロ)に次ぐSRI資産残高(18億7900万ユーロ)で、1999年から2001年までのSRIファンドの資産残高の伸びも200%を記録し、フランス(980%)、ドイツ(340%)に次ぐ。

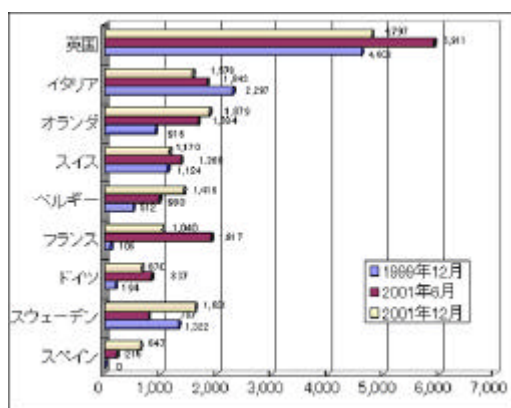


図3-1 欧州国別SRI運用資産総額 (単位：百万ユーロ)

(出所：Green, social and ethical funds in Europe 2002)

⁷³ <http://www.csreurope.org/news/csrtakeflightnetherlands>

⁷⁴ Copenhagen Center, CSR Europe (2003)

オランダには、オランダ政府によるグリーン投資やグリーン貯蓄に対する税制優遇措置がある⁷⁵。これは、風力発電、太陽光発電、有機農業などのプロジェクトに対する投融資の収益に関する税を優遇するというものである。

株主行動も重要性を増してきている。1995年にはSRIに関心を持つ機関投資家と個人投資家、労働組合、NGOなどが持続的発展のための投資家協会（VBDO）⁷⁶を設立した。VBDOは、1996年のシェル株主総会での質問表提起を始めとする株主行動を行っている他、SRIファンドの透明性確保のためのガイドライン作りなどを行っている。年金基金もSRIの投資銘柄選定や株主行動に乗り出すようになってきている。

オランダのユニークなCSRの例としてトリオドス銀行が挙げられる。トリオドス銀行は、従来の利潤追求のための融資ではなく社会的・倫理的な側面を考慮した金融を行う欧州の代表的なオルターナティブ銀行である。同銀行は、1968年にオランダの大手銀行を飛び出した2人の銀行員と、コンサルタント、税理士が、地域経済に貢献し、環境配慮や公共性の高いプロジェクトをサポートする金融機関を設立する目的で財団を作ったことがきっかけで設立された⁷⁷。

3-4-6. 市民社会のCSRへの関わり

オランダでは市民のCSRへの期待が大きく、フェアトレード商品や社会的配慮のある商品を好む消費者が多い。消費者団体の活動も活発で、オランダの消費者団体コンズメンテンボンド（Consumentenbond）は食肉（鶏肉・豚肉）、服、木製の床、携帯電話の4分野を対象にサプライチェーンを含むCSRに関する調査を行っている。

NGOの活動も盛んで、開発協力のための教会間組織⁷⁸は、ガーナのスーパーマーケットチェーンであるAholdと提携して、トロピカルフルーツとシェアバターフェアトレードを行っている。

⁷⁵ 谷本 2004 p.81。

⁷⁶ Association of Investors for Sustainable Development、VBDO [原語：VERENIGING VAN BELEGGERS VOOR DUURZAME ONTWIKKELING]

⁷⁷ 日本総研 2004a p.16。

⁷⁸ Interchurch Organisation for Development Cooperation、ICCO

3-5. 米国における「企業の社会的責任」の現状

3-5-1. CSR 発展の経緯・歴史

アメリカではCSRに対する政府の直接的関与が少なく、CSRは民間主導で推進されている。多様な社会運動や民間のSRIファンド、年金基金の運用方針が企業行動に大きな影響力を与えていることから、アメリカにおけるCSR発展の経緯はSRI発展のそれと同じと言っても過言ではない。

米国におけるSRIの歴史は古く、16世紀にクウェーカー教徒が地域社会の発展や弱者救済のために投資基金を設けたことや、1920年代に教会が、資産投資を行う際アルコール、タバコ、ギャンブル関連の企業を投資対象から排除したことにさかのぼる。19世紀に入って、アメリカの薬剤メーカーが最初の企業憲章⁷⁹を制定したといわれている⁸⁰。

1960年代から1980年代にかけて、ベトナム戦争や、原発事故、消費者運動、反アパルトヘイト運動、環境問題などの数多くの社会問題が起こり、これがネガティブスクリーニングや年金基金などの行動規範に影響を及ぼし、SRI型投資信託、企業の社会的評価を行う専門機関が登場するとともに、SRIに対する一般の投資家の理解が高まった。

特に70年代には、社会的スクリーンを持った投資信託が登場し、また宗教系の団体である企業責任宗派連合センター⁸¹が株主提案をするなど、SRIの活動が本格化した。1973年にサウスショアバンク（South Shore Bank）がコミュニティ投資銀行としてスタートしたことを機に、以下に挙げるSRIの3つのタイプが出揃った⁸²。

- (1) 社会的スクリーン（社会的視点から投資先を選別）
- (2) 株主行動（投資後、株主提案などで影響力を行使）
- (3) コミュニティ投資（地域再生のための低利融資）

1990年代に入り、米国の株式市場が好調に推移する中、企業の社会性に対する関心の高まりもあって、SRIは株式投資を中心に拡大していった⁸³。またCSRの規格化が進み、SA8000、ダウ・

⁷⁹ Code of Conduct。

⁸⁰ Aaronson 2003

⁸¹ Interfaith Center on Corporate Responsibility、ICCR。

⁸² http://www.sifjapan.org/mm_report_01.html

⁸³ 2001年末のSRIの資産規模は約2兆3400億ドルに達し、米国で運用されている投資商品の総資産19兆9000億ドルの約12%に相当する。資産規模は1997年から1999年にかけて82%増と急増した。これは同時期のニューヨーク証券取引所での時価総額の増加率の31%を大きく上回っている。さらに1999年から2001

ジョーンズ持続性指標⁸⁴などが次々に生まれた。

アメリカにおけるCSRとSRIの発展経緯と政策の歴史は、表3-8の通りである。

表 3-8 アメリカでの CSR 発展の経緯・主な政策の歴史

日付	CSR 政策・CSR に関する出来事	内容
1929 年	社会的配慮に基づいた Pioneer Fund が登場	Pioneer fundの登場により、初めて社会的配慮に基づいた投資銘柄の選択が行われる。
1963 年	ステークホルダーのコンセプトの創案	スタンフォード研究所が、経営戦略の策定に関わるものとして「ステークホルダー (Stakeholders)」という概念を創案した。
1969 年	反戦グループによる株主提案	反戦グループを中心に、Dow Chemical 社に対してナバーム弾の製造中止を株主提案として要求。
1969 年	株主提案 GM キャンペーン (Campaign GM) がスタート	Campaign GM (1969-73) (初期の株主行動。欠陥車問題を契機に株主総会でマイノリティ雇用や公害問題などを問う株主提案) が起こる。
1969 年	経済優先順位研究所 (Council on Economic Priorities、CEP) の設立	Alice Tepper Malin が企業経営における女性やマイノリティ登用の度合い、軍需産業との関わりをチェックし、企業の社会的責任を採点することを目的として NGO 経済優先順位研究所 (CEP) をニューヨークに設立。
1970 年代?	一般特惠関税制度 (Generalized System of Preference、GSP) の制定	アメリカから最恵国待遇を与えられている国は、労働基準に満たない不当労働や人権侵害があった場合、モニタリング委員会へ直訴できる。同委員会が実態調査をし、最恵国待遇を享受できるかどうか判断が下される。
1971 年	初の SRI 投資信託の発売	初の SRI 投資信託 Pax World Fund (現 Pax World Balanced) が発売される。
1972 年	経済開発委員会 (Committee for Economic Development) が『企業の社会的責任』 (Social Responsibility of Business Corporations) を刊行	企業の社会的責任の中で、「企業の支配者」として従業員、株主、顧客および消費者、納入業者、地域社会が列挙される。
1972 年	投資家責任調査センター (Investor Responsibility Research Center、IRRC) 設立	企業の社会的評価を実施する NPO、投資家責任調査センター (IRRC) が設立される。ハーバード大学、ロックフェラー、フォード、カーネギーなどの基金が設立し、株主行動を行うための情報収集・提供を行う。2001 年、資金調達のために株式会社化。
1973 年	従業員退職所得保障法 (Employment Retirement Income Security Act、ERISA 法) 制定	従業員退職所得保障法 (ERISA 法) が制定される。確定拠出年金制度 (401k) 施行。
1973 年	初のコミュニティ投資銀行の設立	サウスショアバンク (South Shore Bank) がコミュニティ投資銀行としてスタート。
1974 年	貿易法 (Trade Act)	貿易法で、「GATTでは国際的、公正な労働条件を適用す

年にかけては株式市場の下落 (時価総額は5%弱下落) にも関わらず、SRI は8%の増加であった。また、ソーシャル・スクリーンにかけられた投資信託の販売数は55 (1995年) ? 139 (1997年) ? 168 (1999年) ? 230 (2001年) と急増している。一般の投資信託よりも投資家の間では人気がある。

⁸⁴ Dow Jones Sustainability Index.

		る」と定められる。多国籍企業に対して、労働に関する公正な国際基準を途上国での事業においても適用するよう求めた。
1977年	コミュニティ再投資法 (Community Reinvestment Act、CRA) 制定	金融機関が事業認可を受けた特定地域の資金需要に貢献するよう促すため、連邦金融監督官庁に検査時の権限行使を義務付ける。
1977年 1980年	外国腐敗行為防止法 (Foreign Corrupt Practices Act、FCPA) の制定 包括的環境対処・補償・責任法 (スーパー・ファンド法) 制定	米国における企業が、ビジネス認可または維持の目的で外国官吏に贈賄を贈ることが違法となった。 有害物質による土壌汚染が発覚した場合の修復責任が法的に定められた。
1981年	社会的投資フォーラム (Social Investment Forum、SIF) 設立	SRI普及を目的とした調査機関社会的投資フォーラム (SIF) の設立。
1982年	コープ・アメリカ (Co-op America) の設立	グリーン調達に関する情報提供、社会・環境面において責任ある企業の設立支援、消費者教育、商品ボイコット運動を行うNGO、コープ・アメリカが設立された。
1986年	コープ卓会議の発足	コープ卓会議 (日米欧の経営関係者らによる会議) が発足した。
1986年	包括的反アパルトヘイト法の制定	米国の南アフリカに対する新規投資を禁止。アメリカ、EC、イギリスは南アフリカへの投資事業から撤退することとなった。
1989年	セリーズ (Coalition for Environmentally Responsible Economies、CERES) 設立、セリーズ原則 (CERES Principles) 発表	SIFが母体となってNGOセリーズ (CERES) を設立。企業の環境保全責任に関する10原則から成るセリーズ原則 (企業の環境倫理基準) を発表し、企業への署名を働きかける。
1990年	SRI調査会社KLD (Kinder Lydenberg Domini) Research & Analytics Inc. の設立、 ドミニ400社会指標 (Domini 400 Social Index) の公表	SRI調査会社KLD (Kinder Lydenberg Domini) Research & Analytics Inc. が設立され、同社がCSRに関する有料データベースSOCRATES (Corporate Social Rating Monitor) の提供を開始。また、SRIのベンチマークとしてドミニ400社会指標を公表。投資信託Domini Social Equity fundを設定。
1990年	大学退職年金基金 (College Retirement Equities Fund、CREF) による社会的選択預金口座の設置	大学退職年金基金 (CREF) が退職年金準備預金口座残高を原資として社会的選択預金口座を設置。南アフリカ関連の企業、1989年の公正雇用法を遵守していない北アイルランドの企業、核エネルギー・武器製造・酒・タバコの生産流通に関連する企業に投資をしないという方針を打ち出す。
1992年	内部統制 (コーポレートガバナンス) の統合的枠組み「COSO レポート」の発表	コーポレートガバナンスに関する事実上の国際スタンダード。
1995年	選択的調達法の採用	アメリカ連邦政府および数多くの州法によって選択的調達法が採用される。人権状況が劣悪と判断されたビルマ (現ミャンマー) やナイジェリアとの取引を企業の調達対象から除外する。
1997年	SRIインデックス SA8000 (Social Accountability 8000) の制定	CSR評価機関CEPが設立したSAI (Social Accountability International、旧CEPAA) が国際労働企画SA8000を制定。
1998年	証券取引法の改正	企業に対して「包括的環境及び社会的報告書の提出義務」が求められた。
1998年	クリントン大統領によるグリーン調達に関する大統領令 (Executive Order for Green procurement)	環境に配慮した政府調達の指針策定のための調査を開始した。
1999年	ダウ・ジョーンズ持続性指標 (Dow	SAM Sustainability Group、Dow Jones、STOXX Limitedが

	Jones Sustainability Index、DJSI)の 開発	共同で株価指数Dダウ・ジョーンズ持続性指標 (DJSI)を 開発。
2001年	社会投資フォーラム (Social Investment Forum、SIF)による1%キ ャンペーン開始	社会投資フォーラム(SIF)が SRI 機関投資家を対象に、資 産の1%をコミュニティ投資する「1%キャンペーン」を 開始。
2001 -2年 2003年	企業改革法成立(サーベンス&オクス リー法) City Group による環境アセスメント の義務付け	年次報告の正確性・内部管理体制の有効性に関する CEO・ CFO の宣言(厳罰主義化)、社外役員で構成される監査委 員会の設置。取締役への融資禁止などを法制化。 City Group が赤道原則を策定。発展途上国のプロジェクト 融資に対して環境アセスメントを義務付ける。

(出所: Aaronson、岡本、Copenhagen Center、日本総研 2004a などの文献から作成。)

3-5-2. 法制度・政策

アメリカ政府によるCSRの法制度と政策は外交・環境政策など幅広い分野に及ぶが、欧州と異なり統一されたCSR政策ではない。CSRに関連する主な法案には、(1) 貿易法、(2) 一般特恵関税制度、(3) 外国腐敗行為防止法、(4) 米国内で上場する企業に対する環境報告書作成の義務化⁸⁵、(5) 企業改革法の成立などが挙げられる⁸⁶。

(1) 貿易法 (The Trade Act of 1974)

1974年に制定された貿易法では「GATTでは国際的、公正な労働条件を適用する」と定められている。

(2) 一般特恵関税制度 (The Generalized System of Preference、GSP、1970年)

アメリカとの最恵国待遇を与えられている国は、労働基準に満たない不当労働や人権侵害があった場合、モニタリング委員会へ直訴が可能。同委員会が実態調査をし、最恵国待遇を享受できるかどうか判断が下される。この外圧による制度を利用して、グアテマラの労働法改正や、カンボジアの繊維業界の労働基準向上へといった例もある⁸⁷。

(3) 外国腐敗行為防止法 (The Foreign Corrupt Practices Act、FCPA、1977年)

1977年に米国議会は外国腐敗行為防止法(FCPA)を制定した。米国における企業が、ビジネス認可または維持の目的で、外国官吏に贈賄を贈ることを違法とした。米国企業における国外での賄賂行為にも適用されることになった。これを受けて、自社の国際競争力の低下を懸念した米国の多国籍企業が各国へ働きかけ、1999年2月に発行したOECDの賄賂禁止条約に34カ国の調

⁸⁵ DisclosureEnvLiab

⁸⁶ <http://www.institutionalshareowner.com/news/article.cgi?sfArticleId=1251> Aaronson、2003。

⁸⁷ Aaronson、2003

印を得た⁸⁸。

(4) アメリカ証券取引委員会 (Securities and Exchange Commission、SEC) における環境報告義務

アメリカ証券取引委員会 (SEC) では、環境・社会問題に関する情報公開を促進するため、株式上場企業に対して環境報告書の提出を求めている。1998年の証券法改正で「包括的環境・社会的報告書の提出義務」が求められた。SECは米国環境保護庁 (Environment Protection Agency、EPA) との覚書を交わし、環境分野における企業の順法性に関する情報を共有している。1998年にEPAが実施した調査で、環境報告書の提出が義務付けられている企業のうち4分の3は、投資家に必要な情報を公開していないことが判明し、改善が求められている⁸⁹。

(5) 企業改革法の成立

エンロン・アンダーセン事件やワールドコム事件などを受けて、2001年7月に企業会計不信を払拭するため企業改革法が成立した。同法は米国で株式公開するすべての企業を対象としており、その主な内容は以下の通り。

年次報告書の正確性や内部管理体制の有効性に関するCEOやCFOの宣誓 (厳罰主義)
社外役員で構成する監査委員会の設置 (監査法人の任命、内部告発の処理など)
取締役への融資禁止など。

3-5-3. アメリカにおけるCSRの特徴

米国におけるCSRの特徴としては、政府の直接的関与が少なく、多様な社会運動や民間のSRIファンド、年金基金の運用方針が企業行動に大きな影響力を与えており、民間主導でCSRが発達してきていることが挙げられる。政府各省庁がそれぞれCSRに取り組んでいるが、組織的なイニシアティブではない。

CSRの分野に関しては、人権、労働基準遵守、環境が重点分野となっている。最近ではエンロンなどの企業不祥事を受けて、企業倫理をより広く追求する傾向が強まっている。また、有力企業は積極的に地域貢献すべきであるという企業フィランソロピーの実施が期待されてきたことも米国におけるCSRの特徴である。

⁸⁸ Aaronson,2003 P.42

⁸⁹ Aaronson 2003。

SRIの進展もアメリカの特徴と言える。SRI資産残高は、2001年には2兆3400億ドル(約281兆円)を超え、全米運用資産に占める割合は13%以上である。投資信託は、1995年の55本から2001年には230本に増加した⁹⁰。スクリーニング、株主行動、コミュニティ投資も活発で、「モノを言う株主」として著名なカリフォルニア州公務員退職年金基金⁹¹は、コーポレートガバナンスに問題があって株価や業績が低迷する企業に対して、株主議決権を行使している。

また、ナイキの東南アジアでの下請け会社による児童労働問題の露呈に端を発した不買運動に対する同社の対応に見られるように、グループの枠を超えたサプライチェーンにまで自社の行動規範を順守させようとするのが最近の動向である。

3-5-4. 企業の取り組み

株主や投資家に対する説明責任として各種の規格を導入する企業が多く、SRIを中心としたCSR対策が徹底している。Anheuser-Busch、AT&T、Ford、GM、Johnson and Johnson、Marathon Oil、McDonalds などをはじめ、多くの企業が環境・社会・経済指標に基づくGRIの報告ガイドラインを取り入れている⁹²。

また環境や人権分野で活動するNGOの企業に対する影響も強く、これらNGOの圧力を受けた企業がCSRの見直しに積極的に取り組む例もある(Box 3参照)。

Box.3 ナイキ社 サプライチェーンをCSRに導入

1997年、ナイキが委託するベトナムなどの下請工場で、児童労働や強制労働の問題があることが露呈した。その後米国の学生による不買運動が広がり、同社は現在も「ナイキウォッチ」などの多数のNGOからサプライチェーンへの対応を常時せまられている。

これを受けてナイキ社は、2002年に運営規約の策定とガイドラインを制定した。同ガイドラインは自社だけではなく、世界各国にある約900の委託工場でも適用されている。また、安全・衛生・経営者の姿勢・従業員・環境の項目に関するリスク評価や内部監査を4半期ごとに各工場で行うこととした。ユニークな点は、外部機関によるモニタリングの実施である。公平労働者協会(Fair Labor Association、FLA)と労働者とコミュニティのためのグローバル・アライアンス(Global Alliance for Workers and Communities、GA)の2つのNGOに、工場の外部監査と、経営陣に対する労働慣行に関する改善プログラムの提案を委託している(海野、2004、P.249)。

⁹⁰ 川村。

⁹¹ California Public Employees' Retirement System、CalPERS

⁹² Aaronson、2002、P.85。

3-5-5. 市民社会の CSR への関り

アメリカにはCSRを推進するNGOが数多く存在する。地球の友などの環境NGO、消費者団体NGO、企業ネットワークから発展したNGOなどがある。

(1) 消費者団体のNGO

経済優先順位研究所⁹³は1969年に設立されたNGOで、社会・環境的観点から企業を評価・格付けし、消費者などに情報を提供している。同研究所が発行する「より良い世界のための買い物（Shopping for a Better World）」は、米国内のスーパーマーケットで販売されている商品について、製造企業の格付けを行うガイドブックだが、米国内で大きな反響を呼び、1988年から1994年の間に100万部以上が販売された⁹⁴。

コープ・アメリカ（Co-op America）は1982年にワシントンDCに設立されたNGOで、消費者の環境配慮（グリーンコンシューマリズム）に関連する情報提供や社会・環境面において責任のある企業の設立支援、消費者教育、商品ボイコット運動などを行っている。

(2) 環境団体や投資家などのNGO

セリーズ（Coalition for Environmentally Responsible Economies、CERES）は米国の環境NGOで、1989年に社会投資フォーラム（Social Investment Forum、SIF）が母体となり、機関投資家、労働組合、環境保護団体、宗教団体、公益NGOなどの連合体として発足。CERESは企業社会的責任としてバルディーズ10原則を公表し、企業が環境報告書を作成・開示することを義務付けるガイドラインを発表した。その後、ステークホルダーとの対話を通じてこの原則を改定し、セリーズ原則⁹⁵を作成した。1993年に総合エネルギーメーカのSUNOCO社がセリーズ原則に署名したのをきっかけに、GM、フォード、ボラロイドなども署名し、参加企業は70社にまで達している⁹⁶。CERESはその後国連環境計画⁹⁷と共同でグローバル・リポーティング・イニシアティブ（Global Reporting Initiative、GRI）を設立した。

⁹³Council on Economic Priorities、CEP

⁹⁴ 神野 2003 p.5。

⁹⁵ CERES Principles

⁹⁶ 神野 2003 p.26。

⁹⁷ United Nations Environment Programme、UNEP

3-6. 日本における「企業の社会的責任」の現状

3-6-1. CSR 発展の経緯・歴史

日本には、江戸時代から企業の社会的責任に通じる考え方があったとされている。元禄時代の経済バブル時に繁栄した材木商を中心に、投機的で短期的な利益追求型の商いへの反省から、投機的な事業を戒め、顧客や社会といった公益を優先する「私利を後にすべし」とする考え方が浸透していた。例えば、江戸時代から明治期にわたって近江（現在の滋賀県）を本拠地として他国行商する近江商人の「三方よし：売り手よし、買い手よし、世間よし」という考えや、江戸時代中期の儒学者、石田梅岩による「売利を得るは商人の道なり。（中略）商人の買利は士の禄に同じ」という考え方などが代表的である。また、高島屋の4つの綱領では、

- (1) 确实なる品を廉価に販売し、自他の利益を図るべし
- (2) 正札掛値なし
- (3) 商品の良否は明らかにこれを顧客につげ、一点の虚偽あるべからず
- (4) わが営業は信用を重んじ、确实を旨とし、以って一家の固隆盛を期す。

と定められている⁹⁸。このような顧客、取引先、そして社会を考慮した考え方が、家訓や家憲として代々受け継がれていった。

明治時代になると、「世間」や「社会」が国家に置き換わるが、基本的な精神は受け継がれている。例えば明治・大正時代の実業家で、第一国立銀行の創設を初め、生涯のうちに500社の会社を設立し、日本資本主義の父とも呼ばれる渋沢栄一は「道徳経済合一説」を唱え、「事業という以上は、自己を利益すると同時に社会国家をも益することなくてはならぬ」と説いている⁹⁹。

欧米流のCSRの概念が日本で最初に導入されたのは1960年代だった。1953年に米国で出版されたポーウェン著『ビジネスマンの社会的責任』（1960年に翻訳出版）を契機に、CSRの考え方が導入された¹⁰⁰。日本で最初に「企業の社会的責任」というテーマに言及されたと言われるのは、1957年11月の経済同友会全国大会における「経営者の社会的責任の自覚と実践」決議だった¹⁰¹。同決議では、利益のみの追求を戒め、企業行動の経済と社会の調和が強調された。

⁹⁸ 岡本 2004 P.30

⁹⁹ 経済産業省 2004 P.20

¹⁰⁰ 川村 2004e p.3

¹⁰¹ 「現代の経営者は、倫理的にも実際的にも単に自己の企業の利益のみを追うことは許されず、経済・社会との調和において、生産諸要素を最も有効に結合し、安価かつ良質な商品を生産し、サービスを提供するという立場に立たなくてはならない。・・・経営者の社会的責任とは、これを遂行することに外ならぬ。」

その後1970年半ばには、水俣病やカネミ油症をはじめとする公害問題や、石油ショック後の一部企業による買い占めなどの不祥事を背景として、企業の利益追求主義批判とその対応策としての「企業の社会的責任論」ブームが到来し、1973年にはピークに達した。1974年の商法改正時の国会付帯決議においても、CSRが7項目の筆頭にあげられた¹⁰²。ただし、企業のこれに対する対応策は、公害部の設立や利益還元のための財団設立などにとどまっている。経済界、マスコミ、学界での議論は盛り上がったが、広義のCSRを求める環境は弱く、その後の石油危機、景気後退とともに1970年代の後半から初頭にかけてCSRの議論も下火となった。

1980年代は、1985年のプラザ合意による円高を契機に日本企業の生産活動や調達のグローバル化が進んだ。企業の進出先となった欧米諸国でCSRの機運が高まった時期と重なり、現地事務所がCSRを認識し、それが本社に伝わる、という方法でCSRの概念が広がった。企業の景気が好調だったことを背景にフィランソロピーやメセナが盛んになり、1989年に企業メセナ協議会、1990年には利益の1%を寄付する経団連1%クラブが設立された。

1980年代後半から90年代に入り、1985年のミドリ十字による薬害エイズ事件、1988年のリクルート事件、1989年の佐川急便事件、8000人を上回る食中毒事件を起こした雪印乳業事件などの企業の不祥事が続いた。これを受けて経団連は、1991年に「企業行動憲章」を発表し、企業行動の見直しや自己規律の強化を会員企業に求めた。90年代後半にはバブル経済がはじけ、証券会社による大口投資家への損失補填、山一証券や北海道拓殖銀行の破綻、東芝機械のココム違反事件、建設業の談合事件などが発生し、国際的にも企業に対する不信感が高まった。1990年代のもう1つの動きとして重要なのは、環境問題が大きく取り上げられたことである。1990年代には環境基本法を初めとする一連の環境関連法が施行された。また1992年の地球環境サミットを契機に、地球温暖化、熱帯雨林破壊、オゾン層破壊、砂漠化などの地球環境問題が顕在化し、企業は従来の地域内の公害対策以外に、事業活動や製品・サービスによる環境負荷への配慮や地球規模の環境問題に取り組むことを求められるようになった。

21世紀のCSRの特色としては、SRI市場の発達が挙げられる。1999年に国内で初めて発売された環境に配慮したエコファンドを始め、消費者対応、雇用、社会貢献を評価基準に加えたSRI型投資信託「あすのはね」（2000年発売）などはその例である。また企業が、海外からSRI選定のためのCSR関連アンケート攻勢に追われることになり、CSR組織体制確立や社会・環境報告につ

と名言。

¹⁰² 川村 2004e

いて対応する必要性が高まった。ソニーやリコーでCSR対策室が設立されたのも2003年だった。さらに、海外でCSRの規格化が進んだことを背景に、日本では麗澤研究センターが中心となって開発した「倫理規格ECS2000」、「R-BEC001」などが登場した。最近では、三菱自動車のリコール隠しなどの不祥事が続き、コーポレートガバナンスの必要性が再認識されている。

日本におけるCSR発展の経緯、主な政策の歴史は表3-9の通りである。

表 3-9 日本における CSR 発展の経緯・主な政策の歴史

日付	CSR 政策・CSR に関する出来事	内容
1956 年	経済同友会「経営者の社会的責任の自覚と実践」決議	11月の全国大会において「経営者の社会的責任の自覚と実践」を決議する。
1968 年 1986 年	消費者保護基本法の制定 男女雇用機会均等法の制定	
1989 年	経済団体連合会（経団連）、海外事業活動関連協議会の設立	経済団体連合会、海外事業活動関連協議会（Council for Better Corporate Citizenship、CBCC）が設立された。
	株主運動が起こる	福島第二原発3号機での事件を契機として脱原発を掲げた株主運動が起こる。
1990 年	1%クラブ、企業メセナ協議会の設立	経常利益の1%を寄付する「1%クラブ」、企業メセナ協議会が設立された。
	朝日新聞文化財団による企業の社会貢献度調査を開始	調査は毎年実施され、企業の社会貢献度を商業出版によって公表する。
1991 年	経団連 企業行動憲章の発表	10原則からなる企業行動の指針（96年改定）。
1993 年	環境基本法の施行	
1995 年	製造物責任法（PL法）施行	
1997 年	経団連が「環境自主行動計画」を策定	日本自動車工業界、電気事業連合会、日本鉄鋼連盟など37業種143団体が参加した（1997年当時）。全産業部門・エネルギー転換部門の参加業種から排出される二酸化炭素量を、2010年度までに1990年度レベル以下に抑制するという努力目標を掲げた。
1999 年	エコファンドの登場	日興証券（現日興アセットマネジメント）による国内初の投資信託「日興エコファンド」が発売される。運用残高が一時2000億円を突破した。
	「倫理規格ECS2000」を発表	麗澤研究センターが中心となって開発。
	環境関連の各法案の制定および施行	改正省エネルギー法施行。 容器包装リサイクル法施行。 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（通称PRTR法）制定（施行は2001年）。製造者に対し、工場などで使用した特定の化学物質の量と、環境中に排出した量について、データを報告することが義務付けられる。 ダイオキシン類対策特別措置法成立（2001年施行）。
2000 年	SRI 型投資信託の発売	消費者対応、雇用、社会貢献を評価基準に加えた国内初のSRI型投資信託「あすのはね」発売。
2001 年	一連の環境関連法案の施行	廃棄物処理法、資源有効利用促進法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、建設資材リサイクル法、グリーン購入法、

		消費者契約法施行。
	経済産業省「ステークホルダー重視による環境レポートガイドライン2001」	環境重視のレポートガイドライン。
2002年	環境省が作成した「環境報告書ガイドライン(2002年度版)」 日本経済団体連合会 CSR 憲章の策定	同上。 経団連と日経連の連合会が「経団連企業行動憲章」を「企業行動憲章」に改訂し、環境分野も含めたCRS憲章とする。
	内閣府の国民生活審議会消費者政策部会による「企業の自主行動基準指針」の策定	消費者契約法(2001年4月施行)を受けて、2002年4月に策定。主な内容は、(1)企業・業界団体における自主行動基準の策定を促進することにより、包括ルールである消費者契約法の実効性確保を図る、(2)コンプライアンス経営の促進により、法令基準と自主行動基準に基づいた企業の消費者対応の実効性確保を図る、など。
2003年	企業のCSR対策が始まる。	リコー CSR室設置 ソニー 環境CSR戦略室設置
	経済同友会	社団法人経済同友会は2003年3月に第15回企業白書「『市場の進化』と社会的責任経営」という報告書をまとめ、CSRの基本的な考え方、CSRの観点からの評価シートなどを公表している。
2004年	環境配慮活動促進法	「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」が成立。国による環境配慮等の状況の公表、特定事業者による環境報告書の公表、民間大企業による環境報告書等の自主的な公表、環境情報の利用促進が明記される。2005年4月より施行される。
	公益通報者保護制度	2004年6月制定。2006年までに施行される。内部告発者を、所属する企業などの組織から不利益を被らないよう法的に保護する制度のことで、企業のコンプライアンス(法令遵守)経営の確保、消費者被害の未然・拡大防止を図る。
	経済産業省「企業の社会的責任に関する懇談会」が始まる。	7月 中間報告書の発表

(出所：川村 2004e、小野 2004 などの文献から作成。)

3-6-2. 日本における CSR の特徴

日本のCSRの特色としては、伝統的に「社会と調和する企業活動」というCSRに通じる精神はあったが、今日のCSRの概念が謳われるようになってからの歴史は比較的浅い、という点が挙げられる。SRIの登場や企業によるCSRの取り組みは21世紀に入ってからである。

日本におけるCSRの発展では、NGOなどの働きかけよりも経済団体の役割が大きかったことも特徴と言える。これは、特定非営利活動促進法の制定が1998年であったことに象徴されているように、日本ではNPOなどの市民社会の台頭が欧米と比較して遅かったことによるもので、このためCSRの導入・発展が見られた60年代から90年代にかけては、企業や経済団体の主導的な

役割が大きかった。

CSRの重点項目としては、顧客など外部関係者への対応（顧客・消費者配慮や地域社会貢献）が挙げられ、従業員の雇用創出など内部関係者や、地域への収益還元、児童労働、雇用、人権などの項目に対する認識が薄いと調査結果が出ている¹⁰³。

3-6-3. 法制度・政策

環境対策のための法律としては、環境配慮活動促進法（2004年5月成立）¹⁰⁴が挙げられる。環境報告書に関するガイドラインとしては、経済産業省が作成した「ステークホルダー重視による環境レポートガイドライン2001」、環境省が作成した「環境報告書ガイドライン（2002年度版）」がある。内容はいずれも環境情報の開示が中心である。2004年4月からは経済産業省の「企業の社会的責任（CSR）に関する懇談会」が始まり、CSRを実施するための事業環境整備に必要な施策のあり方が検討されている。

また、コーポレートガバナンス関連の法律として（1）公益通報者保護制度（2004年制定）、（2）改正商法がある。改正商法は、ここ10年ほどの間に行われた一連の商法改正で、株主代表訴訟の容易化、外部監査約の義務化を含む監査役会の拡充、大企業における委員会設置会社の選択制などを定めており、個人株主や公益の観点からみた企業活動の監視機能が強化された。

指針としては、経済産業省が作成した「リスク新時代の内部統制（リスクマネジメントと一体となって機能する内部統制の指針）」や、内閣府の国民生活審議会が2002年に作成した「企業の自主行動基準指針」などがあげられる。

厚生労働省は「労働におけるCSRのあり方に関する研究会」を、環境省総合環境政策局は「社会的責任（持続可能な環境と経済）に関する研究会」を設けている。

3-6-4. 企業の取り組み

2003年は日本企業にとっての「CSR経営元年」と呼ばれる。この年、数多くの企業でCSRへの

¹⁰³ 環境報告書ネットワーク（NER）による「持続可能性報告のあり方（CSRの視点から）」と題する研究報告書（2002年9月）引用：川村 2003 c、P.18。

¹⁰⁴ http://www.env.go.jp/policy/hairyoo_law/

取り組みが活発になった¹⁰⁵。リコー、J-フォン、帝人、ソニー、松下電器産業、ユニ・チャーム、キヤノンなどはCSR経営への転換を機関決定し、行動指針の整備・再整理に取り組んでいる。また三菱電機、富士ゼロックス、NEC、東芝、富士通、アサヒビールなどは、組織内の推進体制の整備として、CSR担当組織の設置やCSR担当役員の任命などといった具体的なCSR経営を開始した。情報公開に積極的に取り組み始めた企業も出ている。近年は環境以外に、雇用、人権、コンプライアンス、社会貢献などの取り組みも含むCSR報告書を作成したり、持続可能性報告書などを冊子やホームページへを通じて公表したりする企業が増えている¹⁰⁶。コンプライアンスについては、社員の倫理教育の徹底などに取り組んでいるケースが多いが、昨今はこれに加えて内部通報・相談窓口（ヘルプライン）などを設ける企業も増えている。各種のグローバルなCSR指針に参加する企業も増えている。例えば国連のグローバル・コンパクトに参加しているアサヒビールでは、原材料の調達先に対してCSRアンケートや現地調査を行い、その結果を調達先の選定評価システムに反映させている。

Box.4 CSR先進企業 リコー

リコーは、2004年1月に「リコーグループ憲章」および「行動規範」を制定、「リコーグループ 社会的責任経営報告書2004」を発行した。同報告書は、「環境経営に関する取り組み」、「社会的責任経営報告書：CSRに関する取り組み」、「アニュアル・レポート：経営・財務情報の開示」の3部構成で、トリプルボトムラインの考え方に沿った報告書となっている。2003年1月に社長直轄の「CSR室」を設置した。担当役員（専務）以下、メンバーは6名（人事・企画出身の室長、環境・法務各2名、総務1名）。この他、グループ全体の統括機関「CSR委員会」も設置。主管機能部門と実施部門の連携とグローバル展開について、CSR室とCSR委員会がそれぞれ横断的、体系的にPlan-Do-Check-Actionを展開している。サプライチェーンマネジメントを採用し、グループ企業や主要サプライヤーにもCSRを適用している。リコーが策定中のCSR規範をグループ企業や主要取引先に対応を求めの方針である。

3-6-5. 市民社会の動向

既述の通り、日本では欧米のようにNGO団体によってCSRが進展してきたという歴史はなく、どちらかといえば経済団体や企業による自主的な取り組みや、CSRを求めるグローバルな潮流の中で進展してきた。このため、日本におけるCSR発展プロセスの中には市民社会というアクターがはっきりと見えてこないのが実情である。

CSR関連の市民社会のアクターとしては、NGOグリーン購入ネットワーク¹⁰⁷、主婦連合会¹⁰⁸、

¹⁰⁵ 川村 2003 c。

¹⁰⁶ 経済産業省 2004。

¹⁰⁷ グリーン購入ネットワーク（GPN）は、「環境への負荷が小さい製品やサービスの優先的な購入を進める消費者・企業・行政のネットワーク」で、1996年2月に設立された。製品分野別の購入ガイドラインや、製品の

日本消費者連盟¹⁰⁹、全国消費者団体連絡会¹¹⁰、日本労働組合総連合会（連合）が存在するが、CSR関連の活動は限られている。他方、グリーンピースとの対話によりノンフロンガス冷蔵庫を開発した松下電器産業のように、日本企業が海外のNGOとの対話によりCSRを徹底させた例はある。

2002年、CERESから発展したGRIのファミリー団体、NPO法人GRI日本フォーラムが設立され、GRIのガイドラインやCSRに関する研究会を立ち上げた。同フォーラムの役員には、市民団体の代表として気候ネットワーク、NPO法人環境文明21、NPO法人フューチャー500、環境監査研究会、国際NGOナチュラル・ステップ・インターナショナル、国連大学ゼロエミッション・フォーラム、企業行動研究センターが名を連ねている。この他にも、NPO法人CSRフォーラムなどが設立されたが、近年設立されているCSR関連のNPO法人は、圧力団体というよりもCSRに関する国際動向調査やネットワーク作りを行う機関としての側面が強い。

これに反して、企業に対する投資家サイドからのCSRの要求度は高い。環境省が実施した「社会的責任投資に関する日米英三ヶ国比較調査報告書」（2003）では、日本の個人投資家の9割近くが「証券投資の際に企業の社会的責任を考慮に入れるべき」と考えていることが明らかになった。また厚生年金基金連合会は、アメリカCalPERSの例にみられるような株主の議決権行使も検討している。

また消費者の意識としても、企業の社会的責任を求める動きがある。2003年の日本経済新聞社のマーケティング調査によると「製品・サービスを購入する際に環境に配慮したものが否かを気にする」、「購入後長く使用する製品については、製造元の企業生成を考慮して選ぶ」と考えている人が半数以上を占めた。「消費者重視の企業」や「地球環境に配慮した企業活動を行っている企業」については、価格が高くても該当企業の製品を購入すると答えた人が3割を超え

環境情報、グリーン購入法の判断基準への適合、価格・基本性能などに関する詳細情報を提供するデータベースを通してグリーン購入を促進する活動を行っている（<http://eco.goo.ne.jp/gpn/>）。

¹⁰⁸ 主婦連合会は、不良マッチの配給に反対する運動をきっかけとして1948年9月に設立された。「消費者の権利を確立し、いのちとくらしを守るために必要な活動をする」ことを活動の目的としている。消費者重視の社会、安心・安全な暮らしを実現するために、署名活動や企業への文書による要請、消費動向調査等を実施している（<http://www.shufuren.gr.jp>）。

¹⁰⁹ 日本消費者連盟は1969年に設立されて以来、生命の安全と健康を守り、経済的不公正をなくすために、製品の不当表示の摘発などを通して企業や行政に対して活動を行ってきた。1969年に創刊した「消費者レポート」は1997年に1000号に達し、現在毎月3回発行されている（<http://www1.jca.apc.org/nishoren/>）。

¹¹⁰ 全国消費者団体連絡会は、「消費者の権利の確立とくらしを守り向上をめざすため全国の消費者組織の協力と連絡をはかり、消費者運動を促進すること」を目的として、政府や国会議員に対して要請を行う。また、世界的レベルでロビー活動を行う国際的な消費者組織「国際消費者機構（Consumers International）」の正会員である。主婦連合会や日本消費者連盟を含む42団体が加盟している（<http://www.shodanren.gr.jp/>）。

た¹¹¹。

¹¹¹ 経済産業省 2004, P.10。

第4章 ラテンアメリカにおける「企業の社会的責任（CSR）」の現状

本章では、ラテンアメリカ諸国におけるCSRの現状を概観した後、コスタリカ、エルサルバドル、ホンジュラス、パナマ、メキシコの中米5カ国に焦点を絞り、現地調査結果をふまえながら各国の現状を見ていく。最後に、南米におけるCSR先進国の1つ、チリの例を取り上げる。

4-1. ラテンアメリカ諸国における「企業の社会的責任」¹の現状

ラテンアメリカ諸国では90年代以降、CSR活動によるメリットを認識する企業が増えてきた。同時に、消費者、サプライヤー、従業員、コミュニティ、投資家、その他のステークホルダーからの働きかけにより、企業が自社の戦略にCSRを取り入れる、あるいはCSR活動を拡大するインセンティブが高まっている。

ラテンアメリカ諸国におけるCSRの現状を扱う文献は数多いが、本項では最近行われた調査の報告書2種を取り上げ、CSRの現状を概観する。

4-1-1. 「ラテンアメリカとカリブ海諸国における企業の社会的責任に関する調査²」

2004年、米州開発銀行が、ラテンアメリカ・カリブ地域のCSRの現状調査をチリのCSR推進組織ビンクラール（Vincular）³に委託、実施した。調査対象となったのは、アルゼンチン、ブラジル、チリ、コロンビア、エルサルバドル、グアテマラ、メキシコ、パナマ、ペルー、ウルグアイ、ベネズエラの11カ国。調査結果の概要は以下の通り。

（1）ラテンアメリカ諸国の現状

CSRへの取り組み状況

ラテンアメリカでは、企業の大半がCSRをフィランソロピーの同義語として捉えており、企業の競争力を強化する手段としてCSRを取り入れるには至っていない。しかし、メキシコ、ブラ

¹ スペイン語でCSRは、Responsabilidad Social Empresarial(RSE)ないし Responsabilidad Social Corporativa(RSC)と称される。

² Estudio de la Situación de la Responsabilidad Social de la Empresa en Latinoamérica y el Caribe, IDBのウェブサイト (<http://www.iadb.org/csramericas/doc/vincular.pdf>) および調査実施者であったVincularのウェブサイト (<http://www.vincular.org/html/prensa.php?id=66>) に調査報告書の要約が公開されている。

³ Vincularはバルパライソ・カトリカ大学（Pontificia Universidad Católica de Valparaíso de Chile）により2002年に設立された組織で、CSR分野における調査、コンサルティング、研修を実施している (<http://www.vincular.org>)。

ジル、チリなど、企業の基盤が固まっている国々では、CSRが企業価値の創出につながる概念として捉えられ始めている。調査対象国におけるCSRの発展度合いは多様だが、概してCSRは現在まだ導入期にあり、フィランソロピーやマーケティングといった概念を越えた具体的な戦略や活動が立てられているとは言えない。

企業にとってのCSR導入のインセンティブ

ラテンアメリカでは、企業が商品の輸出先市場からCSRに取り組むことを求められ、それがインセンティブとなって企業活動にCSRを取り入れるケースが多い。特に林業、農業分野の輸出に携わる企業は、外部からCSR導入に対する強いプレッシャーを受けている。例えば、中米のオーガニックコーヒー生産者、チリのワイン生産者・果物生産者などがそれに当たる。

政府の取り組み

現時点では、政府が民間セクターにCSR活動を普及させるために果たすべき役割が明確になっていない。ブラジル、チリを除いて、CSRに対する明確なビジョンを持つ国はなく、CSRは政策上のテーマとなるには至っていない。ブラジルとチリでは、政府がCSR分野の支援を行っているが、それもまだ試行段階である。労働法、環境法、貿易・納税・外国投資を規制する法律など、CSR関連分野の規制はあるが、CSRに関する法律そのものはない。

企業の規模、形態とCSR

規模の大きい多国籍企業ほどCSRを取り入れている傾向が強い。ラテンアメリカの民間大企業には地域に根ざした企業も多く（メキシコのBimboやブラジルのGerdauなど）、そのような企業は概して地域からポジティブな評価を受けている。

他方、国営大企業は必ずしもCSRを取り入れているわけではない。これは、国営企業が、生活の質、職場の安全性、透明性、環境への配慮などのテーマに関して政府の政策的意思に基づいた行動を取るからである。公共セクターはCSRの現状や、CSRと企業の競争力強化との関連性を認識していない。

中小企業がCSRを取り入れている例は少ない。CSR活動はコミュニティへの財政的投資であり、資産の少ない中小企業が責任ある活動を行うことは難しいと考えられるためである。

(2) 調査対象各国の現状

IDBの調査では、調査対象国11カ国のCSR関連機関、CSR活動を行っている企業数社を選ん

で、そのうちどの程度の機関が CSR に関するレポート、スタンダード（グローバル・コンパクト⁴、SA8000、GRI）を取り入れているか情報を収集した。調査の結果は表 4-1 に示す通りだった。

表 4-1 . 調査対象国における CSR 関連機関、CSR 活動を行っている企業の情報

国	CSR に取り組む機関の数	CSR に係るレポート、基準を取り入れている企業、組織の数			CSR 活動を行っている企業の数
		GRI	SA8000	グローバル・コンパクト	
アルゼンチン	12	1	2	0	4
ブラジル	4	5	41	77	4
チリ	6	2	0	10	7
コロンビア	6	0	0	0	2
エルサルバドル	2	0	0	0	1
グアテマラ	4	0	0	0	1
メキシコ	4	0	0	3	5
パナマ	4	0	0	52	2
ペルー	5	0	0	0	2
ウルグアイ	2	0	0	0	3
ベネズエラ	1	0	0	0	2

出典：“Resumen del Estudio realizado por VINCULAR, Situación de la Responsabilidad Social Empresarial”

また、調査対象各国における CSR の現状は以下の通りだった。

アルゼンチン

現在実施されている CSR 活動の内容の大半はフィランソロピー活動である。インパクト指標や社会還元度を測定する指標など、CSR 活動の計画・評価のための手法は取り入れられていない。CSR 関連機関としては、アルゼンチン CSR 研究所（Instituto Argentino de Responsabilidad Social Empresarial: IARSE）がある。同研究所は、CSR 概念の普及と CSR 活動の促進により、国家の持続的発展に対する企業の責任ある取り組みを強化することを目的としている。

ブラジル

CSR 分野におけるリーダー的存在のエリート企業がある⁵。政府や市民社会の働きかけにより、同企業が CSR 普及のリーダーシップを取っている。ブラジルには企業倫理・社会的責任研究所（Instituto Ethos de Empresas e Responsabilidade Social: Instituto Ethos⁶）やアカトゥ研究所（Instituto

⁴ グローバル・コンパクトについては、第 5 章 5-1 ページ以下に詳しい説明を掲載している。

⁵ 具体的企業名については明らかにされていない。

⁶ Instituto Ethos は、企業が社会的責任を伴うビジネスを实践するよう動機付け、支援し、また企業を持続的かつ公正な社会を構築するパートナーに転換させることを目的とした NGO。現在 1006 の企業がメンバーとなっている（<http://www.ethos.org.br/>）。

Akatu)⁷など CSR 関連の機関や基金がいくつかあり、民間セクター、政府、市民社会に CSR 実践の重要性を認識させ、その概念を普及してきた。

チリ

チリでは伝統的に企業が社会的秩序の形成・維持に取り組んできた。また、民間セクター間では法の順守が慣習として定着している。果物輸出業、ワイン輸出業、養殖業、林業などの産業セクターが、輸出先市場で求められるスタンダードを自身のスタンダードとしてきたことに見られるように、輸出先市場が製品の質の基準を向上させてきた。CSR 関連機関としては「CSR 行動(Acción RSE)」がある。Acción RSE は、CSR 活動を普及させる目的で設立された組織で、設立当初から CSR 分野におけるリーダー的企業がその中心となって CSR 推進活動の振興と支援を行ってきた。

コロンビア

コロンビアでは伝統的に、社会福祉やフィランソロピーという観点から企業が市民の利益追求に関わってきたが、競争性という観点から CSR に取り組むケースはほとんど見られない。繊維、花、コーヒー輸出産業では、輸出先市場の要望に応じる形で CSR 活動を取り入れている。CSR 関連機関としてはコロンビア CSR センター(Centro Colombiano de Responsabilidad Social Empresarial: CCRE)がある。CCRE は、CSR や企業倫理に関連するテーマの普及・促進・調査、企業へのコンサルティングを実施する NGO である。CCRE などの関連機関により CSR 推進活動が行われてきてはいるが、コロンビアには CSR に関して特筆すべき事例はあまりない。

エルサルバドル

エルサルバドルの民間セクターには、CSR を取り入れている機関がほとんどない。このことからエルサルバドル政府は、民間セクターに CSR を普及させる試みを十分に行っていないと思われる。国際市場にアクセスできない企業が多く、ISO などの規格もあまり浸透していない。多国籍企業は規範を順守しているが、中小企業にとっては自らの生き残りが第一の懸念事項であって、規範順守に配慮する余裕がないのが現状である。

グアテマラ

グアテマラでは、社会を構成する政府、企業、市民社会の間で CSR 活動に関する働きかけが見られない。しかし、砂糖、オーガニックコーヒー、繊維産業などに CSR を取り入れている企業

⁷ 社会に対して意識的な消費に関する指導、意識化、動機付け、情報提供を行うことを目的とした NGO (<http://www.akatu.net/cgi/cgilua.exe/sys/start.htm?tpl=home>)

が見られる。CSR を取り入れているのは、先進国に製品を輸出する非伝統産品輸出業者連盟⁸、砂糖産業財団⁹などである。CSR 関連機関としては、CSR 活動センター（Centro para la Acción de la Responsabilidad Social Empresarial: CentraRSE）¹⁰がある。

メキシコ

メキシコでは、企業による伝統的なフィランソロピー活動や、先進国市場志向が CSR の発展を促してきた（主にコーポレートガバナンス、民間・公共セクターにおける透明性といった分野で CSR が発展）。しかしながら、CSR に関する国際的取り決めや協定に登録している企業の数は少ない。CSR 活動を取り入れることで成功を収めた企業があり、今後はその成功例を他の産業セクターに活かしていくことが重要である。CSR 関連機関としては、メキシコ CSR 同盟（Alianza Mexicana por la Responsabilidad Social Empresarial: AliaRSE）、メキシコ・フィランソロピー・センター（Centro Mexicano de Filantropía: CEMEFI）がある。

パナマ

パナマは、グローバル・コンパクト¹¹の促進と発展のためのパイロット国（全 10 カ国）に選ばれた。2004 年 3 月時点で、52 企業がグローバル・コンパクトに署名している。グローバル・コンパクトへの署名は、その 10 原則の達成を約束することを意味するが、署名した企業でも CSR 活動の戦略、活動計画、目的、指標を十分に設定しているとは言えない。パナマにおける今後の課題は、民間企業をコミュニティの発展と利益を実現させるパートナーに転換させるよう、パナマの企業文化に変化をもたらすことである。パナマ運河庁（Autoridad del Canal de Panamá: ACP、グローバル・コンパクトに署名済み）は CSR 活動の実施に関する地域リファレンス機関¹²である。

ペルー

ペルーでは、CSR は企業の競争性と関連する概念としては捉えられてはいない。CSR 分野で短

⁸ Asociación Gremial de Exportadores de Productos No Tradicionales（Agexpront）

⁹ Fundación del Azúcar（Fundázucar）

¹⁰ グアテマラ企業に CSR を広めることを目的とする非営利目的の民間団体（CentraRSE ホームページ <http://www.centrase.org> より）。

¹¹ グローバリゼーションがもたらすさまざまな弊害を解決するため責任ある企業行動を国際的に推し進めることを目的に、1999 年の世界経済フォーラム（World Economic Forum）で国連事務総長のコフィ・アナン氏によって提案された。「世界人権宣言」、「労働の基本原則及び権利に関する ILO 宣言」、「環境と開発に関するリオ宣言」に基づいた、人権・労働・環境、腐敗防止に関する 10 の自主行動原則で構成される（詳細は第 5 章 5-1 ページ「5-1-2．国際連合の取り組み」参照）。

¹² 「地域リファレンス機関」の明確な定義はされていない。パナマ運河庁は、他の CSR 関連機関（企業など）にとって CSR 実践例となっており、「リファレンス」的な役割を果たしている。

期的に具体的な効果を上げ得るセクターとしては、冶金と農業輸出セクターが考えられる。ただし両セクターとも CSR を実践するためには、従業員の生活の質や環境基準を引き上げる必要がある。CSR 関連機関としては、「ペルー2021 (Perú 2021)¹³」がある。ペルー 2021 は、企業マネジメントのツールとして社会的責任の導入を促すことを目的としている。

ウルグアイ

食料輸出産業では、バリューチェーン¹⁴、環境、人的資源の分野で CSR の導入を強く求められている。CSR 関連機関としては、「社会的責任の発展 (Desarrollo de la Responsabilidad Social: DERES)」がある。DERES は CSR 活動を展開する主要企業や企業家による団体である。

ベネズエラ

ベネズエラにおける CSR は、国内企業におけるフィランソロピーの伝統と、石油産業が国営化される以前に国外の石油企業が実施していた事業に由来する。国外の石油企業が実施していた CSR 関連活動は、ベネズエラ国営石油会社 (Petróleos de Venezuela: PDVSA) に受け継がれた。ベネズエラの石油輸出セクターは、高度な技術を有するとともに環境にも配慮していることから、石油産業は競争性向上のために CSR を導入するモデルあるいはリーダー的存在となっている。CSR 関連機関としては「社会同盟 (Alianza Social)」がある。アメリカ商工会議所 (Cámara Americana de Comercio: AMCHAM) のイニシアティブで作られた機関で、ベネズエラ国民の生活の質を向上させるため CSR を促進することをミッションとしている。

4-1-2. 「血気(アニマル・スピリッツ) - ラテンアメリカにおける企業の社会的責任の状況¹⁵」

2003 年にカナダ米州基金 (Fundación Canadiense para las Américas: FOCAL) のポール・アレクサンダー・ハスラム (Paul Alexander Haslam) が、米州各国における CSR 活動のレベルについて調査を実施した。調査対象は、北米 (カナダ、メキシコ、アメリカ合衆国)、中米 (コスタリカ、ニカラグア)、南米 (アルゼンチン、ボリビア、チリ、コロンビア、パラグアイ、ペルー、ベネズエラ)、カリブ地域 (キューバ、ドミニカ共和国、ジャマイカ、トリニダード・トバゴ) の

¹³ ペルーの将来にコミットする企業グループが設立した非営利目的の市民団体。2021 年はペルー独立 200 周年を記念する年であることから、この名がつけられた (Perú 2021 ホームページ <http://www.peru2021.org> より)。

¹⁴ 1985 年にハーバード・ビジネススクール教授のマイケル・E・ポーターが著書『競争優位の戦略』(ダイヤモンド社)の中で提唱したフレームワーク。企業の様々な活動が最終的な付加価値にどのように貢献しているのか、その量的・質的な関係を示すツール。(野村総合研究所ホームページ http://www.nri.co.jp/opinion/r_report/m_word/value_chain.html より)。

¹⁵ "The "Animal Spirit" of Development, How is Corporate Social Responsibility Faring in Latin America?". スペイン語タイトルは "El espíritu Salvaje del Desarrollo, el Estado de la Responsabilidad Social Corporativa en América Latina", Paul Alexander Haslam, Revista Futuros n°6. 2004 Vol II. (<http://www.revistafuturos.info>)

16 カ国。

調査の主な結果は以下の通りである。

調査結果によると、米州では CSR の概念と実践に対する関心が高まっている。しかし、CSR が最も進んでいる国（カナダ、アメリカ）とその他の国々との間には、CSR 活動のレベルに大きな格差がある。発展途上国の中でも中進国と呼ばれる国々（アルゼンチン、チリ、メキシコ）とその他の地域との格差も同様に大きい。

米州の民間企業は CSR の規範を自発的に取り入れていると言われていたが、調査の結果そうではないことが判明した。企業は、多国籍機関（世銀など）、地域組織（米州機構、米州開発銀行、経済協力開発機構など）、外国政府、多国籍企業、海外の融資機関、学術機関、市民社会（民間セクターの NGO、国際 NGO など）からのプレッシャーを受けており、これが CSR 導入のイニシアティブになっている。CSR 先進国における CSR 促進プロセスと異なる点は、海外あるいは国際的なアクターの役割が大きい点である。

ラテンアメリカの市民社会（NGO、市民団体など）は、国家の規制を逃れるという民間セクターの関心に共鳴していることが多い。このため、市民社会が企業の法令順守を監督・促進するというシステムが確立していない。CSR に携わる NGO はあるが、企業による CSR 規範の順守を検査・監督している NGO はない。ここにラテンアメリカにおける CSR の弱みがある。

調査対象国における CSR の現状は以下の通り。

表 4-2 . 調査対象国における CSR の現状

国	民間セクターにおける CSR への取り組み	政府による支援、CSR 促進	国民の認識
カリブ地域			
キューバ	なし	なし	なし - 低
ドミニカ共和国	なし	なし	なし - 低
ジャマイカ	なし	なし - 低	なし
トリニダード・トバゴ	なし - 低	なし - 低	なし
中米			
コスタリカ	なし - 低	なし	なし - 低
ニカラグア	なし	なし	なし - 低
北米			
カナダ	中 - 高*	高い*	中*
メキシコ	中	中	低 - 中
アメリカ	中*	低 - 中*	低 - 中*

南米			
アルゼンチン	低 - 中	なし - 低	中
ボリビア	なし - 低	なし	なし - 低
チリ	中	低	中
コロンビア	なし - 低	なし - 低	低
パラグアイ	なし - 低	なし - 低	なし - 低
ペルー	なし	なし	低
ベネズエラ	なし	なし - 低	なし - 低

出典：Paul Alexandar Haslam が、2003 年 10 月に Aaronson および Reeves と同様の手法を使って実施した調査結果から作成。

* Aaronson および Reeves の分類による。

4-2 . 調査対象国概要

現地調査を実施した 6 カ国（コスタリカ、エルサルバドル、ホンジュラス、パナマ、メキシコ、チリ）の基本情報として、以下に人間開発に関する指数の一部をまとめた。

表 4-3 . 調査対象 6 カ国の人間開発に係る指数

指数	コスタリカ	エルサルバドル	ホンジュラス	パナマ	メキシコ	チリ
人口 (100 万人、2003 年)	4.2	6.6	6.9	3.1	104.3	16.0
都市人口率 (%、対総人口、2003 年)	60.6	59.4	45.6	57.2	75.5	87.0
平均寿命 (年、2003 年)	78.2	70.9	67.8	74.8	75.1	77.9
成人識字率 (%、15 歳以上、2003 年)	95.8 ¹	79.7% ¹	80.0	91.9	90.3	95.7
初等教育就学率 (2002 - 2003 年度)	90	90	87 ²	100	99	85 ³
就学率 (%、初等・中等・高等教育、2002 - 2003 年度)	68	68	62	79	75	81
1 人あたり GDP (PPP、US ドル、2003 年)	9,606	4,781	2,665	6,854	9,168	10,274
当該国貧困ライン以下の人口割合 (%) ⁴	22.0	48.3	53.0	37.3	10.1	17.0

(人間開発報告書 2005 を元に作成。)

¹ 2002 年のユネスコ統計データに基づく。

² 2001 - 2002 年度のデータ。

³ 2003 - 2004 年度のデータ。

⁴ 1990 - 2002 年までのデータのうち入手可能な最新データ。

e Informática Industrial: CEGESTI)¹⁷など CSR 関連機関の働きかけを通じて CSR が包括的な視点で捉えられるようになった。また、CSR に取り組む多国籍企業が国内に設立されたことで、これら企業の CSR 活動がコスタリカにも適用され、CSR の発展に貢献した。コスタリカにおける CSR の特徴は、90 年代後半以降 CSR がシステムティックなテーマとして捉えられ始めたことである。システムティックとは、CSR 導入の第 1 段階ではクリーンな生産システムや環境配慮と関連したのものとして導入され、第 2 段階に入ると環境のみならず社会、労働など包括的分野に取り組むための具体的な戦略が取り入れられるようになる、という意味である。

CSR に関連する近年の動きとしては、2004 年に同国元大統領をも巻き込む 2 件の汚職が発覚したことを契機に、公共セクターの誠実さが問われ始めたことが挙げられる。またコスタリカでは、中米自由貿易協定 (Central America Free Trade Agreement: CAFTA) と関連した課題として CSR が議論されている。

現地調査を通じて、コスタリカにおける CSR の発展に影響を及ぼし得る弱点が把握された。具体的には以下の通りである。

- 1) CSR を扱う様々な機関間で調整や連携が行われていないこと。
- 2) 個人主義であり、地域統合・調整のための活動が行われていないこと。
- 3) 中小企業の参加が少ないこと。

4-3-3. コスタリカの CSR 関連組織

コスタリカには、企業や NGO によるイニシアティブ、団体、研究所など、様々な CSR 関連組織がある。これらの CSR 関連組織の多くはコスタリカ国内のみならず中米地域を対象に活動している。

各組織のタイプによって取り扱うテーマはそれぞれに異なり、適切な労働環境の確保や労働法の順守など企業内部のテーマに焦点を合わせる組織もあれば、フィランソロピーという切り口から企業外部での社会的活動に目を向ける組織もある。さらに、「企業は国家の持続的発展のためのキーアクターであって、その責任は企業内部にとどまらず企業の経済活動が浸透する外部にまで及ぶ」との考えから、持続的発展のための戦略として CSR 活動に従事する組織もある。

¹⁷ 中米・カリブ海地域の経済・社会的発展のため同地域の生産セクターの競争性を高めることを目的に設立された。

インタビューを実施した CSR 関連組織の概要は以下の通りである。

(1) 産業技術・情報センター (Centro de Gestión Tecnología e Informática Industrial: CEGESTI)

1990 年、UNDP のプロジェクトの中で創設された民間の非営利団体。中米・カリブ地域の生産セクターの競争性を高め、同地域の経済・社会的発展に貢献することを使命としている。様々な分野の専門家 20 人が所属し、コンサルティング、トレーニング、調査、情報提供などのサービスを提供している。

活動分野は、持続的・統合的発展、品質管理 (ISO9000、シックスシグマ¹⁸、HACCP¹⁹、製造業におけるグッド・プラクティスなど)、環境マネジメント (ISO14001、クリーンな生産、エコデザイン)、財政マネジメント、コストモニタリング、組織開発、イノベーション・マネジメントである。同センターは現在、ニカラグア、グアテマラ、ホンジュラス、エルサルバドルの企業における持続的発展のための戦略の成功例を調査するプログラムを実施している。同プログラムは、上記 4 カ国の外務省による融資で行われている。調査が終了したニカラグアに関しては、環境・社会・経済的持続性に関する活動を実施する中小企業 5 社が調査対象となった。

(2) 国際人間開発センター (Centro Internacional para el Desarrollo Humano: CIDH)

社会との双方向の対話 (社会対話)、応用研究、調査、学术交流を通じて、持続的な人間開発の達成を目指す。個人や組織が、人間開発のプロセスで中心的役割を果たすために必要な知識と情報を獲得し、能力を向上させることを目的としている。CIDH は以下に挙げる 6 つの分野、プログラムを実施している。

- i) ガバナンス・社会振興プログラム
- ii) 応用研究プログラム
- iii) 労働研究センター (Centro de Estudios Laborales: CEL)
- iv) 継続教育プログラム
- v) 学術プログラム
- vi) 持続的競争性のための CSR プログラム

「持続的競争性のための CSR プログラム」は中米地域を対象としたプログラムで、国際市場へ

¹⁸ six sigmas。「DMAIC (Define、Measure、Analyze、Improve、Control)」と称される 5 段階から成る課題解決方法論を用いて、企業の経営品質を高めるための経営改革の手法。売上げ拡大、コスト削減、競争力強化、人材育成などに効果があるとされる (シックスシグマオフィシャルページ <http://www.sixcg.com/what/about.html> より)

¹⁹ Hazard Analysis Critical Control Point (和訳：危険分析重要管理点方式)。食品製造段階で起こり得る衛生上の危険 (食中毒など) を事前に分析予測し、その予防を達成するための食品衛生管理基準。

の参入を果すため、マクロレベルから企業レベルに至るまでの競争性強化に貢献することを目的としている。同プログラムは、環境、労働、人権、企業市民（コーポレート・シチズンシップ）²⁰といった観点を重視するもので、公共政策に関する議論やそのような動きが世論を動かすようになることを目指している（クリティカル・マスの形成）²¹。プログラムでは、以下の活動を実施している。

- ・ CSR を実施するための情報発信と市民の意識化。持続的で公正な競争を実現する手段としての CSR の基礎概念に関するワークショップを開催し、情報を提供している。
- ・ 大学・大学院のプログラムを含む CSR 関連のカリキュラム、参加型手法の作成。セミナーや研修を実施し、専門家を養成する。
- ・ 中米における CSR 調査分野のリーダーシップを取る。ケーススタディの実施、優れた実践事例の普及、データベースの作成、視聴覚出版物を通じた CSR へのアクセス方法の普及を実施している。
- ・ 企業や、CSR 活動に関与するその他の組織が組織診断を実施する際、ステークホルダーとの対話プロセスでコンサルティング（助言）を行う。特に中米地域の中小企業に対し、組織強化と関連したテーマで研修する。

上記 2 機関の他、以下の企業連合が CSR に取り組んでいる。しかし現在のところ、CSR は企業を発展させ競争性を強化するための条件として捉えられておらず、ビジネス戦略の視点として導入されるには至っていない。このため一般的に企業連合が優先する分野は、企業内部に関しては質の良い労働環境や待遇、倫理的行動の促進であり、企業外部に関してはフィランソロピー活動である。フィランソロピー活動は教育、スポーツ、保健に関連するテーマへの金銭的支援と解釈されている。

（3）発展のための企業協会（Asociación de Empresas para el Desarrollo）

基本的にフィランソロピーに取り組む企業グループ。2004 年、中米企業経営大学院（Instituto Centroamericano de Administración de Empresas: INCAE）の支援の下で、同協会の会員企業のために、CSR 指標を開発した²²。

²⁰ 80～90 年前後のアメリカで、企業も地域社会の一市民であるから社会貢献活動にも積極的に取り組むことが求められる、という意味で使われてきた用語であるが、現在は CSR と同じ意味合いで使われている。CSR 経営推進協議会ホームページ（<http://csr-bj.jma.or.jp/term/index.html>）より引用。

²¹ critical mass、臨界を越えて集まった大衆、社会を変えうる力を持つほどの数の人の動き。

²² 詳細は“Manual de Indicadores de Responsabilidad Social Empresarial para Costa Rica”参照。
（http://www.incae.ac.cr/ES/clacds/investigacion/articulos/903_ManualindicadoresRSECR.pdf）

(4) 優良企業研究所 (Instituto de Excelencia Empresarial)

コスタリカ工業会議所 (Cámara de Industrias de Costa Rica) の一部であり、企業内外で優れた実践をした企業に賞を授与している。

(5) コスタリカ商業会議所 (Cámara de Comercio de Costa Rica)

コスタリカ商業会議所には「企業の責任センター (Centro de Responsabilidad Empresarial)」がある。商業会議所はこれまで主に、持続可能な市場に関する調査を実施してきた。

(6) 企業フォーラム (Forum EMPRESA)

企業フォーラムは、アメリカ大陸で CSR に取り組む企業組織の同盟で、コスタリカの大企業がこれに参加している。企業フォーラムは、コスタリカ国内とアメリカ大陸の CSR に取り組む企業組織を強化するためのネットワークであり、同時にアメリカ大陸の中でまだ CSR 関連組織が設立されていない国に、そのような組織を設立するための支援も行っている。また、CSR 関連組織と CSR を推進するアメリカ大陸の企業とを結びつけたり、CSR 関連組織とそのメンバーが企業に CSR 活動を実施するよう動機付けたりする支援を行っている。企業フォーラムの役割は、アメリカ大陸全土の企業組織代表者をこのネットワークに組み込み、企業の「社会的責任を果たす」という役割を強化することである。企業フォーラムの事務局はチリのサンティアゴにある。

4-3-4 . コスタリカ政府の取り組み

コスタリカ政府による CSR への取り組みはこれまでほとんど見られなかった。しかし政府の取り組みが全くなかったわけではなく、科学技術省 (Ministerio de Ciencia y Tecnología) は、技術を活用した付加価値の高い産業を発展させるためのイニシアティブの中で、持続的生産のための取り組みを行ってきた。

政府の政策では、CSR は取り扱われていない。しかし、本調査で実施したインタビューによると、2006 年から 2010 年の次期政権では CSR が持続的発展や競争性という観点から 1 つのテーマとして位置付けられる可能性があるとのことだった。コスタリカにはすでに CIDH や CEGESTI、クリーンな生産のための国家センター (Centro Nacional de Producción Limpia)、工業会議所 (Cámara de Industria) 等、CSR の重要性を認識している機関が存在することから、次期政府が CSR に取り組むであろうという予測は妥当と思われる。

コスタリカには中小企業振興を目的とした政府プログラムがいくつかあり、これらは CSR に取り組むきっかけとなり得る。また、中央政府が地方政府と共同すれば、分権化や地域開発の視点から CSR に取り組むことが可能だろう。

4-3-5 . 企業の取り組み

本調査ではコスタリカの企業に対するインタビューは実施できなかったが、インタビューを実施した CSR 関係者全てが企業や企業グループ、同業者組合と密接に関わっている。特に CIDH のオルメン・プリセニョ氏は、タバコの多国籍企業（複数）に対して CSR に関するコンサルティングを行っている。同氏によると、企業にとっての優先テーマは社会福祉であり、コスタリカでは銀行業界が CSR 分野で最も進んでいる。

ケーススタディ 1

チキータ・ブランド・インターナショナル（Chiquita Brands International, Inc.）は、バナナやその他生鮮果物、果物加工品の生産、仕入れ、販売を行う大企業である。同社はグアテマラ、ホンジュラス、コスタリカ、パナマ、コロンビアの 5 カ国に 100 カ所以上のプランテーションと 1 万 9000 人の従業員を抱えている。プランテーションが設置されている地域は発展途上地域だったが、チキータ・ブランドは所有するプランテーションにインフラを提供して整備した。80 年代後半に入ると、チキータ・ブランドは成長期を迎える。EU 統合など他国間イニシアティブが形成されたことにより、同社は市場を拡大させていった。しかし好調がいつまでも続いたわけではなく、1992 年には国内外の環境グループから、森林破壊や農薬の過剰使用、廃棄物の不適切な処理などチキータ・ブランドの活動に対する強い批判を受け、これが同社の成長と収益に影響を及ぼした。これに加え、同時期にヨーロッパなどのスーパーチェーンが取り扱う商品を決定するための要素として「環境配慮」を取り入れ始めたことや、チキータ・ブランドが企業活動を行う中米諸国でもリオ・サミット（1992 年）以降環境保全が謳われるようになったことも、同社の企業活動に影響を与えた。さらに、1993 年には EU がアフリカ、カリブ海諸国、太平洋諸国の旧植民地諸国を保護するための輸入税を設置し、これによりチキータ・ブランドは大きな打撃を受けた。同輸入税の導入に対し、米国とラテンアメリカ諸国は GATT を通じて反対したが、2001 年に至るまで EU と折り合いがつかなかった。

前述のチキータ・ブランドの活動に対する批判を行った NGO の中でも最も活発だったのが、熱帯雨林同盟（Rainforest Alliance）だった。同 NGO はチキータ・ブランドに対し、環境政策の導入、各プランテーションの監査実施、同社の環境マネジメントに関する情報公開などを要求

したが、当初チキータ・ブランドはコストがかかりすぎることや、1つのNGOだけを信頼すると企業の信頼性に問題が生じかねないことなどを理由に、これらの要求を受け入れず、その代わりチキータ・ブランドは独自にエコ・バナナ（Eco Banana）と称されるプログラムを実施した。しかし当時チキータ・ブランドに対する信頼が崩れていたため同プログラムは上手く行かず、結局同社は熱帯雨林同盟の要求と提案を受け入れざるを得なくなった。チキータ・ブランドは熱帯雨林同盟の要求に沿って、環境に関する一定の基準を満たしたバナナを認証するパイロットプロジェクトベター・バナナ・プロジェクト（Better Banana Project）をコスタリカのプランテーション2カ所で開始した。当時コスタリカはチキータ・ブランドが企業活動を行う中米5カ国の中で最も環境に対するプレッシャーが強い国だった。コスタリカで実施されたパイロットプロジェクトは成功を収め、その後他の国々でも同様のプロジェクトが実施された。この結果チキータ・ブランドは企業の信頼を回復しヨーロッパの小売市場に参入できるようになった他、農薬使用量の減少やバナナの栽培に使用する資材をリサイクルさせることで栽培コストを削減させた。

1998年、チキータ・ブランドは新たな課題に直面する。同年、発展途上国に恩恵をもたらさないものとしてグローバル化を捉え、その動きに反対するNGOなどの動きが活発化し、こうした流れの中でチキータ・ブランドの労働政策に対する批判や労働者の人権侵害が浮上した。これに対して同社は会社の基礎理念を定義し直し、（1）廉潔さ（誠実でオープンなコミュニケーション、法・倫理に適ったビジネス）、（2）尊重（社員とその家族の重要性・価値を認め、敬意を持って正當に扱う）、（3）機会（社員の成長と発展は企業が成功を収めるための鍵であり、その重要性を認識する）、（4）責任（企業を取り巻くコミュニティ・環境に対して責任ある行動をとる）の4原則を定めた。さらに、これら原則を実行に移すため外部基準であるSA8000を導入し始め、2003年末にはコスタリカ、パナマ、コロンビアにある全ての農園が同基準を獲得した。

以上のような取り組みにより、チキータ・ブランドは生産性を向上させ、その結果、企業の競争力が高まった。

この他チキータ・ブランドは、被雇用者の住宅建設や、彼らの子供が通う学校に対する支援など、同社所有の農園内を対象とした様々な社会プログラムを実施している。他方、農園内だけでなく、周辺地域も含めたより広範な地域の発展に貢献するような政策は未だ作られておらず、今後の課題として残されている。

ケーススタディ 2

1998年3月、インテル (Intel) がコンポネンテ・インテル・デ・コスタリカ (Componentes Intel de Costa Rica、以下インテル・コスタリカ) という社名でコスタリカで創業した。同社はインテルのラテンアメリカ唯一の工場であり、それゆえ、設立当初は同社がコスタリカにどのような利益をもたらすのか懸念されていた。インテルは、工場関係者だけでなく、より広範に企業を取り巻くコミュニティにも利益をもたらすような CSR 政策を取り入れ、同社の CSR 政策はコスタリカの他の企業にインパクトを及ぼした。インテル・コスタリカは自らを企業市民であると認識しているが、これは同社がコミュニティの生活の質向上に貢献するというだけでなく、同社が責任ある一市民としてコミュニティに積極的に関わっていかうとする姿勢を表している。このフィロソフィーは、同社が実施するコミュニティプログラム、プロジェクト、学術的プログラム、プロジェクトに反映されている。こうしたプログラム、プロジェクトは単発的なものではなく、長期的に一貫性を持って実施されているもので、同社に配置されている5人の専門家がプログラムやプロジェクトの目標とその達成度を定期的に評価している。インテルはコミュニティグループ、教育機関、環境団体、青年・女性・高齢者グループ、地方自治体、省庁、その他政府機関の支援や参加を受けて、プログラムを作成してきた。

インテルは、企業のための戦略分野と国家のための戦略分野(教育、技術、環境、職業安全性、従業員や請負業者、コミュニティの生活の質向上など)とにフォーカスして社会活動を行っている。その社会活動は寄付だけにとどまらず、企業のグッド・プラクティスの推進、企業フィロソフィーの共有、生産プロセスにおける最高水準のスタンダードの適用を含む。

以上のようなインテルの哲学や意向は、企業戦略やビジョン、ミッションの中に明確に示されている。

- ・ インテル・コスタリカのビジョン インテル・コスタリカはパフォーマンスの高いコンピューターの作成を可能にし、さらに地域のインターネット経済を発展させるような技術を作り上げる。
- ・ インテル・コスタリカのミッション インテル・コスタリカが業務を実施するために望ましい環境を作り上げると同時に、インテルの「企業市民」、「技術や教育分野におけるリーダー」としてのイメージを作り上げる。インテル・コスタリカにとっての CSR はコミュニティプログラム、プロジェクトの形成・実施にとどまるものではなく、従業員、請負業者、クライアント、地方自治体、政府と企業に対する行動にも反映される。

4-3-6．市民社会と CSR

特筆すべき事例は見られなかった。

4-3-7．学術機関、研究所の取り組み

特筆すべき事例は見られなかった。

4-4．エルサルバドル

4-4-1．現地調査概要

現地調査を実施した際、訪問した CSR 関連機関とインタビュー対象者は以下の通り。

面会先機関	面会者
社会的行動のための企業基金 (Fundación Empresarial para la Acción Social: FUNDEMAS)	リナ・レジェス (Rhina Reyes) 氏 (常任理事)
経済・ビジネス大学 (Escuela Superior de Economía y Negocios: ESEN)	エミリー・ロドリゲス (Emily Rodríguez) 氏 (教授)
中米統合システム (Sistema de la Integración Centroamericana: SICA)	ホセ・アルノルド (José Arnoldo) 氏 (中米社会統合局長)
中米統合銀行 (Banco Centroamericano de Integración Económica: BCIE)	ホセ・ミゲル・プラテロ (José Miguel Platero) 氏 (地域マネージャー)
セメント・デ・エルサルバドル (Cemento de El Salvador: CESSA)	シナラ・カリヤス (Xinara Carías) 氏 (分析 / スーパーバイズ・コーディネーター) エルネスト・ガジェゴス (Ernesto Gallegos) 氏 (CSR / コミュニケーション・マネージャー)

4-4-2．CSR 発展の経緯

エルサルバドルでは、1998年に同国の企業経営者が、社会的責任のためのビジネス²³の年次定例会議に参加したことをきっかけとして CSR が導入され始めた。同会議に参加した企業経営者が、チリ、ペルー、メキシコ、ブラジルの企業家、BSR の会長とともに、米大陸民間企業社会的責任フォーラム²⁴を設立した。2000年には社会的行動のための企業基金²⁵が設立された。

²³ Business for Social Responsibility、BSR。

²⁴ Foro de la Empresa Privada y la Responsabilidad Social en las Américas、Forum EMPRESA。

²⁵ Fundación Empresarial para la Acción Social、FUNDEMAS。

現地調査を通じて、エルサルバドルにおける CSR の発展に影響を及ぼすかもしれない以下の弱点が把握された。

- 1) 汚職の多さ（ホンジュラスよりは少ない）
- 2) 若者の勤労意欲の低さ（出稼ぎをしている親族から仕送りがあるため）
- 3) 国外（主に米国）へ移住する志向が強いこと

上記 2)、3) について補足すると、エルサルバドルは、200 万人を超す米国在住の国民の所得が国家歳入の 70%を占める特異な国家である。若者は親族からの送金で生活し、概して勤労意欲が低い。さらに、若者は母国で進学あるいは就職するよりも、米国など国外で生活することを望む傾向があると言われる。

4-4-3. エルサルバドルの CSR 関連機関

エルサルバドルの CSR 関連機関は、CSR に関する様々なテーマを扱っているが、多様なテーマに包括的に取り組んでいる機関は下記に言及する社会的行動のための企業基金のみである。以下は、エルサルバドルの CSR 関連機関とその概要である。

(1)社会的行動のための企業基金(Fundación Empresarial para la Acción Social: FUNDEMAS)
CSR の概念や企業のフィランソロピー、企業家活動、国家の質向上を促進し、エルサルバドルの持続的経済・社会的発展に貢献する目的で 2000 年に設立された。現在、個人、企業、同業者組合、他の関連基金、高等教育機関など 90 のメンバーが参加している。社会的責任のためのビジネスや米大陸民間企業社会的責任フォーラム²⁶など国際組織のメンバーでもある。エルサルバドルの CSR 関連機関の中で唯一、CSR に包括的に取り組んでいる。

同基金は現在以下の 4 つのプログラムを実施している。

- 1) 企業の社会的責任のためのエルサルバドル企業プログラム (Empresa Salvadoreña para la Responsabilidad Social Empresarial: EMPRESAL)
ケロッグ財団(W. K. Kellogg Foundation)の寄付を受けて 2002 年から始まったプログラム。社会的責任を果たし、人、組織、社会の福利に貢献するビジネスを支援し、エルサルバドルの経済・社会的発展を促進することを目的とする。
- 2) 企業家育成プログラム (Programa para el Desarrollo de Emprendedores: EMPRETEC)
特に中小企業の競争力強化を目的に、企業家活動の育成と強化を促進するためのトレーニ

²⁶ Foro de la Empresa Privada y la Responsabilidad Social en las Américas、Forum EMPRESA。

ング・プログラム。

- 3) エルサルバドル教育発展イニシアティブ基金 (Fondo para Iniciativas de Desarrollo Educativo de El Salvador: FIDES)
機会の向上と教育の発展を目指す革新的なイニシアティブを支援する基金。
- 4) 企業フィランソロピーセンター (Centro de Filantropía Empresarial: CEFIEM)
企業のフィランソロピー文化を促進し、統合的な社会参加を促すプログラム。企業のフィランソロピー活動とは、人間尊重、公平な社会の促進、自発的な参加の促進、民主的文化の強化支援を意味する。同センターは、企業が社会のニーズや問題に応えるための協力形態を指導、普及している。

上記 4 プログラムのうち、CSR と関連の深い EMPRESAL の詳細は以下の通り。

➤ メンバー

個人、企業、同業者組合、基金、高等教育機関など 97 メンバーが加盟している。

➤ 資金源

主な財源は外部機関からの寄付・融資である。これまでに、ケロッグ財団、ドイツ技術協力公社 GTZ、世界銀行から支援を受けた。この他、プログラムに参加する個人や組織からの会費（名目上は寄付）も資金源となっている。会費の金額は参加者の形態別（個人、同業者組合、企業など）に決められている。

➤ プログラムの内容

2002 年、W.K.ケロッグ社（米国、ミシガン州）の支援により開始された。エルサルバドルの企業に CSR を普及させるためのプログラムであり、以下の 6 段階で構成されている。実施期間は 2 年間。

- ・ 第 1 段階 エルサルバドルにおける CSR の現状調査。2002 年に開始され、2004 年 4 月に調査結果が発表された。同調査に基づき、CSR の指標、CSR 実践の一覧表、法令ガイド（商法）が作成された。
- ・ 第 2 段階 エルサルバドルで推進し得る CSR 活動のリストアップ。
- ・ 第 3 段階 様々な企業で短・中・長期的に実施可能な CSR 活動の選択。
- ・ 第 4 段階 第 3 段階で選択された CSR 活動を実施する方法を考案。
- ・ 第 5 段階 CSR 活動の実践。
- ・ 第 6 段階 CSR 活動の結果評価。

前述の通り、EMPRESAL はケロッグ財団の他、GTZ、APSO²⁷、世界銀行などから支援を受けている。その支援内容は以下の通り。

²⁷ アイルランドのボランティア派遣機関。

- ・ GTZ (2004年) 零細・中小企業のみを対象とした支援を実施。CSRに関するガイド「CSRとは何か?」²⁸、CSRの指標、国家法令ガイド、CSRの優れた実践事例一覧表が作成された他、実践事例の品評会も開催された。
 - ・ 海外人材サービスエージェンシー²⁹
零細・小規模企業プロジェクト実施のために人材面での支援を行っている。
 - ・ 世界銀行
エルサルバドル経済省とともに、自由貿易協定に関連する観光・繊維・コーヒー産業の企業に対して、CSRの環境、職場環境、人権分野の支援を行っている。支援の目的は、CSRが企業の競争力強化につながるという考え方を普及することにある。
- プログラムの対象分野
- EMPRESAL が取り組む分野は以下の通り。
- ・ 企業のミッション、ビジョンへのCSR導入
企業のミッションやビジョン、戦略計画、企業内政策、関連文書の中にCSRの概念を盛り込み、企業のCSRに対する決意を明確にする。
 - ・ 倫理観
企業の行動規範の基礎であり、それを意思決定プロセスに適用する際の基礎ともなる企業の倫理観を定義する。また、従業員に対するトレーニングを通じて、倫理的行動を支える価値観や文化を創出する。
 - ・ 職場環境
1) 従業員を企業の要となる資源として位置付けること、2) 人事政策の策定と実施、3) 職場と従業員の安全性に関する条件の設定、4) 経営管理プロセスの文書化?の4点を通じて、公正で公平な職場環境を作る。
 - ・ 人権
以下4点の実施により、企業内外で人権尊重を実現する。1) 児童労働の廃止に関する政策の定義、2) 行動規範の作成、伝達、モニタリング、3) 従業員や納入業者の雇用を多様化すること、4) 特別な能力を持つ従業員の雇用。
 - ・ マーケティング
以下4点を実現することで、廉潔・公正・誠実な顧客との関係を構築・維持する。1) 製品の生産から梱包にいたる一連のプロセスの適正さ、2) 適正な価格設定、販売、流通における廉潔さ、3) 顧客と従業員のプライバシー保護、4) 自由競争を尊重した誠実な競争。

²⁸ スペイン語タイトルは「¿Qué es RSE?」

²⁹ Agency for Personal Service Overseas、APSO。

- ・ 環境

企業内外での活動が環境と両立可能なものとなるようにする。1) 製品の設計、生産、流通プロセスに環境効率 (Eco-Efficiency)、クリーンな生産を取り入れる、2) そのプロセスを文書化する、3) 環境監査を実施する。
- ・ コミュニティ

企業が、企業とコミュニティの相互利益のため、ポジティブなインパクトを最大に、ネガティブなインパクトを最小にする活動を計画、実施する(フィランソロピー活動)。

1) コミュニティに対する現金または製品、専門家など現物の支給、2) 従業員が、コミュニティのサービス提供組織でボランティアをすること、3) 企業を取り巻く地域の中でも配慮されていないコミュニティへの支援。
- ・ 公共政策

企業と市民の利益の一致を目指す。1) 法的・倫理的条件、透明性に対する市民の要求を満たす、2) 保健・教育セクターなど、社会的メリットの大きいセクターの政策に働きかける。
- ・ ガバナンス

あらゆるレベルの CSR を支援し、その実践を表彰するアドミニストレーション・システムを作る。1) CSR の内部制度化、2) 企業の透明性確保 (レポート、監査) 3) 公共・民間セクター、国際機関など全ての企業関係者による取り決めを順守。
- CSR 指標の作成とベースライン調査の実施

EMPRESAL はケロッグ財団の融資を受けて、2002 年に CSR 指標を作成した。同指標に基づいて 463 の企業にアンケートを実施し、企業のセクター、規模、地域別にデータを分析して 2004 年にその結果を発表した。2005 年には同じアンケートをさらに 20 社に実施する予定。アンケート対象となった企業に今後 5 年間同じ指標を適用し、繰り返しパフォーマンス測定を実施する予定である。
- EMPRESAL の提供サービス

主なサービスは、社会的責任のあるビジネスの発展促進、支援である。サービスは、以下の 5 段階で実施されている。

 - 1) 意識向上のための企業役員とのミーティング
 - 2) 企業に対するアンケートの実施
 - 3) CSR に取り組む戦略を策定するため、企業の背景を分析・評価
 - 4) CSR のパフォーマンスをモニタリングするため、CSR 指標を盛り込んだ年間活動計画を作成
 - 5) CSR 実践による成果 (財務・社会面での達成を含む) 最終報告書の作成

(2)エルサルバドル持続的発展のための企業協議会 (Consejo Empresarial Salvadoreño para el Desarrollo Sostenible: CEDES)

エルサルバドル持続的発展のための企業協議会は、持続的発展という概念を普及させる目的で1995年に設立された。主な活動内容は以下の通り。

1) エルサルバドルの持続的発展に向けたアクションプランの策定

エルサルバドル経済・社会的発展のための基金³⁰、世界銀行、国際連合食糧農業機関、米州保健機構、ハーバード大学国際開発研究所、その他政府機関、学術機関、民間団体とともにエルサルバドルの持続的発展に関する研究を実施し、アクションプランを策定した。

2) 環境省の創設

FUSADESとともに環境省の設立に貢献した。

3) 企業の責任推進

設立当時から、企業がその責任を果たすよう促す目的でセミナーを開催している。セミナーでは、環境効率、環境基準、産業セクターによる環境への影響、環境インパクトの評価などのテーマを扱ってきた。

4) 国内外の企業セクターとの共同プロジェクト実施

1996年2月、持続可能な発展のための世界経済人会議³¹が推進する共同実施プログラムの一環として、共同実施と持続的発展に関する米州会議³²を開催した。

5) エコシール

オーガニックコーヒーのエコシールを推進している。同協議会の働きかけで、米国の有機栽培促進委員会の認定を受けたコーヒー生産者が、エルサルバドル・マルチセクター投資銀行から優先的に融資を受けられるようになった。また、熱帯雨林同盟や米州熱帯研究基金とともにエコシール適用を推進している。

(3)エルサルバドル経済社会開発基金 (Fundación Salvadoreña para el Desarrollo Económico y Social: FUSADES)

1983年に設立されたエルサルバドルの企業による民間非営利団体。持続的開発、民主主義、個人の自由に基づいた経済・社会的発展を促進することを目的とした調査研究機関。FUSADESには経済社会思想センターと経済社会開発センターがある。各センターの活動内容は以下の通り。

1) 経済社会思想センター (Centro de Pensamiento Económico y Social)

・経済社会研究部 経済・社会・環境分野の研究を行うセンター。エルサルバドルの持続的発

³⁰ Fundación Salvadoreña para el Desarrollo Económico y Social, FUSADES。

³¹ World Business Council for Sustainable Development, WBCSD。

³² Conferencia Interamericana sobre Implementación Conjunta y Desarrollo Sostenible。

展を実現するために情報や意見の発信や、既存の政策に対する代替案の提示を行うことを目的としている。

- ・法研究部 法関連の研究と情報発信を行っている。

2) 経済社会開発センター (Centro de Desarrollo Económico y Social)

- ・小零細企業振興：新しい技術の導入による企業の収益増加、製品やサービスの向上、企業経営の改善を目的としたコンサルティングを実施している。融資サービス、経営に関する研修、企業開発を通じて企業セクターの強化も図っている。
- ・社会的強化：1990年以降、農村部コミュニティで生活の質向上や、プロジェクトの実施・マネジメント能力形成のための活動を行っている。ミッションは地域の持続的開発における民間セクターのリーダーとなること。これまでに基礎的社会インフラプロジェクト（学校、診療所、水道、橋、道路などの建設）や生産プロジェクト（水栽培技術による家庭菜園や学校菜園）を実施してきた。その他、社会開発基金、政府、地域リーダー、民間企業を対象にセミナーを開催し、地域の持続的開発のためのツールの提供や知識の共有と促進を図っている。
- ・包括的質実験室：農業、食料、環境分野に関する研究機関。1997年にチューリッヒに拠点を置く技術開発協力基金スイスコンタクトと協定を結び首都圏大気モニタリング³³を実施するなど、他機関との連携も図っている。米州基金³⁴との協定を通じてエルサルバドル最大の水資源レンパ川（Río Lempa）の汚染に関する調査・分析も実施した。
- ・農業の多様化 1983年、伝統的農牧産物ではない、輸出用製品の生産を促進し、外貨獲得とエルサルバドル農村部の雇用創出を目的とする。
- ・投資促進プログラム 海外投資の促進を行うプログラム。投資促進により、外貨獲得と雇用創出、ひいてはエルサルバドルの経済・社会的発展を目指している。

(4) 全国民間企業連盟 (Asociación Nacional de la Empresa Privada: ANEP)

組織目的には、CSRに関連するものが含まれている。その内容は以下の通り。

- 1) 国家の経済・社会・文化的発展のため、民間企業のイニシアティブを調整する。
- 2) 国内の経済・財政・社会・法的問題の解決に貢献する。
- 3) 社会的正義や人間尊重を実現させ、かつ民間企業の発展とインセンティブに適した経済体制を構築する。
- 4) 公平性と正義に基づいた企業と労働者の関係構築を支援する。

³³ Monitoreo de la Calidad del Aire del gran San Salvador。2004年以降環境・自然資源省（Ministerio de Medio Ambiente y Recursos Naturales）の支援を受けて実施された。

³⁴ Fondo Iniciativa para Las Ameritas、FIAES。

中小企業の持続的発展のための企業財団³⁵を通じて、同連盟は、中小企業のマーケティング戦略に対するコンサルティングサービスなど、中小企業の競争力強化を目的とした支援を行っている。同財団はエルサルバドルの生産力向上と自由企業システム強化に対するニーズに応えるため、同連盟のイニシアティブで設立された。同財団のミッションはエルサルバドルの中小企業の競争力強化を支援することであり、そのために国際的に通用する質の高いサービスを提供すること、中小企業がグローバル化に対応できるような企業能力を身に付けるためのサービスを提供することを目指している。

4-4-4 . 政府の取り組み

エルサルバドルの政策における CSR の扱いは限られたもので、エルサルバドル政府は CSR を普及させる試みを十分に行ってきていないと考えられる。CSR に関連する活動を行っている国営企業はない。

ISO などの規格が浸透しておらず、企業は国際スタンダードの合格点には達しているが最低限の規範を満たすにとどまり、グローバル市場に参入するには不十分な状況である。企業は、政府が CSR に関してより積極的・包括的な役割を果たすべきと考えている。

4-4-5 . 企業の取り組み

企業が自由貿易協定の枠組みの中で国際競争に参入するようになるにつれ、CSR の重要性に対する認識は高まっていくと思われる。

ケーススタディ

セメント・デ・エルサルバドル (Cemento de El Salvador: CESSA) 社は 50 年以上の歴史を持つセメント製造会社。2004 年 12 月まで資本の 80% は国内資本、残りの 20% をスイスのホルシム (HOLCIM) 社³⁶が所有していたが、2005 年から同社が資本の 64% を占めるようになった。設立初期から、採石場があるコミュニティの学校インフラに対するプロジェクトを行っていた。同社はこのプロジェクトを通じて、学校が教育にふさわしい環境となることを目指し、生徒の発育と社会的な成長に貢献してきた。また、1990 年代から企業のビジョン、ミッションに CSR の概念を取り込み、環境、労働環境、マーケティング分野で CSR に取り組んでいる。同社は

³⁵ Fundación Empresarial para el Desarrollo Sostenible de la Pequeña y Mediana Empresa, FUNDAPYME.

³⁶ スイス最大のセメント会社。セメントの世界最大手の 1 つでもある。

1990年代までエルサルバドル唯一のセメント製造会社だったが、市場の開放とともに主にメキシコから輸入されるセメントとの競争が生じるようになり、CSRを通じた競争力強化に一層努めるようになった。

4-4-6. 市民社会の取り組み

特筆すべき事例は見られなかった。

4-4-7. 学術機関、研究所の取り組み

(1) 経済・ビジネス大学 (Escuela Superior de Economía y Negocios: ESEN)

経済・法律分野の私立大学。1990年代後半から企業倫理に関する講座を開設している。2003年、同大学が IDB 主催の CSR 研修に参加したことをきっかけに、CSRを個別の講座、あるいは課程の一環に取り入れようとしたが、実現には至っていない。

(2) エルサルバドル教育発展イニシアティブ基金 (Fondo para Iniciativas de Desarrollo Educativo de El Salvador: FIDES)

機会の向上と教育の発展を目指す革新的なイニシアティブを推進する基金。エルサルバドルが国際経済の中で責任ある競争力を持つために、民間セクターは国家戦略の開発に貢献し、国家の経済・社会・文化的発展を促すべきであるという CSR の概念を取り入れている。

4-5. ホンジュラス

4-5-1. 現地調査概要

現地調査を実施した際、訪問した CSR 関連機関とインタビュー対象者は以下の通り。

面会先機関	面会者
ホンジュラス社会的責任基金 (Fundación Hondureña de Responsabilidad Social: FUNDAHRSE)	アナ・カタン (Ana Kattan) 氏 (旧理事) ロベルト・レイバ (Roberto Leiva) 氏 (現理事)
サン・ペドロ・スーラ大学 (Universidad de San Pedro Sula)	セネン・ビジャヌエバ (Senén Villanueva) 氏 (副学長)
オクシデンテ銀行 (Banco de Occidentes S.A.)	ホルヘ・ブエノス・アイレス (Jorge Buenos Aires) 氏 (頭取・ジェネラル・マネージャー)
ホンジュラスの透明性 (Transparencia Honduras)	マリオ・リエッティ (Mario Rietti) 氏 (ホンジ

	ユラス透明性諮問委員会コーディネーター)
国家持続的発展委員会 (Consejo Nacional de Desarrollo Sostenible: CONADES)	マリオ・リエッティ (Mario Rietti) 氏 (コーディネーター)
コンチネンタル投資 (Inversiones Continental)	マリオ・リエッティ (Mario Rietti) 氏 (コンチネンタル投資グループ [grupo Inversiones Continental] デイレクター)
DINANT コーポレーション (Corporación DINANT)	ミゲル・ファクセ (Miguel Facussé) 氏 (理事)

4-5-2 . CSR 発展の経緯

ホンジュラスでは貧困や非識字率の高さが国家的課題になっている。特に農村部におけるこれら 2 要素の影響は大きい。貧困層の世帯には子供に食料を与えるだけの資金がなく、このため子供を学校に行かせる代わりに働かせる。教育を受けなかった子供達は、両親と同じく貧困層に属し、そこから抜け出すことはできない。このようにして貧困と非識字のサイクルは閉じられたままである。こうした課題を克服するためには政府の役割が重要だが、例えば、子供を労働に従事させている親が収入を得られるようにする、企業が従業員の教育に投資するよう税制上のインセンティブを与えるなどといった戦略は立てられておらず、政府の取り組みが十分行われてきたとは言えない。ホンジュラスの CSR はこうした状況を背景に取り入れられるようになったと考えられる。例えば、子供を働かせている親が子供に食料を与えられるよう、コーヒー産業の企業が経済的に支援している。ただし同国における CSR は発展段階にあり、その発展の度合いは前項で取り上げたエルサルバドルと比較してもかなり遅れている。

現地調査を通じてホンジュラスには CSR の発展を阻害する以下の弱みが存在することが把握された。国家の経済、労働、社会的条件は、国家や企業の優先分野を決定する重要な要素であり、国家や企業が CSR を重視するかどうかもこれらに大きく影響される。

- 1) 貧困レベルの高さ
- 2) 非識字率の高さ
- 3) 腐敗の多さ

国家の腐敗について、例として政府のエネルギー政策が挙げられる。現在のホンジュラスには適切なエネルギー政策がなく、エネルギー源となる雨水もその約 4% しか利用されず、残りの 96% はせき止められずに海に流されている。政府が雨水を有効活用するためにダム建設をしない理由は、ダム建設により石油エネルギー関連企業の利益を維持するためと考えられている。

4-5-3. CSR 関連組織

本調査実施時点では、CSR に取り組む組織の数は少ない。関連組織の CSR 導入のレベル(取り組む範囲、深さ)は様々で、アジェンダの中に議論のテーマとして取り入れているだけの組織もあれば、ホンジュラス社会的責任基金のように国内に CSR を普及させる目的で創設された組織もある。ホンジュラスの CSR 関連組織は以下の通り。

(1) ホンジュラス民間企業委員会 (Consejo Hondureño de la Empresa Privada: COHEP)

1968 年に設立された企業団体で、全生産セクターから 52 の組織が参加している。民間セクターのイニシアティブは投資、雇用、利益の創出につながるという意味でホンジュラスの経済発展の基盤であり、そうしたイニシアティブに対する民主主義システムの支援が重要であるという哲学の下に活動を行っている。組織目的は、企業の自由原則を適用、保護、強化することによってホンジュラスの発展に貢献することである。

(2) 国家産業協会 (Asociación Nacional de Industriales: ANDI)

企業が構成する非営利団体で、1958 年に設立された。産業セクターの製造に関わる機関やその活動を代表・支援し、その権利を監視し、産業セクターの発展を阻害する問題の解決策を提示することを目的としている。主原則は以下の 3 点。

- 1) 自由企業システム、民主主義、市民参加という枠組みの中で私有財産の尊重を支援・推進すること。
- 2) あらゆる分野における国内生産向上を推進し、国民や国家経済に利益を提供すること。
- 3) 企業のホンジュラス社会に対する責任を認識し、法や社会との調和を尊重すること。

設立の背景には、1950 年代に始まった統合主義や民主主義の流れの中でホンジュラスの生産セクターを代表する組織を作る必要性が生じたという経緯があった。中米共同市場の設立や、新しい分野に進出し、国家経済を近代化させるようなホンジュラス企業の形成に大きく関わった。また、ホンジュラス民間企業委員会、輸出投資・発展基金、商業電子サービス局、ホセ・マリア・コベロ基金、資源・技術センターなど中小企業を対象とする組織の創設・推進にも関わってきた³⁷。主要なサービスは以下の通り。

- 1) 国内生産の向上につながる手続き等の業務実施
- 2) 国内外の経済関連情報サービス提供

³⁷ それぞれスペイン語名称は、Consejo Hondureño de la Empresa Privada: (COHEP)、Fundación para la Inversión y el Desarrollo de las Exportaciones (FIDE)、Dirección de Servicios Electrónicos de Comercio(CISELO)、Fundación José María Covelo、Centro de Recursos y Tecnología (CERTEC)。

- 3) 関税手続き、変更に関するサービス、支援
- 4) 人材育成プログラムに対する支援
- 5) 企業を現状に合わせ更新するためのイベント推進
- 6) 競争性、技術開発、環境に関するコンサルティング
- 7) 法令、規則に関する知識の提供、分析、ディスカッション
- 8) 国際貿易に関するコンサルティング
- 9) 企業の製品・サービスの宣伝

(3) コルテス商工会議所 (Cámara de Comercio Industria de Cortés: CCIC)

コミュニティの企業発展に努めるボランティア団体。法人格を持つ。ミッションは、企業の社会的責任を推進すると同時に、民間企業強化、様々な産業セクターの統合、ホンジュラスの持続的・経済発展に貢献するため企業の競争性向上を図ることである。民間企業強化、自由企業の概念推進、持続的発展・競争性の促進をビジョンとし、ホンジュラス北部の企業に対し質の高いサービスを提供している。

持続的発展のためのホンジュラス企業委員会³⁸とともに「バジェ・デ・スーラ・フォーラム 2020: 責任の共有³⁹」と呼ばれるプロジェクトを実施している。同プロジェクトは、IDB、UNDPの支援を受けて実施されている。同プロジェクトでは1) 競争性と経済開発、2) 生活の質、3) 環境、4) 市民参加、5) 土地の整備、6) 地方分権化と地方開発、の6つの大きなテーマを設定し、以下の3点を目的としている。

- 1) 市民参加のもと、バジェ・デ・スーラ地域の住民の生活の質を向上することを目的に、同地域の長期的な持続的開発モデルを形成する。同時に、地方分権化、地域開発を押し進める。
- 2) バジェ・デ・スーラとその周辺地域の地方自治体が、基礎サービスへのアクセスを確保する能力を向上させるよう、地方分権化を進める。
- 3) プロジェクト参加者が共通の目的に向けて力を合わせ、プロジェクトに対する参加者がそれぞれの責務を果たす。

プロジェクトの委員会には、サン・ペドロ・デ・ラ・スーラの自治体、ホンジュラス自治体協会、バジェ・デ・スーラ首都圏、ホンジュラス・マキラドーラ協会、ホンジュラス・フリーゾーン協会が参加している。

³⁸ Consejo Empresarial Hondureño para el Desarrollo Sostenible, CEHDES。

³⁹ Foro Valle de Sula 2020: un compromiso compartido。

(4) 国家持続的発展委員会 (Consejo Nacional de Desarrollo Sostenible: CONADES)

国内外の持続的発展に関するコンサルティングやモニタリングを実施する国家機関。ホンジュラス大統領が委員長を務める。委員会のミッションは、政府に対して持続的発展のための政策や戦略について助言すること、1) 公平な経済成長、2) 社会政策における持続的メカニズム、3) 自然資源とエコロジシステムの保護および持続的利用の3点に関する戦略・政策・プログラム・プロジェクトの作成、実施、モニタリングの調整を行うことである。さらに、アジェンダ 21、中米持続的発展同盟⁴⁰、持続的な開発のための同盟⁴¹など国際的な協定や取り決めの達成を保証する義務を負っている。

(5) ホンジュラスの透明性 (Transparencia en Honduras)

個人、家族、企業、国家レベルにおける腐敗の排除と倫理の促進を目的とする NGO。前述の CONADES と戦略的同盟を結び、持続的発展のための基礎として、腐敗を「リスクが高く見返りが少ないもの」とし、倫理・誠実さ・透明性を促進する国家腐敗防止システム (sistema nacional de integridad) を構築している。

ホンジュラスの透明性はその活動の一環として、「倫理、透明性、社会資本、持続的発展：透明性に関するホンジュラスの経験」と称される、倫理に関する国家の公約を推進、実施している。この公約には、腐敗、市民参加、生物多様性、ガバナンス、労働生活の質、環境など、中米の持続可能な成長戦略、アジェンダ 21 と関連するテーマや、CSR のテーマが盛り込まれている。

(6) 持続的発展のためのホンジュラス企業委員会 (Consejo Empresarial Hondureño para el Desarrollo Sostenible: CEHDES)

1994 年、国家変革プロジェクト基金と国家競争性委員会⁴²に所属する企業家グループが設立した民間の非営利協会。生産セクターの発展と競争力、自然資源の合理的で持続的な利用を促し、ホンジュラス国民の発展と社会福祉向上を目的としている。主な活動は、持続的発展のための国家戦略 (Estrategia Nacional para el Desarrollo Sostenible) の提案、環境効率 (Eco-Efficiency) の概念普及である。本調査実施時のメンバーは 35 企業。

(7) 国家クリーンな生産センター (Centro Nacional de Producción más Limpia: CNP+LH)

⁴⁰ Alianza Centroamericana para el Desarrollo Sostenible、ALIDES。

⁴¹ Declaración Conjunta Centroamerica-USA、CONCAUSA。中米の平和、自由、民主主義、発展を実現させるための戦略。

⁴² Fundación Gran Proyecto de Transformación Nacional および Comité Nacional de Competitividad。

CEHDES、CCIC、ホンジュラス・カナダ環境マネジメント基金の支援を受けるセンター。同センターのビジョンは、産業界、政府、融資機関、学術機関、研究開発機関、その他の専門集団から構成されるネットワークを構築し、クリーンな生産を通じてホンジュラスの持続的発展を効率的に推進することである。センターの目的は、1)クリーンな生産を実現するために必要な、ホンジュラスの能力強化を図ること、2)「クリーンな生産」の実施可能性を提示すること、3)「クリーンな生産」のコンセプトを推進すること、4)経験を普及すること、5)国家の法制度、国家・地方自治体プログラムへの「クリーンな生産」の導入を進めることである。

(8) ホンジュラス社会的責任基金 (Fundación Hondureña de Responsabilidad Social : FUNDAHRSE)

CEHDES の会員が設立した非営利団体。企業の優れた実践事例や CSR に関する経験の交換を促すことを目的としている。2002 年に会員から元本を集め始め、2004 年 12 月に法人格を取得した。本調査実施時、同基金には戦略的計画がなかったが、2005 年に作成することになっている。同基金は、ホンジュラスの産業都市であり、総国家収益の 60%を生産する都市、サン・ペドロ・スーラに設置されている。

概要は以下の通り。

➤ メンバー

現在会員は 31 社、うち 17 社は CEHDES に加入する国内企業である。2005 年にはメンバー企業を 40 社まで増加させることを目標としている。

➤ 資金源

主な資金源は、メンバー企業が毎年支払う会費。会費は企業の従業員数によって定められている。その他、セミナー開催による収入も資金源になっている。

➤ 活動分野

目的を達成するための手法と基本概念は、Forum EMPRESA とグアテマラの Centrarse により策定された。CSR 関連の活動分野は以下の通り。

- ・ 企業のミッション、ビジョンへの CSR 導入
企業原則、ミッション、日常業務の中に CSR を導入する。
- ・ コミュニティ支援
企業がコミュニティの社会的・経済的発展を支援する。
- ・ 責任あるマーケティング
倫理的な広告・宣伝活動 (Ética publicitaria)、責任あるマーケティングを実施する。
- ・ 環境

環境と両立可能な企業の経済的发展を目指す。

- ・ 人事政策

革新的、フレキシブルな人事政策を持つ企業となるよう目指す。

➤ CSR 指標の作成とベースライン調査の実施

同基金は、メンバー企業やその他ホンジュラス企業の現状を把握していない。CSR 指標も未作成であるが、今後指標を作成し、それをメンバー企業に 2 年間適用して、企業のベースライン調査を実施する予定である。企業による CSR 実践の事例をまとめた「企業家の証言 (testimonios de empresarios)」を作成しているが、国際的な CSR の評価手法や基準に基づいたものではない。

➤ 提供サービス

- ・ 企業内外での CSR に関する研修、ワークショップ、セミナー、会議開催。
- ・ 国内外でのイベント、セミナー。
- ・ ウェブサイト (www.fundahrse.org) 運営、電子月刊誌発行。
- ・ ホンジュラスで CSR を促進する他の組織との戦略的同盟形成。
- ・ CSR に関する経験の交換と事例収集のためのネットワーク形成。

同基金は、本調査実施中の 2005 年 4 月 27、28 日にサン・ペドロ・スーラで中米・パナマ・カリブ諸国のための第 3 回 CSR 会議⁴³を開催した。

4-5-4 . 政府の取り組み

ホンジュラス政府はこれまでほとんど CSR に取り組んでこなかった。政策における CSR の取り扱いは非常に限られたものである。CSR に関連する活動を行っている国営企業はない。

企業は、政府が機会均等のための条件を整え、政府の機能の透明性を高め、独占 (モノポリー) に対するコントロールやより開かれた経済の創出など、企業の競争力に関する法制度を制定すべきと考えている。

4-5-5 . 企業の取り組み

一般的には、CSR を導入するかどうかは企業が決定する。CSR が議論されるにとどまる企業も

⁴³ III Conferencia de RSE para Centroamérica, Panamá y el Caribe。企業における CSR 実践の重要性をテーマとした会議。

あれば、CSRには全く関心がなく利益を得ることだけに関心を寄せる企業もある。CSRは従業員の生活の質やコミュニティに対する社会的役割と関連するもので（フィランソロピーの概念と関連）、CSRの実践は宗教的義務との考えから取り組む企業もある。本調査でインタビューした企業は「小規模企業にはCSR活動を実施できる資源がなく、CSRは大企業が取り組むテーマ」と考えている。

ケーススタディ

ホンジュラスにはCSRの特定分野に取り組んでいる企業はあるが、CSRの概念に包括的に取り組んでいる企業は、アマンコ（Amanco）とアルコン・グループ（Grupo Alcon）のみである⁴⁴。

CSR関連の活動を実施してきた企業は以下の通りである。

- 1) セメントス・デル・ノルテ（Cementos del Norte）
セメント製造企業。汚染を排除するためのフィルターを購入した。
- 2) セルベセリア・ホンドウレニャ（Cervecería Hondureña）
酒製造企業。飲酒運転をしないよう市民に対するキャンペーンを実施した。また、木の苗床を作り公立学校に寄付した。これらの活動により、ホンジュラス環境省から国家環境賞（premio nacional del medio ambiente）を授与された。
- 3) コンパニア・デ・タバコ（Compañía de Tabaco）
タバコ製造企業。タバコが及ぼす害について、学生を教育するプロジェクトを実施した。

4-5-6．市民社会とCSR

特筆すべき事例は見られなかった。

4-5-7．学術機関、研究機関の取り組み

（1）サン・ペドロ・スーラ大学（Universidad de San Pedro Sula）

1978年に設立された私立大学で、本調査実施時の学生数は3200人。企業経営、法律、農業、ジャーナリズム、金融行政、建築、産業工学、行政情報処理、マーケティングのコースがある。

同大学が実施したCSR関連活動は以下の通り。

⁴⁴ インタビュー対象者からの情報。具体的情報は得られなかった。

- ・「企業の倫理と社会的責任⁴⁵」と題された講座を実施した。現在、専門課程に CSR を取り入れることを検討しているが、適切な教材がなく実現には至っていない。
- ・社会的危機にある若者を支援する目的で、教育財団（Fundación EDUCAR）を設立した。
- ・「大学の社会的責任」という概念を促進する大学間協力ネットワークのメンバーになっている。
- ・環境保護のため植林プロジェクトを実施した。

（２）その他

FUNDHARSE から入手した情報によると、学術機関や研究機関による CSR の取り組みは、上記のサン・ペドロ・デ・スーラ大学の取り組み以外では、会議や講演への参加という形に留まる。

- ・2005年4月に FUNDHARSE がサン・ペドロ・スーラで開催した「中米・パナマ・カリブ海諸国 第3回企業の社会的責任会議」に、ホンジュラス技術大学の商業・マーケティング・法律マネジメント学部の学生、ホンジュラスカトリック大学、フランシスコ・モラサン教育大学、中米技術大学の企業アドミニストレーション学部の学生が参加した。

4-6. パナマ

4-6-1. 現地調査

現地調査を実施した際、訪問した CSR 関連機関とインタビュー対象者は以下の通り。

面会先機関	面会者
インテグラルセ（INTEGRARSE、旧社会投資企業センター〔Centro Empresarial de Inversión Social: CEDIS〕）	マルセラ・アルバレス・カルデロン・デ・パルディーニ（Marcela Alvarez Calderón de Pardini）氏（会長）
	ソニア・エルクス・コレア（Sonia Hercks Correa）氏（理事）
コンピテ・パナマ（Compite Panamá） ⁴⁶	ルイサ・トゥロジャ（Luisa Turolla）氏（コンピテ・プログラム理事）
グローバル・コンパクト・ネットワーク（Red del Pacto Global）	フェリペ・ロドリゲス（Felipe Rodríguez）氏（会長）
	ロウルデス・アビラ・バスケス（Lourdes Avila Vásquez）氏（理事）
国連開発計画（United Nations Development Programme: UNDP）	マリベル・ランダウ（Maribel Landau）氏（プログラム・オフィサー、グローバル・コンパクト・

⁴⁵ ”Ética y Responsabilidad Social de Empresas”。

⁴⁶ 「コンピテ・パナマ」はパナマ政府が実施するプログラムで、国家の競争力強化を目的としている。「コンピテ」はスペイン語の competir（競争する）に由来する。

	ネットワークの支援担当)
パナマ運河庁 (Autoridad del Canal de Panamá: ACP)	リリベス・B・デ・ランゴニ (Lilibeth B. De Langoni) 氏 (広報、経営管理室コーディネーション担当者)
メドコム・ホールディングス (Medcom Holdings)	エステラ・ビジャリアル・デ・パロソ (Estela Villa-Real de Barroso) 氏

4-6-2 . CSR 発展の経緯

パナマにおける CSR の発展は 80 年代に始まった。当時は CSR 政策を取り入れている多国籍大企業に属する子会社が CSR を導入するというレベルで、CSR の対象分野も、労働者に関する企業内政策と、フィランソロピー活動に関連したもののみであった。国内企業に関しては、フィランソロピー活動を行う企業があった程度だった。

CSR がよりシステマティックに導入されるようになったのは 2000 年以降のこと。この時期に、社会投資企業センター (Centro Empresarial de Inversión Social: CEDIS)⁴⁷ など CSR に取り組む民間団体が設立され、CSR が、企業が競争力を強化させるための新しいビジネス形態として捉えられ始めた。グローバル・コンパクトへのパナマの署名もこうした動きに貢献した。その後、パナマ・グローバル・コンパクト・ネットワーク (Red del Pacto Global)⁴⁸ が設立されると、前述の民間団体のイニシアティブが強化された。

パナマにおける CSR に対する意識レベルは他の中米諸国よりも高い。これは、グローバル・コンパクトへの加盟や、パナマがそのパイロット国の 1 つに選ばれたこと、グローバル・コンパクト・ネットワークの創設と関連している。しかし、実際には CSR が目覚しく発展しているわけではなく、多くの場合 CSR に取り組んでいるのは大企業で、その取り組みも包括的なものではなくフィランソロピー活動が実施されているにとどまっている。この意味で、CSR は、持続的発展や企業の競争性につながる概念としてまだ十分には理解されていないと言える。

パナマでは複数の自由貿易協定の交渉が行われており、国家の競争力強化のための明確な戦略を策定することに強い関心が示されている。こうした状況は、今後 CSR の発展に貢献するであろうと考えられる。

⁴⁷ ケロッグ財団の支援で設立され、パナマにおける CSR の普及におけるパイオニア的団体。後に INTEGRARSE と改名。詳細は「4-6-3. CSR 関連組織」の項参照。

⁴⁸ パナマのグローバル・コンパクト署名機関間ネットワーク (Red de Firmantes) のイニシアティブで設立された企業ネットワーク。詳細は「4-6-3. CSR 関連組織」の項参照。

現地調査を通じてパナマには CSR の発展を阻害する以下の弱みがあることが把握された。

- 1) 腐敗レベルが高いこと
- 2) CSR がフィランソピーや流行としてしか捉えられていないこと
- 3) 中小企業を効果的に取り込む戦略がないこと
- 4) 企業の価値や収益を向上させる CSR の戦略的ビジョンがないこと

4-6-3. CSR 関連組織

CSR に取り組む組織やイニシアティブの数は、グローバル・コンパクト・ネットワークの発展の影響で他国と比較して多い。これらの組織、イニシアティブは基本的にグローバル・コンパクトと関連したものである。パナマの CSR 関連組織は以下の通り。

(1) グローバル・コンパクト・ネットワーク (Red del Pacto Global)

2002 年、パナマのグローバル・コンパクト署名機関間ネットワーク (Red de Firmantes) のイニシアティブで設立された企業ネットワーク。パナマにおけるグローバル・コンパクトの維持と、企業のグローバル・コンパクトへの正式な登録を促すため、CSR の推進と意識化を図っている。貧富の格差が激しいパナマの社会的状況改善のため、CSR を促進、支援、伝播することを約束し、実践する企業により構成されている。

グローバル・コンパクト・ネットワークは政府と市民社会との調整役を果たし、双方の活動が相乗効果をもたらすよう活動方針を策定している。特に女性、子供、青少年を対象としたプロジェクトを支援しており、女性・家族・児童・青年省⁴⁹とも連携している。ただしこの連携はトップダウン型で、市民社会からの積極的な参加は見られない。

(2) インテグラルセ (INTEGRARSE)

2000 年にケロッグ財団の支援を受けて設立された民間非営利団体で、CSR の普及と促進におけるパイオニア機関として活動してきた。旧社会投資企業センター⁵⁰。CSR 関連アクターの強化、動員、連結によりパナマの経済・社会的発展に貢献することを目的としている。同団体は「変化の主体」として、CSR イニシアティブの推進、提供、構築を図っている。

活動は以下の 5 分野に分類される。

⁴⁹ Ministerio de la Mujer, la Familia, la Niñez y la Juventud。

⁵⁰ Centro Empresarial de Inversión Social、CEDIS。

- 1) 企業のビジネス戦略に CSR を取り入れることによるインパクトと価値について、企業の意識化を図ること。
- 2) CSR に関するアクティブ、インターアクティブな情報ベースを発達させ、企業を支援すること。
- 3) 企業が CSR を競争性向上のツールとして理解し、取り入れるよう支援すること。
- 4) CSR を通じて企業の競争性を向上させるため、企業文化や組織の変化を促進すること。
- 5) パナマの生産セクターを強化する目的で CSR を導入しようとする組織のネットワークを構築すること。

これらの活動は、情報センター、研修、ツールの提供（CSR 指標、分析・評価のガイド、手続きや規範に関するマニュアル、政策）といったサービスを通じて行われている。

（3）パナマ企業経営者協会（Asociación Panameña de Ejecutivos de Empresa: APEDE）

パナマの企業家による非営利団体。パナマのビジネス・セクターを強化すること、メンバー同士のネットワークを構築することを目的としている。同協会には倫理委員会（Comisión de Ética）があり、「パナマ企業倫理協定」⁵¹への署名を促している。同委員会は企業内部の倫理というテーマに取り組んでおり、米国国際開発庁の資金を受けて小規模のプロジェクトをいくつか実施してきた。さらに、倫理的活動を実践する企業に対し、その活動が一定の規範を満たしていることを証明するための規範基準を開発している。

4-6-4. 政府の取り組み

パナマでは、2004年9月に政権が交代した。前政権は腐敗や詐欺のスキャンダルにより激しく批判されていた政権で、貧困や失業率の改善があまり見られなかったが、現政権はその方針の中で 1) 腐敗との戦い、2) 持続的開発という枠組みの下での「新しい祖国（"Patria nueva"）」と称される政府プログラムの実施、3) 国民の顔が見える経済発展⁵²を挙げている。しかし、国家の持続的発展のための方法の1つとして企業の競争を推進しようとする動きは見られているが、CSR に対する直接的取り組みはない。

国営企業による CSR の取り組みとしては、パナマ運河庁⁵²が実施してきた活動が挙げられる。パナマ運河庁は、1999年に米国からパナマ運河と運河返還地域が返還されて以来、パナマ運河

⁵¹ Pacto de Ética Empresarial de Panamá。企業における倫理的行動と腐敗排除の促進を目的とする協定。

⁵² Autoridad del Canal de Panamá、ACP。

を運営管理する機関で、パナマの財政に大きく貢献する重要な国営企業である。かつては米国政府が同庁を運営していたため、従来から企業活動のスタダードは高かったが、運河がパナマに返還されて以降、同庁の戦略が国家の発展に与えるインパクトが大きいことから、CSR活動が強化された。パナマ運河庁はグローバル・コンパクトに署名している。同庁は2003年、グローバル・リポーティング・イニシアティブ⁵³のサステナビリティ・リポーティング・ガイドライン 2002年版⁵⁴に基づいて、同庁初の社会・環境報告書を作成した。

4-6-5. 企業の取り組み

インタビューした企業家によると、パナマがグローバル・コンパクトに署名したことやグローバル・コンパクト・ネットワークが創設されたことにより、2002年以降 CSR は特に大企業の間で重要なテーマとなった。また、CSR を実践している多国籍企業が存在することも、CSR の重要性を高めた要因である。しかし企業のビジョンとしては、まだフィランソロピー活動に焦点が当てられており、CSR は企業のビジネス戦略の一部、あるいは競争力強化の手段としてではなく、付属の活動と捉えられている。中小企業における CSR の発展度は低く、CSR の意識化や普及活動もわずかしが行われていない。

ケーススタディ

メドコム (Medcom) はテレコミュニケーション分野の複数の企業 (テレビ局 2 社、ラジオ局 2 社、ケーブルテレビ) で構成される持株会社である。これらの企業は 2002 年にグローバル・コンパクトに署名しており、グローバル・コンパクト・ネットワークに加入している。

2003 年、メドコムは戦略・組織の再構築を開始し、このプロセスがきっかけとなって CSR の重要性や影響を認識し、これを企業に取り入れることを決めた。メドコムはチリの CSR 推進組織ビンクラール (Vincular) のコンサルティングサービスを受けて CSR を実施するための戦略プランを作成し、また CSR を導入するために新規部署を設立した。ビンクラールはメドコム内部の現状調査を実施し、また従業員参加型でビジネスの戦略的目標を設定し、さらに従業員自身が認識するステークホルダーの優先順位付けを行った。これらの結果をふまえ、同社のビジネス戦略に CSR を導入する「CSR プロジェクト」の実施可能性を模索した。メドコムは既にフィランソロピー活動を実施していたが、この CSR プロジェクトはそれとは異なる活動を提案するものである。メドコムは、パナマにおける CSR 実践のリーダーシップを取ることを目指して

⁵³ Global Reporting Initiative、GRI。

⁵⁴ Sustainability Reporting Guidelines 2002。

いる。

4-6-6. 市民社会と CSR

特筆すべき事例は見られなかった。

4-6-7. 学術機関、研究機関の取り組み

パナマの学術機関の中では、サンタ・マリア・ラ・アンティグア大学が CSR に関して最も高い関心を寄せている。この他にも CSR に関するディプロマを作成しようという動きはあるが、実現には至っていない。

サンタ・マリア・ラ・アンティグア大学 (Universidad Santa María la Antigua: USMA)

2002 年 1 月、同大学は国連のグローバル・コンパクトに加盟した。同大学は、キリスト教の精神に基づいて包括的な教育を与える目的で創設された。同大学が取り組む CSR 関連分野は以下の通り。

(1) 人権

大学規約によると、「大学は、民族、性別、宗教、国籍、政治的思想による差別なく、入学条件を満たし、大学規約やその他規則を遵守する者全てに開かれている。」大学はその規則の中で、大学コミュニティと健全で敬いの理念を伴った共存関係を実現するため、倫理にかなない道徳ある行動をとることや規律を守ることを約束している。

(2) 労働

大学には管理部門のスタッフと、大学教員による教員協会から成る労働組合があり、大学は労働組合の活動と組織化の自由を認めている。

(3) コミュニティ支援

1999 年以降、文学部の学生の卒業条件として、社会的サービスに従事することを義務付けるプログラムを実施している。同プログラムは、学生が「皆が社会的発展のために何かしなければならぬ」という意識を持つようになることを目的としている。また 2002 年には、リーダー・市民プログラム⁵⁵が開始された。同プログラムはケロッグ財団とともに行っているもので、学生のリーダーシップや起業精神を育成し、育成された学生が貧困地域出身の若者とともに起業するというものである。このプログラムの中核には CSR の概念がある。

(4) 環境

⁵⁵ Programa Universitario con Liderazgo y Ciudadanía.

大学は学生に対し、自然環境の価値や、生態系バランスを保つことの重要性を教えることにより、環境保護への責任を果たそうとしている。前述のリーダー・市民プログラムの中でも環境キャンペーンを実施し、大学の学生とコミュニティリーダーとが環境保全に関わる機会を作っている。この他、リサイクルキャンペーンやタバコと麻薬に反対するキャンペーンを実施している。

(5) 反腐败

大学では学士、修士、博士全てのレベルに倫理に関するコースを設け、倫理・道徳観を備え、個人・社会レベルにおける腐敗と闘うことができるような人材の育成に努めている。また、倫理研究所⁵⁶が公・民における腐敗をなくすためにフォーラム、会議、ワークショップを実施している。

4.7. メキシコ

4.7-1. 現地調査概要

現地調査を実施した際、訪問した CSR 関連機関とインタビュー対象者は以下の通り。

面会先機関	面会者
メキシコ・フィランソロピー・センター (Centro Mexicano para la Filantropía: CEMEFI)	マリア・スサナ・イバラ (María Susana S. Ibarra) 氏 (会員コーディネーター)
	フェリペ・カヒガ (Felipe Cajiga) 氏 (企業の社会的責任プログラム・コーディネーター)
	クラウディア・サラサル (Claudia Salazar) 氏 (企業の社会的責任プログラム・アシスタント)
アナウアック大学 (Universidad Anahuac)	ラウラ・イトゥルビデ氏 (アナウアック大学企業発展研究所 [Instituto de Desarrollo Empresarial Anahuac] 所長)
メルセ財団 (Fundación Merced A.C.)	フアン・カルロス・サンチェス (Juan Carlos Sánchez) 氏 アレハンドロ・マルティネス (Alejandro Martínez) 氏

4.7-2. CSR 発展の経緯

メキシコでは、CSR は新しい概念であるが、社会貢献活動という意味では、植民地時代にカト

⁵⁶ Instituto de Estudios Éticos.

リック教会が公共福祉活動として実施していたフィランソロピーに遡る。その後 20 世紀に入ると、このカトリック教会による活動を政府が担うこととなった。それ以降、政府は保健プログラムの策定から社会開発の推進まで、様々な角度から社会福祉を提供する役割を担ってきた⁵⁷。社会開発分野に民間セクターが参加するようになったのは 20 世紀後半である。過去 40 年間、民間セクターによるフィランソロピー活動は、政府機関や教会のそれとは別個の動きとして活発になってきており、活動を実施するセクターも拡大してきている⁵⁸。メキシコ・フィランソロピー・センター (CEMEFI)⁵⁹によると、現在メキシコにおけるフィランソロピー活動の資金源には、主に以下の 7 つのタイプがある⁶⁰。

- 1) 企業あるいは企業人による寄付
- 2) 国内財団による寄付
- 3) 海外財団による寄付
- 4) 国民一般からの寄付
- 5) 政府機関の支援
- 6) 慈善団体による寄付
- 7) サービス提供による収入

メキシコには CSR の国際的な基準を満たす企業は少ない。中には CSR 活動を実施することによって市場における優位性を高めた企業もあるが、多くの企業や経済セクターはまだその段階には至っていない。メキシコで CSR 活動を実施するメルセ財団⁶¹職員によると、同国で CSR 活動がまだ活発でない理由は、歴史的に政府が強大な力を持ち、公的福祉全般の面倒をみてきたことにある。このため、この分野に関して民間企業・組織の政府に対する依存心が強く、社会改善、社会貢献に努めることに対する認識が低い。もう 1 点、メキシコにおける CSR の現状として留意すべき点は、この分野に関する情報量が不足していることである。メキシコでは CEMEFI が CSR 分野に関する情報収集と研究を行っているが、同センターでさえ CSR 活動を実施している企業の数や活動内容などの現状を把握していないという⁶²。現在、企業の CSR 活動の主な対象はコミュニティ開発と環境保護である⁶³。

⁵⁷ Lara, Maria Luisa, *Filantropia Empresarial*, 1999, p.2

⁵⁸ Lara, Maria Luisa, *Filantropia Empresarial*, 1999, p.2

⁵⁹ Centro Mexicano para la Filantropía (CEMEFI)、フィランソロピー文化と CSR を推進し、社会参加の促進を目的とした民間非営利団体。詳細は「4-7-3. CSR 関連組織」の項参照。

⁶⁰ Lara, Maria Luisa, *Filantropia Empresarial*, 1999, p.4

⁶¹ Fundación Merced A.C.

⁶² CEMEFI、Claudia Salazar とのインタビュー。

⁶³ Rojas, Octavio, *RSC: Los casos de España, México y Argentina*

4-7-3 . CSR 関連組織

メキシコの主な CSR 関連機関としては、メキシコ・フィランソロピー・センター⁶⁴とメキシコ企業の社会的責任同盟⁶⁵がある。双方とも、CSR の概念の普及を図るとともに、CSR 分野における最新の動向を紹介することを目的とした企業団体であり、CSR を「人々の富の構築を目的に、倫理、人、コミュニティ、環境を尊重し、経済・社会・環境分野の活動におけるすべての関係者の期待を考慮しながら、企業内外の目的を意識的に達成するための取り決めである⁶⁶」と定義づけている。

(1)メキシコ・フィランソロピー・センター(Centro Mexicano para la Filantropía: CEMEFI)
CEMEFI は、フィランソロピー文化と CSR を推進し、社会参加の促進を目的として 1988 年に設立された民間非営利団体であり、いかなる政党、人種、宗教との関わりも持たない。本部はメキシコシティにあるが、活動範囲は全国におよぶ⁶⁷。CEMEFI は以下の加盟メンバーから構成されており、これら全てあわせると、全国で 625 の組織・個人が CEMEFI に加盟していることになる。

表 4-4 CEMEFI 加盟メンバー構成

	加盟メンバーの種類	加盟数
出資者会員 (174)	協会、財団	82 団体
	個人	39 人
	企業	53 社
一般会員 (432)	協会、財団等	432 団体
その他利用者 (19)	政府関連機関、国際機関等	19 団体

出展：CEMEFI ホームページ <http://www.cemefi.org/index.cfm>

CEMEFI の主な活動内容は、メキシコにおける非営利セクター調査の実施、市民社会団体の活動推進支援、CSR 活動を始める企業に対するセミナーや研修の開催⁶⁸、である。ほかに、企業が社会投資・企業財団を設立しコミュニティでの活動を実施する際にそれを支援するサービスを提供する。また、フィランソロピー分野の研究者養成推進、CSR とフィランソロピーに関する

⁶⁴ Centro Mexicano para la Filantropía, CEMEFI

⁶⁵ Alianza por la Responsabilidad Social Empresarial en México, AliaRSE。

⁶⁶ CEMEFI, AliaRSE, Fundamentos de la Responsabilidad Social Empresarial, Edición 2005.

⁶⁷ http://www.cemefi.org/index.cfm?page=CEM_CEMEFI

⁶⁸ CEMEFI には CSR 分野の専門家チームがいる。

る出版物の発行をはじめとする情報提供など、様々なサービスを通じて企業、個人、同業組合のフィランソロピー活動を推進している⁶⁹。

CEMEFIは現在、企業の社会的責任プログラム（RSEプログラム）⁷⁰を実施している。同プログラムは、社会にプラスの影響を与えるようなCSRと企業市民（コーポレート・シチズンシップ）の導入・展開・評価・改善のために企業を支援することを目的とし、1997年に開始された。RSEプログラムの中でCEMEFIは、後述するAliaRSEとともに社会的責任のある企業に対する標章「ESR標章⁷¹」の授与を行っている。ESR標章は、社会的責任の基準を満たす企業を識別、認定することを目的として2000年に創設された。この標章は、企業が顧客、投資家、納入業者、社会一般に対して社会的責任を果たしているというイメージを宣伝する役割も持っている。審査のためのコンクールは、1) 企業内福利の質、2) 環境保護、3) コミュニティと企業の連携の3つのカテゴリーで、国内および国際的基準に沿った120の指標を基に企業が自己評価し、その結果に基づいて行われる。2005年には、審査コンクールに130社が参加し、うち84社がESR標章を授与された。

（2）メキシコ企業の社会的責任同盟（Alianza por la Responsabilidad Social Empresarial en México: AliaRSE）

メキシコの企業および企業人によるCSR活動の推進を図ることを目的として2001年に創設された企業団体連盟。CEMEFI、メキシコ工業会議所連盟など7団体⁷²が所属する。AliaRSEの主な活動内容は、企業がCSRを導入するための方法を提案し、CSRを導入するための支援を行うこと、CSR活動が企業や社会にもたらすインパクトを測るための指標を設定・適用すること、CSR分野においてメンバー組織の強化を図ることである。

4-7-4．政府の取り組み

腐敗防止や企業の競争力強化のための国際規格導入などCSRに関連する取り組みは見られるが、包括的なCSRへの取り組みは見られない。しかし、ラテンアメリカでCSRを推進するNGO連合「かけ橋ネットワーク⁷³」の情報によると、国家生産性・技術革新委員会⁷⁴がCSRに関する

⁶⁹ Verduzco, Ma. Isabel y Rodolfo Aguirre Reveles, Índice de la Sociedad Civil en Mexico. P.55

⁷⁰ Programa de Responsabilidad Social Empresarial

⁷¹ Distintivo ESR。ESRはEmpresa Socialmente Responsable（社会的責任ある企業）の意味。

⁷² 加盟団体：Administración por valores, Centro Mexicano para la Filantropía (Cemefi), Confederación patronal de la República Mexicana (COPARMEX), Consejo Coordinador Empresarial (CCE), Confederación de Cámaras Industriales de los Estados Unidos Mexicanos (CONCAMIN), Confederación USEM, Impulsa

⁷³ Red Puentes（<http://www.redpuentes.org/>）

る指針を作成したり、経済省が企業の倫理ある活動を促すためのモデル構築に取り組んだり、徐々にではあるが CSR の重要性が認識されてきている⁷⁵。

4-7-5 . 企業の取り組み

データは少し古いが、1999 年に出版された文献によれば、メキシコにおける大企業のうち 88%、中小企業の 53%がなんらかの寄付活動を実施している⁷⁶。また、企業 170 社のうち 121 社が総利益の 0.5% 以下、21 社が 0.5%以上 1% 以下、15 社が 1%以上の寄付を実施している⁷⁷。しかし、先述のとおりメキシコにおける CSR 実践に関する情報は少なく、この中で CSR 活動を実施している企業がどのくらいであるかを測るのは困難である。CEMEFI と AliaRSE が実施している ESR 標章の審査コンクールをひとつの目安として、コンクールを開始した 2001 年から現在までの参加企業数と授与企業数を見ると以下の通りとなっている。

表4-5 ESR標章コンクール参加企業数と標章授与企業数

年	2001	2002	2003	2004	2005
参加企業数	約 38	約 48	約 62	約 120	130
授与企業数	17	28	42	61	84

(出所：CEMEFI)

審査に参加する企業の数、標章を授与される企業数は年々増えてきており、企業の CSR に対する関心の高まりがうかがえる。また、ビジネス雑誌の広告などに ESR 標章に関する掲載が見られるようになっており、これは CSR が消費者の関心を呼ぶ役割を担っていることを示している。ただし、これまでのところメキシコで CSR 活動を積極的に実施している企業のほとんどが外資企業と、海外に市場を持つか海外市場への進出を狙っている企業である。外資企業は、親会社の方針に従って CSR 活動を実施し、海外進出を狙っている企業は、進出先市場が求める社会的責任を果たす必要性から CSR 活動を実施する傾向がある⁷⁸。

ケーススタディ

ピンボー・グループ (Grupo Bimbo) は 1945 年に創設されたパン製造企業であり、その製造・

⁷⁴ Comité Nacional de Productividad e Innovación Tecnológica

⁷⁵ Academia y Consumidores. Actores centrales en la Responsabilidad Social Empresarial-RSE, Laura Sarvide Álvarez (Red Puentes), 2004.

⁷⁶ Lara, Maria Luisa, 1999, p.6

⁷⁷ Lara, Maria Luisa, 1999, p.6

⁷⁸ メルセ財団職員へのインタビューによる。

販売量は世界でもトップクラスである。欧米諸国など 14 カ国に進出し、100 以上の商標、製品数は 4500 以上にのぼる。同社はメキシコで CSR 活動を実施するパイオニア企業であり、企業関係者や企業を取り巻く社会の発展に貢献することを企業の社会的目的としている。同社は CSR 活動として以下の活動を実施している。

(1) 長期プロジェクト

メキシコの 3 つの教育機関のほか、メキシコ農村開発財団、生産的雇用のための基金、メキシコ企業発展、教育推進開発研究所⁷⁹に対して長期的な支援を行っている。

(2) ニーズ対応型プロジェクト

長期プロジェクトのほか、地域のニーズに応えるプロジェクトも実施している。例としては以下のプロジェクトがある。

- 1) メキシコ社会開発省とともに、極貧地域の発展のためのプロジェクトを実施している。
- 2) サン・ルイス・ポトシ州の砂漠地域で農業および持続的な水資源管理に関するプロジェクトを実施し、自然保護とウイリクタ文化の保全に努めている。
- 3) 教育分野では、教育テクノロジーのための企業家連合のプロジェクト⁸⁰を支援し、公立小学校に通う小学生に情報技術へのアクセスを提供している。
- 4) 栄養分野では、自社製品の改善を継続的に実施し、消費者により質の高い製品を提供すべく努力するとともに、ピンボー・グループ独自に包括的栄養プログラム⁸¹を創設し、健康な食習慣の普及に努めている。同プログラムの一環として、2001 年からは栄養に関するパンフレットなど消費者向けの出版物を作成し始めた。
- 5) 学生の工場訪問を受け入れることにより、コミュニティに協力している。

(3) 環境配慮

ピンボー・グループは、国際商業会議所⁸²が設けている持続的発展に関する原則を取り入れている。同社は自然界から得たものを自然界に返し、また企業活動による環境へのインパクトを最小限に抑えることを目指している。

また、環境パフォーマンスと環境効率の数量化を図る環境統合マネジメントシステム(SIGA)

⁷⁹ スペイン語名称はそれぞれ、Fundación Mexicana para el Desarrollo Rural、Fundación Pro Empleo Productivo、Desarrollo Empresarial Mexicano (DESEM)、Instituto de Fomento e Investigación Educativa。

⁸⁰ 公教育省 (Secretaría de Educación Pública) が実施するプロジェクト。マイクロソフト社と Únete の協力により、「移動式教室 (Aula móvil)」を使って学生や教師にコンピューター操作の研修を実施するというもの。

⁸¹ Programa Integral de Nutrición

⁸² Cámara de Comercio Internacional

⁸³に登録し、同システムで定められているプロセスを実践している。これにより、毎年指標を使って環境パフォーマンスを測り、企業活動によるエコロジー・パフォーマンスの改善に努めている。2000年と2001年とを比較すると、生産活動に使用した飲料水と消費エネルギーが減少し、また排水の浄化量が増加している。浄化された排水は、緑地の灌漑水や衛生サービスに使用されている。

環境に関しては、以下の4分野で活動を実施している。

1) サプライチェーン

原材料の選択、製品の製造、流通プロセスは、そのやり方次第で環境パフォーマンスの向上につながる。原材料の選択に関して、ピンボア・グループは2002年以降、環境に優しい生産方法を実践している業者から農産物と乳製品を仕入れることを目的としたカンポ・ベルデ（Campo Verde、緑の草原）プログラムを開始した。またメキシコ農村開発財団⁸⁴などの財団や協会を通じて農村開発を支援している。製造プロセスにおいては、環境へのインパクトを最小限に抑えつつ安全で質の高い製品を生産することを目指している。そのために、製品の価値を最大化する一方で、自然資源の消費、汚染物質や廃棄物を減少させることで、SIGAを通じて環境効率の向上に努めている。流通プロセスにおいては、新鮮さを保ち消費者を満足させるため、販売店への効率的で迅速な流通を可能にする広大なネットワークを持つ。流通段階では、ガソリン、LPガス、ディーゼル、電気などの燃料を使用しているが、SIGAにより環境へのインパクトを管理している。

2) 水

ピンボア・グループの水に関する戦略には、効率的な利用、注意深い管理・利用・浄水、再利用が含まれている。同社には、工場や流通センターが位置する地域の条例を満たす社内規範があり、これに則って水を使用している。水の消費を抑え、再利用することで使用量を減らし、メキシコ国内外の施設に設置した浄水装置を使って浄水量を増加させ、排水量を抑えている。

3) 省エネルギー

省エネルギーは自然資源（燃料）の使用量節約と環境への負の影響の軽減につながることから、省エネルギーのために設備を改善し、製造・流通プロセスにおけるエネルギー消費の効率化に努めている。製造段階で使用するエネルギー源は電力と熱エネルギーであるが、電力に関しては施設内で利用する白熱灯の一部を蛍光灯に替えることでその消費量を抑え、熱エネルギーに関してはメキシコシティの工場の一部で、ボイラーで発生するガスの熱を再利用

⁸³ Sistema Integrado de Gestión Ambiental (SIGA)

⁸⁴ Fundación Mexicana para el Desarrollo Rural

して熱エネルギーの消費を減少させた。また、流通段階での燃料消費量も減少させている。

4) 森林保護、植林

1998 年、メキシコで発生した深刻な火災により何千ヘクタールもの森林が失われた。ピンボア・グループは、環境・自然資源・漁業省⁸⁵の呼びかけに応じて寄付をし、7カ所の自然保護地域で全 2500ヘクタール分の植林に貢献した。これを機に同社は 2002 年、森林保全プロジェクトを実施する目的で市民団体「メキシコに植林しよう⁸⁶」を創設した。現在同団体は、次世代に森林を残すため、自然保護地域の創設を促すプロジェクトを検討中である。

ピンボア・グループは、2005 年 3 月、CEMEFI と AliaRSE に ESR 標章を授与された。社会的責任ある企業とは、企業の法的義務の順守にとどまらず、住民のニーズを考慮に入れた活動を継続的に実施する目的で企業のビジネス戦略に社会的視点を導入する企業である。ESR 標章は、そうした企業に授与されるもので、2005 年には国内外の企業 84 社が対象となった。このうち 5 年間連続で社会的責任ある企業として認められたのは 12 社であり、ピンボア・グループはその 1 社である。

4-7-6 . 市民社会と CSR

メキシコでは市民団体を示す際に、「市民社会団体⁸⁷」という用語が広く使われている。これは、政府機関に属さない個人・組織・団体を指し、営利団体と非営利団体⁸⁸の 2 つのタイプに分けられる。CEMEFI によると、同センター便覧にはメキシコ全国の約 7400 の市民社会団体が載っており、2002 年におけるこれら団体の活動分野は以下の通りである。

⁸⁵ Secretaría de Medio Ambiente, Recursos Naturales y Pesca (SEMARNAP) 現 SEMARNAT。

⁸⁶ Reforestamos México

⁸⁷ Organización Social Civil (OSC)

⁸⁸ このなかには、非営利団体、NGO、ボランティア・セクター、連帯セクター、慈善事業セクター、第 3 セクターが含まれる。Villalobos Grzybowicz, Jorge, Las Organizaciones de la Sociedad Civil en Mexico: Vision General, s/f, p.4.

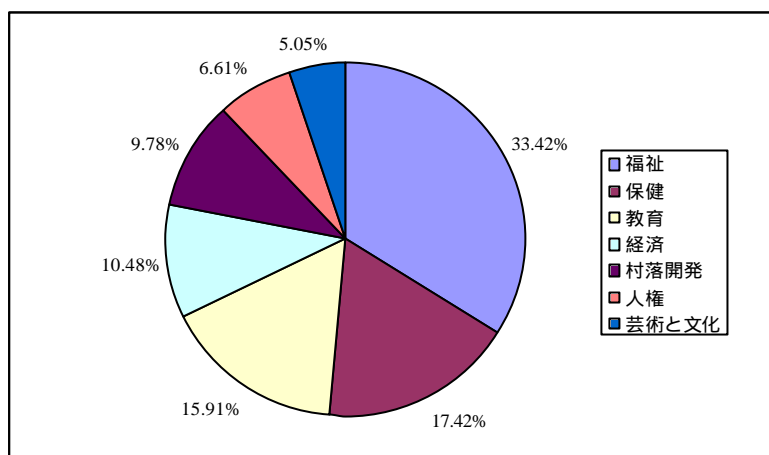


図 4-1 . メキシコにおける市民社会団体の活動分野 (2002 年)

(出展 : CEMEFI, Natal:52)

メルセ財団 (Fundacion Merced A.C.)⁸⁹

メルセ財団はメキシコシティに拠点を置く市民団体で、その起源は 1874 年に創立されたラ・クバーナ・チョコレート工場にある。工場経営者が 1943 年にフィランソロピー活動を開始し、1962 年にメキシコの貧困層に寄与するための基金創設を目的に財団となった。主な活動分野はメキシコの貧困対策、特に子供や若者を対象とした貧困対策である。財団職員へのインタビューによると、CSR 活動を開始したのは 1998 年であり、それ以降、企業がより有効な CSR 活動を実施できるよう、また被益対象にとって CSR 活動の効果がより大きなものとなるように、コミュニティと企業との橋渡しの役割を担っている。現在メルセ財団は、企業、政府、その他国内外の機関と共同で、保健、教育、コミュニティ開発などの社会投資プログラムを実施している。さらに、社会貢献活動をする組織の設立を支援したり、そうした組織に対する能力開発研修を行ったり、社会的インパクトをもたらす優れた活動組織を証明したりするプログラムに携わっている。以下に、企業と共同で実施したプログラムの例を挙げる。

(1) ヌトゥリビダ (NUTRIVIDA) プログラム

フィリップ・モリス社の関連会社シガタム社と共同で実施する栄養改善プログラム。農村開発研究センター⁹⁰など 5 つの団体を支援し、それらの機関を通じてプエブラ・ユカタン・チアパス・ハリスコの 4 州のコミュニティにおける栄養状態改善を目指す。

⁸⁹ Fundacion Merced A.C. Cedro 214, Santa Maria la Ribera, C.P. 06400, Mexico, D.F. (www.fmerced.org.mx)

⁹⁰ Centro de Estudios para el Desarrollo Rural, AC

(2) 未来ある子供達 (Niños con Futuro) プログラム

香港上海銀行と共同で実施するプログラム。タマウリパス・チワワ・メキシコ・ユカタン・モレロス州、連邦自治区を対象地域とし、子供の栄養・教育・保健分野で支援を行う。NUTRIVIDA 同様、財団法人など 6 の団体を通じて支援を行っている。

4-7-7. 学術機関、研究機関の取り組み

メキシコの学術機関、研究機関における CSR 分野への取り組みは、全体的に見るとまだ活発とは言えないが、アナウアック大学とイベロ・アメリカ大学は積極的に取り組んでいる。

(1) アナウアック大学 (Universidad Anahuac)

アナウアック大学はメキシコシティにある私立大学である。大学の使命として、「人類・社会の真の発展に貢献する廉潔な人間を形成・発展させること」を掲げており、その使命を達成するため様々な活動を実施している。その 1 つが同大学内の企業開発研究所⁹¹である。同研究所は応用経済、企業発展分野の研究機関であり、企業に対する情報提供、コンサルティング、研修、企業が抱える問題解決のための研究などが主な活動内容である。CSR 分野の研究を開始したのは 2003 年頃からで、現在 CSR 関連事業として、米州開発銀行の支援を受けて「中小企業のバリューチェーンへの CSR の導入」と称されるプログラムを実施している⁹²。

また、企業の競争性向上のために、社会福祉の視点を取り入れる企業や個人を対象とした「社会福祉運営ディプロマコース」を実施しているほか、CSR を専門に扱う修士課程の創設が予定されている。さらに、大学では卒業資格認定を受けるための条件として一定期間社会活動に従事することを義務づけており、その過程で学生が CSR 活動に参加することを推進している⁹³。

(2) イベロ・アメリカ大学 (Universidad Iberoamericana)

イベロ・アメリカ大学は、メキシコ各地にキャンパスを持つ私立大学である。ティファナ校にあるビジネスにおける倫理センターで CSR 研究が行われている。2005 年には同大学で「第 3 セクターに関する研究セミナー」が実施される。同セミナーは 2001 年から年に 1 回開催されているもので、1 つの教育機関と CEMEFI が共催する。第 1 回目はメキシコ国立自治大学、第 2 回はメキシコ州立学院、第 3 回はモンテレイ工科大学、第 4 回はアナウアック大学で実施された。

⁹¹ Instituto de Desarrollo Empresarial Anahuac (IDEA)

⁹² スペイン語名称は Implantación de Medidas RSC en PyME en la Cadenas de Valor。詳細は「5-4-2. IDB の取り組み」の項参照。

⁹³ アナウアック大学職員に対するインタビューによる。

4-8. チリ

4-8-1. 現地調査⁹⁴

現地調査を実施した際、訪問した CSR 関連機関とインタビュー対象者は以下の通り。

面会先機関	面会者
アメリカ大陸における民間企業および社会的責任フォーラム (Foro de la Empresa Privada y la Responsabilidad Social en las Américas: Forum EMPRESA)	ウゴ・ベルガラ (Hugo Vergara) 氏 (プロジェクト・リーダー)
国家規格化協会 (Instituto Nacional de Normalización: INN) ⁹⁵	セルヒオ・トロ (Sergio Toro) 氏 (理事)
	レオノール・セルッティ (Leonor Cerutti) 氏 (規格化部部长)

現地調査ではインタビューの他、ピンクラールが 2005 年 3 月 14 日に開催した、社会的責任における ISO 規格についての講演会⁹⁶に参加した。この講演会では、質管理システムのメキシコ人専門家レオナルド・カルデナス (Leonardo Cárdenas) 氏が講演を行った。同氏は社会的責任における ISO26000⁹⁷の作成に携わっている。

4-8-2. CSR 発展の経緯

CSR は国家が直面する課題に企業が取り組むことを意味し、CSR の活動内容は企業を取り巻く国家や地域の発展レベルによって変化する。チリでは国家の発展に伴って CSR に対する認識が高まり、国家の権力やリーダーシップが失われると共に、市民社会は企業が国家に代わって社会問題に取り組むことを期待するようになった。イギリスに本部を置く調査機関 MORI (MORI) が 2001 年に実施した CSR に関する調査⁹⁸では、チリの大企業が CSR を重要視していることが明らかになっている。

⁹⁴ 現地調査の補足として、『チリにおける CSR (“Responsabilidad Social Empresarial en Chile”)』(UNDP, Fundación PROHUMANA) をレビューした。同文献は、国連開発計画とチリの CSR 推進機関プロウマナ財団 (Fundación PROHUMANA) が、チリにおける CSR をテーマとして開催した 7 回のワークショップの内容をもとに、同国の CSR の現状や CSR の経験などまとめたものである。ワークショップには企業家、NGO、その他 CSR 関係者が参加した。

⁹⁵ 規格、証明、度量衡の利用を推進するチリの機関。主な目的は次の通り。1) 生産システムにおいて国際基準に合致した技術的規範の利用を推進すること、2) 国内外の機関に必要な証明を発行する、国家証明システム (Sistema Nacional de Acreditación) を実施、有効にすること、3) チリの製造業機関が精密な測量を実施するため、国家度量衡ネットワーク (Red Nacional de Metrología) を運営、調整すること。

⁹⁶ Charla sobre la norma ISO en Responsabilidad Social

⁹⁷ 2008 年発行予定の社会的責任に関するガイドライン。

⁹⁸ Encuesta RSC MORI Responsabilidad Social Corporativa, 13 June 2001
(<http://www.mori.com/polls/2000/chile-csr.shtml>)

4-8-3. CSR 関連組織

(1) CSR 行動 (Acción RSC)⁹⁹

チリで活動する企業に、CSR を普及させる目的で設立された非営利団体。CSR を、倫理観・人・コミュニティ・環境を尊重する新しいビジネスのビジョンとして捉えている。主な活動は、CSR の普及 (メディアを通じた普及、コンクール、賞の授与)、経験の交換、ネットワーク構築、情報提供、ツール (マニュアル、ガイド、指標) の提供、調査である。

(2) 市民フォーラム (Foro Ciudadano)¹⁰⁰

公共・民間セクター間の国家利益に関する対話を通じて、公德心の向上と市民社会の強化を目指すコミュニケーション・ツール。ラジオ、新聞、雑誌など 70 種以上の視聴覚コミュニケーション手段と連携し、主要な対話を全国に発信している。定期的に、発信された情報の中でも特に注目されたテーマに関して、議論の内容をまとめて出版している。

(3) 企業創出 (Generación Empresarial)¹⁰¹

非営利目的の基金。チリの経営者や企業家に、倫理観や企業家精神、企業の社会的責任を普及させることを目的としている。企業倫理や社会的責任をテーマに、企業を対象としたワークショップ・セミナー・フォーラム、大学での講演会を開催する他、同基金の理念に叶った活動を行う企業家に対する賞の授与も行っている。

(4) 新しい場 (Plaza Nueva)¹⁰²

社会的責任、企業の責任、市民の責任という概念を推進するためのコミュニケーション・ツール。社会的責任を促進するために以下の取り組みを行っている。

- 1) 社会的責任に関する情報 (学術的研究や見解、社会的責任に関するツール、社会的責任の倫理など) を提供する
- 2) 企業による社会的責任活動の実践、市民社会団体によるマネジメントの専門化に貢献する
- 3) 社会における様々なアクター (社会的、経済的、政治的アクター) を連携させ、アクター間の協力関係、ネットワークを構築する
- 4) 以下のためのインターアクティブな場を提供する
 - ・ 社会的要素が濃く、民間からの融資で実施可能なプロジェクトを普及する

⁹⁹ <http://www.accionrse.cl>

¹⁰⁰ <http://www.forociudadano.cl>

¹⁰¹ www.generacionempresarial.cl

¹⁰² www.plazanueva.org

- ・ 市民社会や自治体組織の業績強化のため、個人あるいは企業のボランティアをオンラインで結びつける

4-8-4．国家の取り組み

チリ政府のCSRに対する取り組みの例としては、国家環境委員会¹⁰³、生産促進組合¹⁰⁴などの機関によるクリーンな生産に関連する活動や、ISO26000 発行に向けた活動が挙げられる。また国家規格化研究所¹⁰⁵が、ISO26000 の策定を支援する技術委員会を主導している。同委員会は、公共サービス団体、企業団体、NGO、消費者団体など 11 の団体により構成されている。しかし本調査で実施したインタビューによると、チリ政府はCSRに関して明確なコンセプトを抱いていない。

4-8-5．企業の取り組み

ケーススタディ

メトロガス (Metrogas S.A) はチリ首都圏の約 2 万 9000 世帯に天然ガスを供給する企業である。90 年代にチリのエネルギー・セクターが民営化された後、アルゼンチン - チリ間にガスパイプラインを建設して天然ガスを輸入し、チリ首都圏内にガス配給網を整備して 1997 年から一般家庭へのガス供給を開始した。メトロガスは、エネルギー供給サービスに関して顧客が信頼を寄せる企業となることをビジョンに掲げ、ミッションとして (1) ガスの供給と、地域や環境に配慮し顧客を重んじるサービスを提供すること、(2) 従業員が互いに協力し尊敬しあう環境を作り、従業員の発展に努めること、(3) 株主への還元を最大化することの 3 点を挙げている。同社はビジョンを達成するために企業の誠実さや責任を重んじ、企業戦略の中に社会への貢献活動を盛り込んでいる。その活動の一部を以下に紹介する。

(1) 住民の安全強化を目的としたイベントの開催

メトロガスは、同社がガスを配給する地域に安全なガス使用法を普及させ、ガスに起因する事故を防止する目的で様々な活動を行っている。家庭内での安全なガス使用法をテーマとする成人向けワークショップを開催するほか、小学校で子供を対象に劇を上演して家庭内でガスを使用する際の注意事項や事故防止法を説明している。同社はこうした活動を通じて地域の安全性に貢献すると同時に、従業員が積極的に地域と関わりを持つよう努めている。

¹⁰³ Comisión Nacional de Medio Ambiente: CONAMA

¹⁰⁴ Corporación de Fomento de la Producción: CORFO

¹⁰⁵ Instituto Nacional de Normalización: INN

(2) 顧客の子供を対象としたイベントの開催

メトロガスは顧客の子供を対象としたクラブ「メトロアミーゴ (Metroamigos)」を設立し、子供向けのイベントを開催している。イベントには娯楽を目的としたものだけでなく、読書習慣推進のためのブックフェアなど子供の教育に貢献するものも含まれている、現在会員は7歳から12歳までの子供8000人以上。

(3) 建造物管理者に対する研修

首都圏のガス配給網の安全性確保と維持のためには建造物管理者の役割が重要であるとの認識から、メトロガスは2000年に関連企業と共同で建造物管理者のための職業訓練学校を設立した。同社はこれまでに建造物管理者の業務の重要性やガスによる事故防止に関する講習会を実施した。

4-8-6. 市民社会とCSR

CSR行動 (Acción RSE) の情報によると、市民社会のCSRへの取り組みとして以下がある。

(1) アグロスーパー財団 (Fundación Agrosuper)

アグロスーパーはチリの主要な生鮮食品生産企業で、8000人以上の従業員を抱える。同社は従業員の発展と企業と地域との調和を重視し、社会貢献活動を実施している。その一環として、貧困層に属する子供を支援する目的で2000年にアグロスーパー財団 (Fundación Agrosuper) を立ち上げた。

同財団が実施したプロジェクトの1つに、2002年に開始された「シプレセス学校プロジェクト」¹⁰⁶がある。チリの第6州に位置するドニウエ (Doñihue) では就学年齢児童の86%が学校に通っているが、教育省が実施する教育の質評価¹⁰⁷では同地域の基礎教育の質が低いという結果が出ている。アグロスーパー財団は、基礎教育は子供の学力の基礎を作るものであり、子供の将来を左右する重要なプロセスであるという考えの下、質・量ともに十分な基礎教育を提供するために学校を設立した。これがシプレセスと称される学校である。同校では現在までのところ就学前教育と基礎教育を実施しているが、将来的には職業訓練も行う計画。「シプレセス学校プロジェクト」の実施期間は17年間、予算は1600万USドル。

¹⁰⁶ Proyecto educativo Colegio “Los Cipreses”

¹⁰⁷ Sistema de Medición de la Calidad de la Educación (SIMCE)

(2) 参加 (Participa) ¹⁰⁸

「参加 (Participa)」は公益事業を行う民間団体で、国家の発展に貢献する市民の養成と国家・企業・市民社会の3者のネットワーク作りを行っている。同団体は大学が市民の養成のために果たす役割を重視し、アビナグループ (AVINA Group) ¹⁰⁹と共にチリの大学に社会的責任の概念と実践を普及させるためのプロジェクト ¹¹⁰を開始した。

4-8-7. 学術機関、研究機関の取り組み

ビンクラール (Vincular) ¹¹¹

バルパライソ・カトリック大学 (Pontificia Universidad Católica de Valparaíso) が 2002 年に設立した CSR 専門機関。ビジネスの競争性、持続性を向上させる基本的要素としての企業の社会的責任の文化を推進することをミッションとし、企業の社会的責任に関するコンサルティング、研究、研修においてラテンアメリカ地域のリーダーとなり、企業の戦略策定や競争性向上に貢献することをビジョンとしている。

現在、IDB の MIF の融資により「中小企業への企業の社会的責任適用 (Adopción de la Responsabilidad Social Empresarial en las Pequeñas y Medianas Empresas)」プロジェクトを実施している ¹¹²。同プロジェクトは、チリの輸出先市場で CSR の実践を求める動きが高まっていることを背景に開始され、主な経済セクターに属する 150 以上の中小企業と対象としている。2004 年にはワイン醸造業、製造業、果樹栽培業の3分野で取り組みが行われた。

¹⁰⁸ www.participa.cl

¹⁰⁹ アビナグループは、ラテンアメリカの持続的発展を目的とする財団で、1994年にスイス人企業家によって設立された。

¹¹⁰ Universidad: Construye país

¹¹¹ www.vincular.org

¹¹² 詳細は第5章5-12ページ「5-4-2. IDBの取り組み」の項参照。

第5章 国際機関の取り組み

本章では、国際連合、経済開発協力機構、世界銀行、米州開発銀行、中米経済統合銀行、中米統合機構によるCSRの取り組みを見ていく。CSRに特化した取り組みを行っている前者4機関については、中南米諸国における活動事例を概観する。

5-1. 国際連合（United Nations）

5-1-1. 組織概要

国際連合（以下、国連）は、世界平和と経済・社会的発展のために協力することを誓った独立国からなる国際機関である。国連には、総会、安全保障理事会、経済社会理事会、信託統治理事会、国際司法裁判所、事務局の6つの主要機関があり、国際司法裁判所以外は米国ニューヨークの国連本部にある。これら主要機関の他に、国連児童基金（UNICEF）、国連開発基金（UNDP）、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）など開発、人道援助、人権のための活動を行う国連の計画や基金と、国際労働機関（ILO）、国連食糧農業機関（FAO）、国連教育科学文化機関（UNESCO）、世界銀行グループなど様々な分野で活動を行う専門機関とがあり、これらを合わせて国連ファミリーと称している。1945年の国連発足当時の加盟国は51カ国だったが、現在は191カ国にのぼる。国連は以下の4点を主な目的としている¹。

- （1）全世界の平和を守ること
- （2）各国の間に友好関係を作り上げること
- （3）貧しい人々の生活条件を向上させ、飢えと病気と読み書きのできない状態を克服し、お互いの権利と自由の尊重を働きかけるように、共同で努力すること
- （4）各国がこれらの目的を達成するのを助けるための話し合いの場となること

5-1-2. 国際連合の取り組み

国連は、グローバル・コンパクトと国連開発計画（United Nations Development Programme: UNDP）の活動を通じてCSRに取り組んでいる。

¹ 国際連合ウェブサイト（<http://www.un.org/ja/know/form.htm>）より引用。

(1) グローバル・コンパクト (Global Compact)

グローバル・コンパクトは、1999年にスイスのダボスで開催された世界経済フォーラムで国連事務総長のコフィ・アナン氏が提案したイニシアティブで、2000年にニューヨークの国連本部で正式に発足した。5つの国連機関（人権高等弁務官事務所、国連環境計画、国際労働機関、国連開発計画、国連工業開発機関）、政府、企業、労働者、市民社会によって構成されている。グローバル・コンパクトは、企業が地球市民としての立場からその責務を果たし、国連機関や市民社会と共にグローバル化がもたらす様々な問題を解決することを目的とし、世界各国の企業のリーダーに人権・労働・環境・腐敗防止に関する10原則²の支持と実施を促している。同原則は「世界人権宣言」、「労働の基本原則及び権利に関するILO宣言」、「環境と開発に関するリオ宣言」に基づいたものである。10原則の内容は以下の通りとなっている。

【人権】

原則 1 . 企業はその影響の及ぶ範囲内で国際的に宣言されている人権の擁護を支持し、尊重する。

原則 2 . 人権侵害に加担しない。

【労働】

原則 3 . 組合結成の自由と団体交渉権を支持する。

原則 4 . あらゆる形態の強制労働を排除する。

原則 5 . 児童労働を実効的に廃止する。

原則 6 . 雇用と職業に関する差別を撤廃する。

【環境】

原則 7 . 環境問題に対して予防的なアプローチをとる。

原則 8 . 環境に関して一層の責任を担うためのイニシアティブをとる。

原則 9 . 環境にやさしい技術の開発と普及を促進する。

【腐敗防止】

原則 10 . 強要と賄賂を含むあらゆる形態の腐敗防止に取り組む。

2005年3月の時点で、世界各国から200社近くの企業、国際労働団体³、国際NGO⁴、市民団

² 当初は、人権、労働、環境に関する9原則だったが、2004年6月に開催された第1回グローバル・コンパクト・リーダーズサミットで、新たに腐敗防止に関する1原則が追加された。

³ 国際自由労連 (International Confederation of Free Trade Unions: ICFTU)、ユニオンネットワークインターナショナル (Union Network International: UNI)、労働組合諮問委員会 (Trade Union Advisory Committee: TUAC) など。

⁴ アムネスティ・インターナショナル (Amnesty International: AI)、ヒューマンライツウォッチ (Human Rights Watch: HRW)、世界自然保護基金 (World Wildlife Fund: WWF) など。

体がグローバル・コンパクトに参加している⁵。中南米諸国では、パナマ、ウルグアイ、チリ、ブラジルがグローバル・コンパクトに加盟している。

グローバル・コンパクトは、各企業が責任ある創造的なリーダーシップを発揮することによって社会の良き一員として行動することを促すとともに、持続可能な成長を実現するための世界的な枠組み作りに参加する「自発的なイニシアティブ」である⁶。従って、規制の手段でも法的に拘束力のある行動規範でもなく、また企業の経営方針や実践を強制するものでもない。

グローバル・コンパクトの目標は、(1) グローバル・コンパクトの考え方とその原則を企業が自社の戦略と経営に取り込む、(2) 多様なステークホルダー間の協力とパートナーシップにより問題解決を容易にする、の2点であり、その達成のために以下の4つのメカニズムを提供している。

1) 政策対話

毎年、グローバル化や企業市民に関連したテーマで会議を開催し、企業が関連する国連機関、労働組合、NGOなどと協力して、「紛争地域における企業の役割」や「企業と持続可能な開発」といった多くの企業が抱える問題を解決するノウハウを共有し、課題解決への取り組みを支援する。

2) 学習

グローバル・コンパクトに参加する企業が、グローバル・コンパクトのウェブサイトや、国別・テーマ別の勉強会、そして国際的なラーニング・フォーラムなどを通じて企業の実践体験を共有できるようにする。

3) ローカル・ネットワーク

国あるいは地域レベルでグローバル・コンパクト参加者のネットワーク構築を奨励する。ネットワークを構築することにより、10原則の実行や相互学習、情報交換、国および地域レベルでのグローバル化に関する政策対話の実施、パートナーシップ・プロジェクトへの参画、グローバル・コンパクト参加企業への情報提供がより容易になる。

4) パートナーシップ・プロジェクト

パートナーシップ・プロジェクトとは、企業が国連機関や市民社会組織とともに、国連のミレニアム開発目標(MDGs)⁷の2015年までの達成を目指すプロジェクトのことを言う。パー

⁵ グローバル・コンパクト参加団体については www.unglobalcompact.org を参照。

⁶ 国連広報センターウェブサイト (<http://www.unic.or.jp/globalcomp/>) より引用。

⁷ 1990年代に行われたサミットや国連の一連の会議における議論をもとに、貧困の削減、保健・教育の改善および環境保護に関する達成目標として「国際開発目標(International Development Goals)」が国連、経済協力開発機構(OECD)、国際通貨基金(IMF)、世界銀行によって策定された。その後2000年9月の国連総会において、それぞれの目標が拡充され、149カ国の国家元首の支持を得てミレニアム開発目標(MDGs)が採択さ

トナーシップ・プロジェクトへの企業の参加を奨励する。

(2) 国連開発計画 (UNDP) の取り組み

国連開発計画は国連システムのグローバルな開発ネットワークで、人間の生活向上を目的に、各国に知識・経験・資金を提供している。世界の貧困人口の90%が存在する166カ国で活動を行い、グローバルな課題や国内の課題に対し、それぞれの国に適した解決策を見出すための支援や、開発途上国が受ける資金的援助の効率的な活用のための支援を行っている。UNDPの重点分野は、(1)ガバナンス、(2)貧困削減、(3)紛争予防と紛争後の復興、(4)環境保全と持続可能なエネルギー開発、(5)情報通信技術(ICT)、(6) HIV/AIDS である。

UNDPは上記重点分野への取り組みの中で民間セクターが果たす役割を重視し、ビジネス・パートナーシップ局⁸を通じて企業や市民社会とビジネス・パートナーシップ・プロジェクトを実施している。例えばベネズエラでは、同国の石油公社とアムネスティ・インターナショナルと共に、司法関係者の人権に対する理解を深めるプロジェクトを実施した。パナマでも2000年にUNDPと企業家が貧困削減に関する会議を共催した。この会議は様々なステークホルダーが貧困削減に関する共通認識を構築することを目的としたもので、市民団体、労働団体、企業、先住民グループ、政府などの代表者が参加した。この他ビジネス・パートナーシップ局では、UNDPの地域事務所が民間セクターとパートナーシップを築き、共同で事業を実施するプロセスをマニュアル化している⁹。この中でCSRは共同事業実施のためのツールの1つとして取り上げられており、CSRを使ったパートナーシップ構築は以下のプロセスで実施されることになっている。

- 1) ワークショップやセミナーを開催し、持続的人間開発のための活動がCSRとどのように関わっているのか、民間セクターに対して情報を提供する。
- 2) 企業が持続的人間開発のために果たしうる役割を企業に対して説明する。
- 3) CSRに関する世界のグッド・プラクティスを企業に紹介する。さらに、CSR導入のためのツールやケーススタディ、グッド・プラクティスに関する情報をウェブを通して提供する。
- 4) UNDPとパートナーシップを組む可能性のある企業や企業組織を選び出して会合を開く。会合の場で、UNDPが取り組む重点分野と企業のCSR活動の目標との関連性を話し合うとともに、UNDP地域事務所の重点分野について説明する。
- 5) UNDPが実施するCSR関連の活動を説明し議論できるイベントを開催する。このイベント

れた(世銀ホームページ http://www.worldbank.or.jp/03agenda/05mdg/mdg_top.html より)。

⁸ Division of Business Partnerships,

⁹ http://www.undp.org/eo/documents/ADR/standard-documentation/general/starterstoolkit_final0502.doc

はネットワーク作りという意味合いも持っている。想定される参加者は、商業会議所、NGO、雇用者組合、投資家の団体、同業者組合などである。

- 6) CSR に取り組んだ経験を持つ非営利団体の民間セクターとの業務経験や、CSR 推進に関するノウハウを活用する。UNDP が企業と連携する場合は必ず市民社会も巻き込む。
- 7) 産業界と共に企業活動の自発的な社会行動規範を作成し、「良い企業市民」の基準や原則を作成する。
- 8) CSR に関する活動を実施しているコンサルティング企業¹⁰と会合の場を持つ。
- 9) 特定の開発課題への関心と参加を促すための事業を定める。
- 10) 企業とのパイロット共同事業を実施する。
- 11) 学術機関と協力して以下の活動を行う。
 - ・国民の CSR の理解と認識を促進する
 - ・企業の責任に関する調査研究を進める
 - ・CSR の適用に関するアドバイスを行う
 - ・CSR に関するトレーニング・マニュアルを開発する
 - ・大学に企業倫理に関するコースを創設する
 - ・地域の組織とパートナーを組んで実施されるプロジェクトに対して賞を授与するシステムを作る

5-1-3. ケーススタディ

(1) チリ

UNDP は 2000 年からチリにおける CSR 活動に関わっている。発端は、2000 年の人間開発指数の分析結果である。人間開発という意味でのチリの今後の発展は、社会における相互の影響の質にかかっているため、社会発展に関するチリ国民の影響力を強化し、将来の社会のあり方に対する共通の視点を構築する必要があると論じられた。市民社会を統合するには、民間セクターの経済成長に対する責任や国家の民主主義に対する責任が必要であり、これらの責任の下で国家・企業・市民社会の三者が固く結びつかななくてはならない。しかしながら現実にはこれら三者の間に信頼関係が築かれているとは言えない。CSR は、三者が協力し合うことで信頼関係を築け、かつ人間開発にも貢献できる 1 つのツールとなり得るところに重要性を見出している。

UNDP は CSR 分野に特化して活動するプロウマナ財団¹¹を通じて CSR に関わっている。UNDP と

¹⁰ デロイト・トウシュ・トーマツ、プライス・ウォーター・ハウス・コーパーズなど。

¹¹ Fundación PROhumana。企業と市民の社会的責任を促す非営利団体 (<http://www.prohumana.cl/>)。

同財団は、これまでに共同で CSR に関するワークショップやセミナーの開催、調査・研究、本の出版などを行ってきた。2000 年には CSR に関する円卓会議を 7 回開催している。この会議では参加者別に 3 つのグループに分かれ、それぞれ企業関係者、NGO 関係者、政府関係者でグループが構成された。同年、各会議で話し合われた内容やそこでの議論の結果が、今後チリで CSR を実践するための提案として文書にまとめられている¹²。2001 年と 2003 年には CSR 国際セミナー¹³が開催され、企業、市民団体、学術機関、政府関係機関から約 750 機関が参加した。さらに、2001 年から社会的責任に関するニュース・研究・意見の発信や、社会的責任を導入するためのツールの紹介、そして社会的責任の推進に携わる様々なセクター・アクターの連携付けを目的としたウェブサイトの運営を行っている¹⁴。また、UNDP とプロウマナ財団がチリの大企業と共同で、チリにおける CSR の実践について本を出版した¹⁵。

(2) パナマ

パナマは 2001 年にグローバル・コンパクト推進のためのパイロット国¹⁶に選ばれた。以来 UNDP は同国におけるグローバル・コンパクトの普及を支援している。UNDP は社会投資企業センター¹⁷と共にグローバル・コンパクトの原則や概念を企業に普及させるための綱領を作成し、2002 年にはグローバル・コンパクト・ネットワークを創設した。同ネットワークは、メンバー間での CSR に関する経験やグッド・プラクティスの共有と、情報交換の支援を目的としている。

5-2 . 経済開発協力機構 (Organization for Economic Co-operation and Development :OECD)

5-2-1 . 組織概要

1948 年、米国による戦後の欧州復興支援策であるマーシャル・プランが発表され、これを受けて被援助国である欧州諸国側の受入れ体制を整備するため、欧州経済協力機構(Organization for European Economic Cooperation: OEEC) がパリに設立された。その後、欧州経済の復興に伴って OEEC が 1950 年代後半までに当初の目的をほぼ達成するに至ったことから、同機構を先進諸国の経済協力機構に発展させようとする動きが現れ、1961 年に OEEC 加盟国にアメリカとカナダが加わり、世界的視野に立って国際経済全般について協議することを目的とした新機構、経済

¹² “Responsabilidad Social Empresarial en Chile”, PNUD-PROhumana, Santiago de Chile

¹³ Seminario Internacional de Responsabilidad Social Empresarial

¹⁴ <http://www.prohumana.cl>.

¹⁵ “Responsabilidad Social: 12 Casos Empresariales en Chile” (2002)

¹⁶ ラテンアメリカではパナマの他、ブラジル、チリ、ウルグアイがパイロット国に選ばれている。

¹⁷ Centro Empresarial de Inversión Social: CEDIS

開発協力機構（OECD）が発足した。現在の加盟国は 30 カ国となり、以下の 3 点を目的としている¹⁸。

（1）経済成長

財政金融上の安定を維持しつつ、できる限り高度の経済成長を持続し、雇用の増大ならびに生活水準の向上を達成し、それらによって世界経済の発展に貢献すること。

（2）開発途上国援助

経済発展の途上にある加盟国および非加盟国の健全な経済の拡大に貢献すること。

（3）多角的な自由貿易の拡大

国際社会における義務に従って、多角的かつ無差別的な世界貿易の拡大に貢献すること。

また、国際社会・経済の多様化に伴って、上述の 3 分野以外にも経済・社会分野で広範な活動を行っている。OECD の重点分野は、1) 高齢化対策、2) 賄賂・汚職との戦い、3) 非加盟諸国との協力、4) コーポレート・ガバナンス、5) 教育と訓練、6) 電子商取引、7) 雇用、8) マクロ経済政策、9) 規制改革、10) 持続可能な開発、11) 税制、12) 貿易で、うち CSR と特に関わりのある分野の取り組みは以下の通り¹⁹である。

5-2-2 . OECD の CSR への取り組み

（1）多国籍企業のためのガイドライン（Guideline for Multinational Enterprises）

OECD は多国籍企業のためのガイドラインを発行している。同ガイドラインは OECD 加盟国 30 カ国と非加盟国 9 カ国²⁰政府からの多国籍企業への勧告であり、その順守は任意で法的義務はない。ガイドラインには、責任ある企業活動のための原則と基準が示されており、雇用、労使関係、人権、環境、情報開示、賄賂との戦い、消費者の利益、科学技術、競争、税制といった企業倫理に関する重点分野全てを網羅している。ガイドラインの目的は、（1）多国籍企業の経済・環境・社会的発展への貢献を促すことと、（2）グローバル化が進む中で多国籍企業が直面するであろう問題を最小限に抑えることの二点にある。また、多国籍企業の活動を公共政策と協調させること、企業と企業活動を取り巻く社会との相互信頼関係を強化すること、多国籍企業の活動は外国投資を促すための環境整備に貢献するものという考えから、多国籍企業の持続的発展に対する貢献度を高めることを目指している。上記 39 カ国は、ガイドラインに盛り込まれている原則と基準を自国の多国籍企業に普及させることを約束しており、国家コンタクト・

¹⁸ OECD 東京センターウェブサイト（<http://www.oecdtkyoo.org/outline/about03.html>）より引用。

¹⁹ OECD 東京センターウェブサイト（<http://www.oecdtkyoo.org/outline/about05.html>）参照。

²⁰ アルゼンチン、ブラジル、チリ、エストニア、イスラエル、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、スロベニア。

ポイントが各国でガイドラインを普及している。同ガイドラインは、OECDの国際投資と多国籍企業に関する宣言²¹に組み込まれており、OECDの投資委員会が監督責任を負っている。

多国籍企業に対するガイドラインの概要は以下の通り²²である。

1) 第1章 概念と原則 (Concepts and Principles)

ガイドラインの基本方針。

2) 第2章 全体的方針 (General Policy)

人権、持続的発展、サプライ・チェーンまで含む責任、地域のキャパシティ・ビルディング、企業の国家政策への配慮に関する勧告。

3) 情報開示 (Disclosure)

企業に関する全ての情報の開示を推奨し、社会レポート、環境レポート、危機レポート (risk reporting) など近年設定され始めたばかりのレポートング基準に関するコミュニケーションの奨励。

4) 雇用、労使関係 (Employment and Industrial Relations)

児童労働、強制労働、非差別、従業員の交渉権などに関わる企業行動。

5) 環境 (Environment)

企業の環境保護に対する活動 (健康や安全面に関する企業活動を含む) の奨励。環境マネジメントシステムや環境へのダメージが深刻な地域における予防策についても触れている。

6) 賄賂との戦い (Combating Bribery)

公的・私的な賄賂と、受動的・能動的腐敗との戦いについて。

7) 消費者の利益 (Consumer Interests)

消費者との取引に際しては、公正なビジネス・マーケティング・宣伝を行い、消費者のプライバシーを尊重し、提供する物・サービスの安全性と質に対する責任を負うことを勧告。

8) 科学・技術 (Science and Technology)

多国籍企業に対し、企業活動を実施する国で企業の研究開発の成果を普及させ、受入国に貢献するよう勧告。

9) 競争 (Competition)

²¹ Declaration on International Investment and Multinational Enterprises。政府の海外直接投資に対する待遇と企業活動に関する包括的で連結した、そしてバランスの取れたアプローチを推進するための宣言。同宣言は、1) 多国籍企業のためのガイドライン、2) 多国籍企業に対する国家待遇 (National Treatment。政府は外資企業を、国内資本による企業に対する待遇以下で扱わない) 3) 多国籍企業に対する条件の矛盾・対立 (Conflicting Requirements。各国が多国籍企業に課する条件が異なることにより引き起こされる矛盾や対立を回避あるいは最低限に抑える) 4) 国際投資に対するインセンティブと反インセンティブ (International Investment Incentives and Disincentives。各国が協力して海外直接投資への影響を調査する) 4つの柱で構成されている。

²² Policy Brief (<http://www.oecd.org/dataoecd/52/38/2958609.pdf>) 参照。

開かれた自由競争によるビジネス環境の重要性を強調。

10) 税制 (Taxation)

多国籍企業に対し、税制度とその精神を尊重し、税務関連当局と協力するよう勧告。

(2) コーポレート・ガバナンスの原則 (Principles of Corporate Governance)

金融市場の統合が進み、競争がグローバル化し、技術が急速に進歩する今日、コーポレート・ガバナンスのあり方が一層重要性を増してきている。こうした中、各国政府は法律や規則を通してコーポレート・ガバナンスの効率性、信頼性、順応性に影響を及ぼすという重要な役割を果たしている。1999年、OECDはコーポレート・ガバナンスについて、透明性、情報公開、説明責任などの主要な点に関して「コーポレート・ガバナンスの原則²³⁾」を取りまとめた。この原則には拘束力はないが、各国政府や民間当事者に重要な指針を与えている。その後、2001年の米国で発生したエンロン事件やワールドコム事件などを契機に上記原則の見直しを求める気運が高まり、2002年からOECD加盟国が構成するOECDコーポレート・ガバナンス・ステイアリング・グループが中心となって原則の見直しを行った。2004年に作成された改訂版は、政府に対しては効果的な規制枠組みを徹底することを、企業に対してはアカウンタビリティを真に強化することを、機関投資家に対しては自覚の向上を求め、また取締役の報酬について株主が効果的な役割を果たすこと、相反する利益に対処するために、透明性向上と情報開示を進めることの必要性を指摘している。OECDは、加盟国のみならず非加盟国に対しても「原則」を普及させるための活動を継続的に行っており、その一環としてロシア、南東欧、ラテンアメリカ、ユーラシア、アジアで円卓会議を開催した。

5-2-3. ケーススタディ

OECDはこれまでに、ラテンアメリカ・コーポレート・ガバナンス円卓会議を全5回開催した²⁴⁾。円卓会議には、アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、カナダ、チリ、コロンビア、メキシコ、パナマ、パラグアイ、ペルー、ベネズエラ、スペイン、トルコ、英国、米国の政策立案者、投資家、企業家、NGOのほか、OECDや他の国際機関などが参加した。2000年から2003年にかけて開催された4回の円卓会議の内容に基づき、OECDは国際金融公社²⁵⁾と共に、ラテンアメリカ地域におけるコーポレート・ガバナンス改革のためのアクション・プラン（通称ラテンア

²³⁾ “Principles of Corporate Governance”

²⁴⁾ Latin American Roundtable on Corporate Governance。第1回(2000年4月、ブラジル)、第2回(2001年3月、アルゼンチン)、第3回(2002年4月、メキシコ)、第4回(2003年5月、チリ)、第5回(2004年10月、ブラジル)。次回の円卓会議は2005年9月にペルーで開催される予定。

²⁵⁾ International Finance Corporation、IFC、世界銀行グループの1機関

アメリカにおけるコーポレート・ガバナンスのホワイト・ペーパー)を作成した。同プランは OECD の「コーポレート・ガバナンスの原則」を参考に、その内容をラテンアメリカの現状に合わせて作成されたものである。アクション・プランの中で特に優先度の高い活動として位置づけられているのは、投票権の確保、経営権に関する変更や株式上場廃止などに際してステークホルダーを公平に扱うこと、健全な財務報告を行うこと、情報開示を改善すること、効果的な取締役会を実施すること、企業の法的枠組みや規定の質と有効性を改善すること、地域的協力関係を継続させること、である。

5-3 . 世界銀行 (World Bank)

5-3-1 . 組織概要

世界銀行は、国連の専門機関の1つである。国際復興開発銀行²⁶と国際開発協会²⁷とで構成され、これに姉妹機関である国際金融公社²⁸、多数国間投資保証機関²⁹、国際投資紛争解決センター³⁰を併せて世界銀行グループと呼ばれている。加盟国は 184 カ国で、本部は米国のワシントン D.C. にあり、世界 109 カ国に事務所を設置している。

5-3-2 . 世界銀行の取り組み

世界銀行グループでは、CSR を「企業が、従業員、その家族、地域、社会一般と共に持続的経済発展に貢献するための公約であり、ビジネスにとっても、また発展という点からもプラスとなるような方法で地域社会の生活を改善することを目指す³¹」概念であると捉えている。世界銀行グループは、以下の活動を実施している。

²⁶ International Bank for Reconstruction and Development: IBRD

²⁷ International Development Association: IDA

²⁸ International Finance Corporation: IFC

²⁹ Multilateral Investment Guarantee Agency: MIGA

³⁰ International Centre for Settlement of Investment Disputes: ICSID

³¹ 原文“Corporate social responsibility is the commitment of businesses to contribute to sustainable economic development by working with employees, their families, the local community and society at large to improve their lives in ways that are good for business and for development.” (世界銀行ウェブサイト <http://www.ifc.org/ifcext/economics.nsf/Content/CSR-IntroPage> より)。

(1) アドバイザリー活動

政府に対するアドバイザリー活動

国際金融公社の投資環境部内にある CSR プラクティスは、外国投資アドバイザリー・サービス³²と共に、発展途上国の政府に対して国家の競争性と投資への魅力を増加させるための CSR の導入を促進している。CSR プラクティスは、政府に対する CSR 実施のための環境改善と、貧困層に対する CSR のインパクトの拡大を目的とした助言を行っている。まず、国別の現状調査を実施することを進めている。それは、発展途上国の政府がより効果的に企業と協力し、国家開発計画の中で企業のイニシアティブをより戦略的に活用し、企業の CSR に対する任意のアプローチと規制との連鎖を最大限に活用するための情報を収集するためである。この調査では、特定の問題やセクターに焦点を当てることが多い。調査の結果から CSR 活動を強化するための公共政策の役割や政策的ツールに関する提言を行い、次にそれらを踏まえて特定のセクターでの CSR 推進支援を実施している。この支援は通常、現行の経済・セクター分析や貸し付けに組み込む形で実施される。現在までに実施された国別 CSR 調査は以下の通り³³である。

表 5-1 IFC による CSR 調査

国名	調査実施期間	セクター	CSR 関連事項
アンゴラ	2002 年 10 月～2003 年 11 月	石油産業	透明性、ガバナンス、ローカル・スキルの発展、雇用創出
エルサルバドル	2002 年 10 月～2003 年 11 月	一般	教育
フィリピン	2002 年 10 月～2003 年 11 月	鉱業	社会・環境に関するグッド・プラクティス
ベトナム	2002 年 10 月～2003 年 11 月	運動靴	労働行為
カンボジア	実施中	アパレル産業	労働基準、競争性
ロシア	実施中	林業	森林認証

外国投資アドバイザリー・サービスは政府に対し、(1) 国家の競争性と最も関連性の強いセクターに関するもの、あるいは実施する予定の CSR 活動に関する調査と分析、(2) 透明性やアカウンタビリティを強化する戦略の策定や既存の法令・規制の調整、(3) 国家の競争力の強化と企業のニーズを満たすスキルを高めるための教育・研修のデザイン、(4) 公共部門による監査と、CSR イニシアティブにもとづいたサプライ・チェーンのモニタリング・監査スキームとの間で、互いの相乗効果を最大化するようなアプローチのデザイン、の 4 分野で支援を行っている。

³² Foreign Investment Advisory Service: FIAS。

³³ 実施中の調査も含む。エルサルバドルにおける調査については「5-3-3. ケーススタディ」を参照。

世界銀行グループに対するアドバイザリー活動

CSR プラクティスは世界銀行グループ内の他の部門から要請があった場合、プロジェクト・サイクルの各段階で以下の支援を行う。

- ・ アプローチ認識段階：開発のインパクトを最大化しかつ持続性を確保するため、世界銀行の融資業務に CSR 活動を取り入れる方法を見出す。
- ・ 準備段階：プロジェクト実施国の特定のセクターにおける CSR 活動のベースライン調査や、特定の CSR テーマを発展させるための委託調査を実施する。また、プロジェクト実施国と共に、プロジェクトの中の CSR に関連するコンポーネントについて提案書や活動計画を作成する。
- ・ 実施段階：CSR 活動に対する政府の役割に関して提言を行う。また、企業や産業セクターを政府と結び付け、両者間の CSR に関する議論やパートナーシップを実現させる。
- ・ 評価段階：達成度と成果を評価するためのフォローアップ調査を実施する。

(2) 会議の開催

世界銀行はこれまでに、CSR のための公共政策に関する電子会議³⁴、CSR のための公共政策に関する国際会議³⁵を開催した。前者は、民間セクター開発局³⁶と世銀研究所が開催した電子会議で、発展途上国における政府の CSR 推進やその支援方法について、世界各国からの参加者が専門的知識やアイデアを出し合った。後者は、民間セクター開発局、投資環境部、世銀研究所が世界銀行本部で開催した会議で、各国に対するアドバイザリー活動から得た教訓や研究結果を発表し、加えてそれらを他の国やセクターに適用する可能性の検討が行われた。

(3) 調査

企業、行動規範、公共セクターの役割、レポーティング、繊維・アパレル業における CSR、林業における CSR などの調査が実施された。

5-3-3. ケーススタディ

2002 年 9 月、世界銀行グループ投資環境部の CSR プラクティスは、エルサルバドル教育省に対する 1 年間の技術協力プロジェクトを開始した。エルサルバドルの教育分野は大きな課題を抱えている。同国では、他の中米諸国と比較して生徒 1 人あたりの投資額が少なく、教師の能

³⁴ E-Conference on Corporate Social Responsibility and Public Policy、2003 年 7 月開催

³⁵ International Conference on Public Policy for Corporate Social Responsibility、2003 年 10 月開催

³⁶ Private Sector Development Vice Presidency

力強化が不十分でその質は低い。また中等教育の就学率が低く、職業指導を含む教育カリキュラムには改善すべき点が多い。こうした状況を受けて、教育省は教育の質と量の改善を目指し、企業セクターは人的資源の質向上に努めている。両者の目指すところは同じであり、連携して目標の達成に努めることが望ましいとの考えから上記プロジェクトが開始されることになった。プロジェクトの目的は以下の4点である。

- (1) エルサルバドルのカウンターパートが、CSR 実施の課題への対処法を認識する。
- (2) 企業の社会的な活動の促進に公共セクターが果たすべき役割に関して合意を得る。
- (3) 政府の教育に焦点を当てた CSR イニシアティブに貢献する意識を向上させる。
- (4) 教育に焦点を当てた国家 CSR 戦略を策定し、様々なステークホルダーの役割と責任を明確に定義する。

エルサルバドルにおける教育に焦点を当てた CSR の現状

教育省は、活動報告書(2002-2003年)の中で、学校の質向上に貢献する要素として以下を挙げている。

- (1) 教育の発展(教授法)
- (2) 教育に関する研究、学習のモニタリング・評価
- (3) 機会の拡大(公平性)
- (4) インフラの整備と改修
- (5) 価値観教育、生涯学習
- (6) 組織の能力向上と近代化

これら6分野は全て CSR 活動で取り組むことのできる分野である。一般的に教育に焦点を当てた CSR は次の3要素で構成される。1) 教育システムへの支援(カリキュラムの開発、新しい学習手法や教材の提供)、2) 地域の学校強化(学校運営への参加、授業への参加を通じた教師と生徒に対する支援)、3) 教師と生徒に対する支援(職業訓練やインターンシップ・プログラム)。

企業社会行動基金³⁷の調査によると、エルサルバドルの企業の30%が何らかの形態で教育システムに対する支援を行っている。これは世界的にも高い水準であるが、以下の通り偏りや問題が見られる。

- 1) 前述の3つの要素のうち2番目の「地域の学校強化」に焦点を当てた、学校に対する直接的支援を実施し、他の2つの要素は全く考慮しないことが多い。
- 2) 支援が短中期的で長期的な展望や継続性に欠ける。

³⁷ 企業社会行動基金：Fundación Empresarial para la Acción Social (FUNDEMAS)

- 3) 地理的に手近な都市部での支援が多く、結果的に教育が行き届いていない農村部との格差をさらに拡大させている。
- 4) インフラや機材の提供など、教育省の支援が不十分な分野だけを補う「欠損モデル」での実施である。短期的な支援であることが多く、公共セクターの役割を真に補完するには至っていない。
- 5) 教育省の優先的戦略と合致していない。

提言：CSR 強化に向けた教育省の役割

世界各国の経験から、企業の教育への貢献を最大限に活用するためには、以下の4つの条件が必要である。

- 1) 教育省から企業が教育に関与する方法について明確な説明を受けることができること。
- 2) 企業が教育部門の優先事項に協力すること。
- 3) 教育省が従来実施してきたようなその場限りのプロジェクトをやめ、体系的な多セクター・アプローチに転換すること。往々にしてそのようなアプローチを取り入れることで教育セクターのパフォーマンスが改善される。
- 4) 官民が連携しての教育の質改善のアプローチを支援するメカニズムが構築されていること。

しかしエルサルバドルの現状は上記のいずれの条件も満たしておらず、このため企業による教育分野へのCSR活動のインパクトは限られたものに留まっている。CSRプラクティスは、エルサルバドルにおける教育分野へのCSR活動の範囲とインパクトを拡大させるため、以下に述べる提言をした。

1) CSR に対するビジョンの設定

国家教育政策の1コンポーネントとしてCSRに対するビジョンを打ち立てる必要がある。これにより企業は「欠損モデル」から抜け出し、教育省と企業がパートナーとして連携して教育分野の過大に取り組むことが可能になる。教育省は、省庁・企業・その他のステークホルダーの対話を促し、これらのアクターが協力することで教育の費用対効果が改善できることを理解する必要がある。

2) 教育省の戦略にCSRを盛り込む

企業側がCSR活動を実施するには、教育省の戦略についての情報が必要である。CSRを教育省の戦略の一部に組み込み、パートナーである企業に対して情報を発信するべきである。

3) 教育省内にCSRユニットを設立する

企業側では、教育分野に焦点を当てたCSR戦略を実施するための部署あるいは組織を設立しているが、教育省側もこれに対応するCSRユニットを設立すべきである。

4) 企業の投資促進

教育省は、教育に焦点をあてた CSR 活動に関するリポーティングを奨励すべきである。また企業の教育分野における CSR 実践を促すため、教育省は投資促進局と提携すべきである。

5-4 . 米州開発銀行 (Interamerican Development Bank: IDB)

5-4-1 . 組織概要

米州開発銀行グループは、中南米諸国の経済・社会発展と地域統合の促進を目的として 1959 年に設立された多国間開発金融機関である。IDB グループは、米州開発銀行、米州投資公社³⁸、多数国間投資基金³⁹から構成されている。設立当初の加盟国はラテンアメリカ諸国と米国であったが、その後カリブ海諸国、カナダ、ヨーロッパ 16 カ国、イスラエル、日本が加わり、現在の加盟国は 46 カ国である。本部は米国のワシントン D.C. にあり、この他に借入加盟国 26 カ国と、日本、フランスに地域事務所が設けられている。IDB は、借入加盟国の政策立案の支援、環境を考慮に入れた持続可能な経済発展、競争力強化、社会平等、貧困削減、国家の近代化、自由貿易及び地域統合の実現のための金融・技術支援を行っている。

5-4-2 . IDB の取り組み

(1) 多数国間投資基金 (MIF) の取り組み

1993 年、ラテンアメリカ・カリブ海諸国の経済成長のため民間セクターの発展を支援する目的で IDB グループ内に MIF が設立された。MIF は特に (1) 小規模・零細企業を発展させるための新しい形態の模索、(2) 職業労働者の能力向上、(3) 環境マネジメントの強化、(4) 金融市場の機能改善、の 4 分野に注目して、企業団体や NGO、公共セクターと共に小規模プロジェクトを実施し、労働者の能力強化と能力基準の向上、小規模企業の市場への参入拡大、小規模企業のビジネス環境の強化を図っている。

MIF の CSR へのアプローチは以下の 3 つのカテゴリーに分類される。

1) CSR 関連の基準や手法のデザインと適応

既存の CSR 関連基準・手法を地域の現状に適応させる、あるいは地域に合った新しい基準や手法を作成する。また、中小企業や特定のセクターを対象とした基準や手法を作成する。

³⁸ Interamerican Investment Corporation: IIC

³⁹ Multilateral Investment Fund: MIF

- 2) 中南米・カリブ地域の特に中小企業の国際競争力強化と市場へのアクセスの改善
 中小企業が CSR を実施するのに必要なノウハウを移転するため、以下を目的とした融資を行う。1) 中南米・カリブ地域の企業に CSR 実践によるビジネス上の利点を認識させるための支援、2) 同地域のローカル・コンサルタント・ローカル NGO・大学の能力強化を図り、企業を支援する CSR 専門家を育成するためのトレーナー育成支援を実施する。
- 3) 中南米・カリブ地域の開発援助プログラムに関心を持つ大企業との連携
 開発援助プログラムへの投資に関心を示す大企業と連携する。また、豊富な資金を有し、海外諸国の開発問題に関心を抱く財団や大学と提携する可能性も探る。

MIF は、環境セクターのサブ・カテゴリー「持続的な市場と CSR⁴⁰」の中で 11 の CSR 関連のプロジェクトを実施しており、このうち 5 件は CSR に特化したプロジェクトある⁴¹。

表 5-2 MIF の CSR プロジェクト

プロジェクト名 ^{42*}	対象国	プロジェクト承認時期	融資金額総額 (USドル)	MIF による融資金額 (USドル)
北東部における農業の競争性と社会的責任	ブラジル	2002 年 9 月	1,950,000	975,000
中小企業への CSR 適用	チリ	2003 年 12 月(4 年間)	2,500,000	1,250,000
中小企業への CSR 統合	コロンビア	2004 年 12 月	1,900,000	1,160,000
中小企業のバリューチェーンへの CSR の導入	メキシコ	2004 年 9 月	2,525,000	1,275,000
CSR 推進	広域	2003 年 7 月	1,820,000	1,100,000
合計 (USドル)			10,695,000	5,760,000

*プロジェクト名は脚注に原文を記載した。

(2) 米州企業の社会的責任会議⁴³

IDB は 2003 年から毎年 1 回、米州企業の社会的責任会議を開催している。会議のテーマ、開催国は以下の通り。

⁴⁰ Sustainable Market and CSR

⁴¹ プロジェクト概要については「5-4-3. ケーススタディ」の項を参照。

⁴² プロジェクト名は順次上から、Competitividad Agrícola con Responsabilidad Social en el Noreste、Adopción de Responsabilidad Social Empresarial en PyMES、Incorporación Prácticas RSE en PyMES、Implantación de Medidas RSC en PyME en la Cadenas de Valor、Promoción de la Responsabilidad Social Empresarial である。

⁴³ Conferencia Interamericana sobre Responsabilidad Social de la Empresa

表 5-3 米州企業の社会的責任会議

	開催国	開催日時	テーマ
第1回会議	パナマ	2003年10月	競争性強化のツールとしてのCSR (La RSE como instrumento de competitividad)
第2回会議	メキシコ	2004年9月	言葉から行動へ (Del dicho al hecho)
第3回会議	チリ	2005年9月予定	責任者は誰? (Quién es responsable?)

IDBはこの他、組織内外でCSRをテーマとしたワークショップやセミナーを開催している。

5-4-3. ケーススタディ

MIFが実施する前述のCSRプロジェクトの概要は以下の通り。

(1) 北東部における農業の競争性と社会的責任プロジェクト⁴⁴ (対象国: ブラジル)

プロジェクトの目標は、1) 社会的責任を伴うビジネスを実践する仲買業者の組織能力強化や、CSRの概念に基づく製品の普及とマーケティングを支援することにより、小規模農家を対象としたマーケティングサービスを改善する、2) 小規模農家の生産量を増加させ、また彼らが市場のニーズに合った生産活動を実施できるよう、組織能力強化のための技術援助を行うこと、である。プロジェクト実施機関はワールド・ビジョン・ブラジル。

(2) 中小企業へのCSR適用プロジェクト⁴⁵ (対象国: チリ)

プロジェクトの目標は、チリの中小企業の競争性を高めることである。チリの中小企業がビジネス戦略の中にCSRを取り入れ、企業・社会双方にとっての利益を最大化させることを目的としている。プロジェクトはバルパライソ・カトリカ大学の連携センター⁴⁶が実施している。連携センターはCSR分野のパイオニア的存在で、大企業でCSR活動を実施した経験があり、MIFのプロジェクトでは、その経験をチリの中小企業に移転しようとしている。本プロジェクトでは合計150の中小企業にCSRを導入する予定で、その中には果物輸出業者連合⁴⁷、輸出業者協会⁴⁸、チリワイン製造業者組合⁴⁹などチリの主要な企業団体が含まれている。

⁴⁴ Competitividad Agrícola con Responsabilidad Social en el Noreste,

⁴⁵ Adopción de Responsabilidad Social Empresarial en PyMES

⁴⁶ Centro Vincular, Pontificia Universidad Católica de Valparaíso

⁴⁷ Federación de Exportadores de Fruta: FEDEFRUTA

⁴⁸ Asociación de Exportadores: ASOEX

⁴⁹ Corporación Chilena del Vino:CCV

(3) 中小企業への CSR 統合プロジェクト⁵⁰ (対象国：コロンビア)

プロジェクトの目標は、コロンビア企業の競争性と持続性を強化することである。CSR をコロンビアの企業、特に中小企業に普及させ、企業の市場へのアクセスや経済的パフォーマンスの改善につなげることを目指す。プロジェクト実施機関はコロンビア商業会議所連合⁵¹。

(4) 中小企業のバリューチェーンにおける CSR の導入プロジェクト⁵² (対象国：メキシコ)

プロジェクトの目標は、中小企業の競争性と市場機会を向上させることである。大企業のバリューチェーンに組み込まれている中小企業の CSR 実践を支援している。プロジェクトはアナック大学 (Universidad Anáhuac) が実施している。

(5) CSR 推進プロジェクト⁵³ (対象国：チリ、ブラジル、ペルー、エルサルバドル)

プロジェクトの目標は、企業が競争性強化のために CSR を取り入れることである。具体的には地域の CSR サービス提供者の能力開発と、企業 (特に中小企業) の CSR の導入を促進している。同プロジェクトのコンポーネントは、1) 国内のネットワークを構築し、企業の社会的責任を推進する、2) ブラジル・エルサルバドル・ペルーの中小企業に CSR を導入する、3) 企業や CSR 関連機関間のネットワークを強化し、CSR 実践の経験と成果を普及させる、の 3 点。プロジェクト実施機関はチリの企業活動財団⁵⁴で、米州民間企業と社会的責任フォーラム⁵⁵を通じて、チリ、ブラジル、ペルー、エルサルバドルの 4 カ国が参加している。

5.5 . 中米経済統合銀行 (Banco Centroamericano de Integración Financiera: BCIE)

5.5-1 . 組織概要

BCIE は 1960 年に中米 5 カ国 (ニカラグア、ホンジュラス、エルサルバドル、グアテマラ、コ

⁵⁰ Incorporación Prácticas RSE en PyMES

⁵¹ Confederación Colombiana de Cámaras de Comercio: Confecamaras

⁵² Implantación de Medidas RSC en PyME en la Cadenas de Valor

⁵³ Promoción de la Responsabilidad Social Empresarial,

⁵⁴ Fundación Acción Empresarial

⁵⁵ Foro de la empresa privada y la responsabilidad social en las Américas, Forum EMPRESA Forum Empresa は CSR 関連機関によるフォーラムで、米州各国から CBSR (カナダ)、BSR (米国)、AliaRSE (メキシコ)、CentraRSE (グアテマラ)、CEDICE (ベネズエラ)、CCRE (コロンビア)、Instituto ETHOS (ブラジル)、Perú 2021 (ペルー)、FUNDEMAS (エルサルバドル)、Acción RSE (チリ)、Fundación del Tucumán (アルゼンチン)、IARSE (アルゼンチン)、CEDIS (パナマ)、COMPAS (パナマ)、DERES (ウルグアイ) などが参加している。同フォーラムの目的は、米州各国の企業家が CSR を実践することによる利点を認識し、社会的責任を伴うビジネスを遂行するよう促すことである。

スタリカ)の政府が、中米の地域統合と経済・社会的発展を目的に設立した地域開発金融機関である。本部はホンジュラスのテグシガルパに置かれ、中米諸国の公的、民間両部門に対する豊富な融資経験を持ち、同地域における幅広いネットワークを有する。1989年、BCIE 設立国が BCIE 設立協定の変更に関する議定書⁵⁶に署名し、これにより域外国の BCIE 加入が可能となった。以後、メキシコ(1992年)、中国(1992年)、アルゼンチン(1995年)、コロンビア(1997年)、スペイン(2004年)が BCIE に加入した。

5-5-2. 中米経済統合銀行の取り組み

環境や社会保障など CSR に関連する分野での取り組みは行われているが、CSR に特化した取り組みは見られなかった。

5-5-3. ケーススタディ

CSR に関して特筆すべき事例は見られない。

5-6. 中米統合機構 (Sistema de Integración Centroamericana: SICA)

5-6-1. 組織概要

1991年、テグシガルパ議定書⁵⁷により設立された国際機関で、加盟国はグアテマラ、エルサルバドル、コスタリカ、ニカラグア、ホンジュラス、パナマ、ベリズである。この他、準加盟国としてドミニカ共和国(2003年)、域内オブザ - パ - としてメキシコ(2004年)、域外オブザ - パ - として台湾(2000年)、スペイン(2004年)が加盟している。SICA の目的は、地域の経済社会統合を図り、和平・自由・民主主義・開発を達成させることにある。この目的達成のために、加盟国内あるいは加盟国外でも首脳会議、外相会合、セクター大臣会合などを開催し、協定・共同コミューケなどの立案やこれらに伴う各種調整を行っている。

⁵⁶ Protocolo de Reformas al Convenio Constitutivo

⁵⁷ Protocolo de Tegucigalpa a la Carta de la Organización de Estados Centroamericanos: ODECA

5-6-2．中米統合機構の取り組み

BCIE と同様、中米地域の持続的発展を目的とした活動を実施しているが、CSR に特化した取り組みは行っていない。

5-6-3．ケーススタディ

特筆すべき事例は見られなかった。

第6章 まとめ

CSRの発展の軌跡には、企業に関係する様々なステークホルダーからの、企業の社会的責任遂行に対する要求があった。企業は社会を構成するアクターの一員として、責任ある行動をとることを求められている。それは、商品やサービスを提供し利益を得るという企業の役割が、大きく変わりつつあることを示している。

本章では前章までのCSRのレビューに基づき、CSRの概念を取りまとめ、途上国開発におけるCSRの意義を整理する。次いでラテンアメリカにおけるCSRの現状を踏まえ、ラテンアメリカにおけるCSR展開の課題を整理し、国際協力におけるCSRの取り組みの可能性を検討する。

6-1. CSRの概念

CSRの概念が現れるまでは、企業の責任は、対外的には自社の製品やサービス（対消費者）利益の株主への変換（対株主）そして税金の納入を通じた利益の社会への変換（対社会）という限られた枠組みの中においてなされてきた。また、自社の労働者に対しては、法に基づいた労働管理や労働環境の設定を行ってきた（図6-1参照）。これらの企業の責任は、CSRの根幹にある自主的な取り組みというよりも、法律によって課された義務、あるいは強制力が企業の責任遂行の動因となっている。

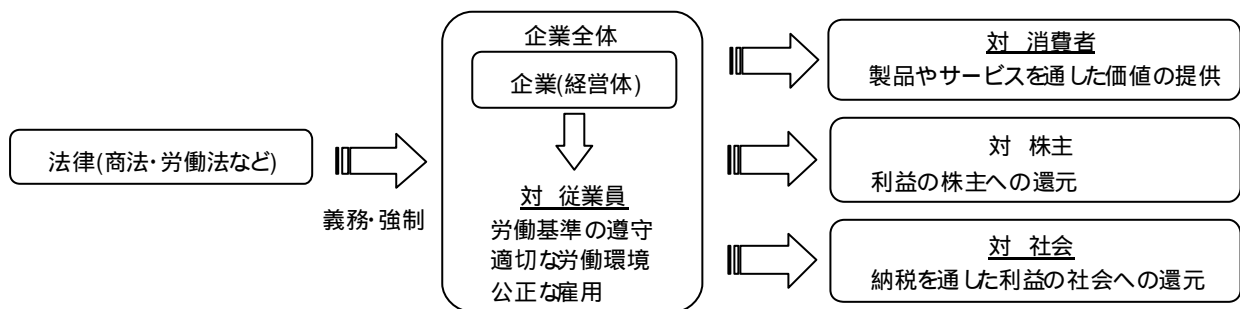


図 6-1 CSR 以前の企業責任の形

これに対して CSR の概念は、それが企業の主体的な取り組みに基づいている点に特徴がある。

CSRの歴史の項で見たように、CSRの発展の背景には市民社会の圧力があつた。しかしこの圧力は、企業に何かを強いるもの、つまり義務を課したり強制したりするものだけではない。確かに企業に対する市民サイドからの監視という機能も持っているが、CSRの枠組みではそこにとどまらず、企業がNGOなどを含む市民社会や地域政府とともに、地域の開発の主要なアクターとしての機能を主体的に担うことを求めているのである。図6-2にCSRの概念をまとめた。CSRの目指すところは企業の健全な発展にとどまらず、最終的には持続的な地域や国家の発展にまでつながっている。

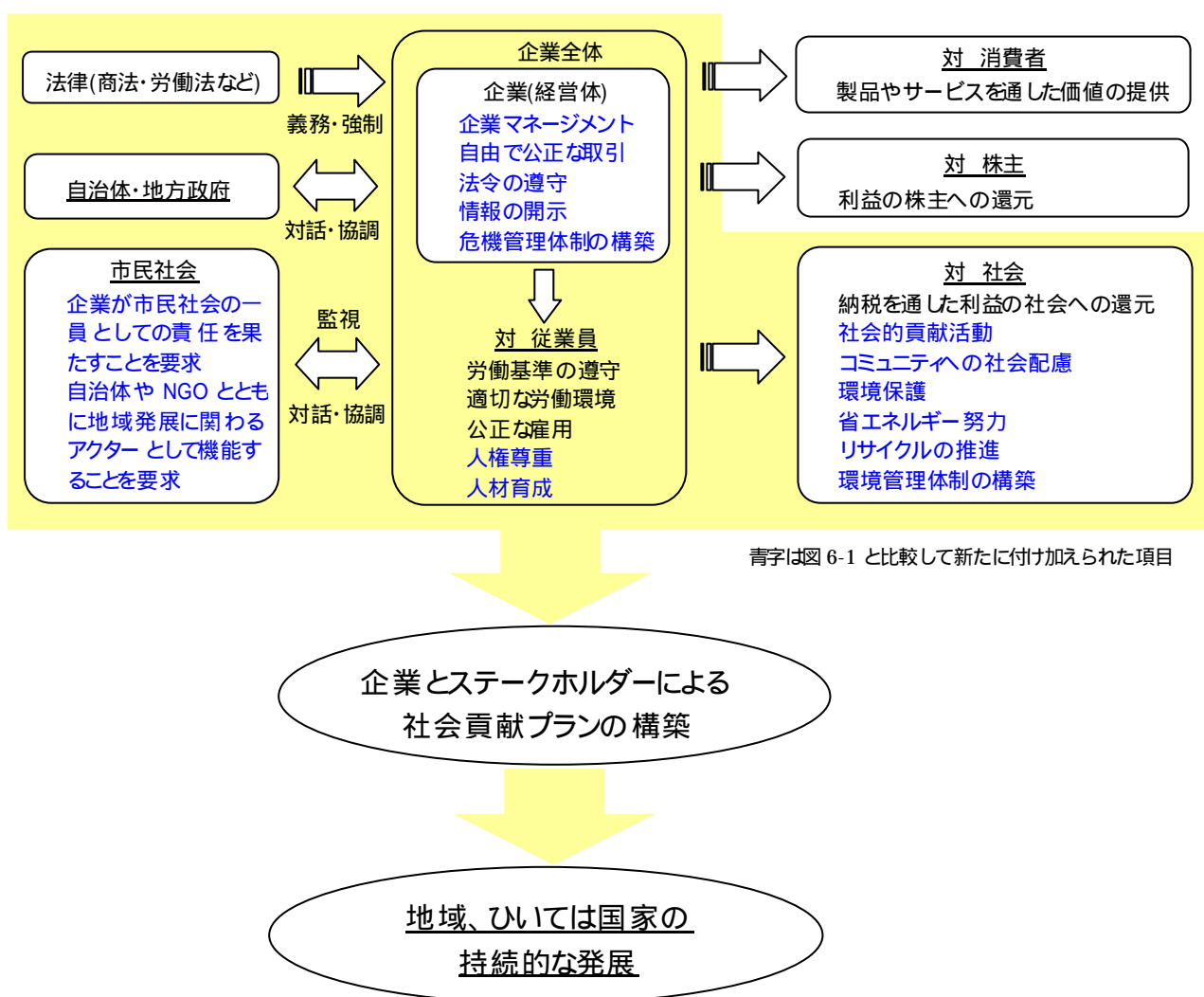


図 6-2 CSR の概念による社会的企業責任の形

企業が CSR を実施するメリットは、第 2 章で見たように、リスクマネジメントの強化、経営の効率化、新商品・サービスの提供、企業ブランド価値の向上、国内外市場での競争力や資本調達力の向上、優秀な人材の確保と従業員の意欲向上等である。こういったメリットがある一方で、企業財務的視点で見ると、CSR の取り組みの効果を金額として算定することが難しいことから、CSR 収支は通常赤字になる。このことが企業、特に中小企業にとって CSR 導入を困難にする要因となっている。

6.2. 途上国開発における CSR の意義（中米に焦点をあてて）

中米の歴史には、CSR のような開発のアクター同士の議論や協調を見出すことはできない。現代中米史は支配と従属、そして反発と混乱の歴史であった。中米における CSR の意義を論じるにあたって、中米の歴史に簡単に触れておく。

中米に限らず、ラテンアメリカの多く国々はスペインの植民地としての歴史を背負っている。植民地時代、先住民はスペイン人の支配下に置かれた。ラテンアメリカ諸国がスペインから独立しても、これら先住民の人々は従属階級から抜け出すことはなかった。独立は支配者層が入れ代わっただけで、支配 - 従属という構造はそのまま残されたからである。この構造は形を変えながら現代まで引き継がれた。

メキシコを含め中米地域における植民地時代の代表的な企業というと「アシエンダ（荘園）」と呼ばれる農園がそれに相当するだろう¹。アシエンダは 17 世紀から 20 世紀まで初頭まで発展した制度で、上述の支配 - 従属関係を基づいて成り立っていた。中米で政財界を形成したのは、これらアシエンダの主たちを中心とする富裕階層だった²。20 世紀に入ると労働者の組織化が進

¹ 新大陸のスペイン領植民地に特有の大土地所有制。スペイン領植民地では当初住民労働力動員のためにエンコミエンダ＝レパルティミエントの制度が行われたが、原住民人口の減少、銀鉱業の衰退が進むなかで、17 世紀の半ばごろからアシエンダがしだいに定着していった。ただしそれ以前からその萌芽はみられた。スペイン領植民地の副王からの恩賜として一部のスペイン人に土地が与えられたが、彼らはその周辺をも不法に占有するようになり、副王も一定金額の納入によってそれを認めるコンボシオンを行った。こうして土地の集中がすすんでアシエンダが形成され、少額の債務で一生拘束するような方式などにより、そこで働く労働者（ペオン）を確保した。アシエンダは自給的性格と商業的性格（商品作物の生産）を合わせもつゆえに安定した組織として今世紀までつづいてきたが、19 世紀の独立後は商業的性格を強めた。とはいうもののメキシコ革命やペルーのペラスコ革命などにより、今日では主要国では廃止されたが、一部の国では存続している。（出展：<http://www.tabiken.com/history/>）

² エルサルバドルの 14 家族は有名だが、この 14 家族はコーヒー農園（アシエンダ）の経営者である。これらの 14 家族を中心に、エルサルバドルの政財界は形作られていく。グアテマラでもニカラグアでも同様の動きが見られた。

み、企業主との対立が深まっていった³。20世紀初頭にはアメリカのユナイテッド・フルーツ社が中米各地で大規模なプランテーションを展開したが、これも外資によるアシエンダ型農場経営と考えることができる。これらプランテーションにおいても経営者側と労働者の対立が見られた。この対立の図式に加えて外国の意向、特にアメリカ合衆国の利害と干渉が絡み、中米諸国は数々の混乱に巻き込まれた。

中米の近代史が社会経済的階層の対立と社会の混乱に特徴付けられるのに対し、CSRの中核をなす考え方はその対極にある。すなわち対話と協調そして共存である。これは民主主義の原則である「自由」、「平等」、「参加」、「義務」、「責任」に共通する。CSRでは、企業は地方政府や市民団体とともに地域や国家の開発を主体的に担うアクターとして位置づけられている。これらアクター同士の関係は支配 - 従属関係ではなく、開発のステークホルダーという対等な関係にあり、主体的な参加と義務や責任の遂行に基づいていることを見れば、民主主義の原則との共通点が理解できるだろう。

上で触れたようにこれまでの中米では、政府・企業・労働者・市民社会間の対話と協調による開発は行われてこなかった。結果としてラテンアメリカは世界で最も貧富の格差の激しい地域になっている。劣悪な労働条件で働かざるを得ない労働者や児童労働は、現在でも多い。貧富の格差は治安の悪化や犯罪の増加など、さまざまな社会問題を引き起こしている。中米地域における今後の途上国開発は、このような現実を生み出している社会経済構造を変革する方向で考えられなければならない。そこでは政府によるトップダウンの開発(開発独裁)でも、また企業の自己利益追及だけでなく、民主主義の原則に則ったウィン・ウィンゲーム(共存共栄)であることが望ましい。CSRが求めるように企業(主)が自らの利益のみを求めるのではなく、地域や国家の発展を主体的に担うアクターの一員としての責任を遂行すれば、地域や国家の持続的な発展につながり、貧富の格差の是正にも貢献するだろう。この意味で途上国開発におけるCSRの意義はきわめて大きいと言える。

³ ニカラグアのサンディーノやエルサルバドルのファラブンド・マルティらは、この時代(1920年前後)の労働者運動のリーダーであり、その後の中米地域の動きに大きな影響を与えた。

6-3. ラテンアメリカにおける CSR の現状と発展の課題

6-3-1. ラテンアメリカにおける CSR への取り組みの現状

ラテンアメリカにおける企業の CSR への取り組みは、第 4 章でレビューした。CSR を導入している企業は、ラテンアメリカ地域ではそれほど多くはない。CSR に取り組んでいる企業に関しては、輸出産業に係る企業が圧倒的に多い。これらの企業は、主体的に CSR を導入しているというよりも、国際市場において CSR への取り組みを要求されているために CSR を導入していると考えてよい。つまり、企業自身の主体的な決定とその結果としての行動として CSR に取り組んでいるわけではない。CSR 取り組みの動因は、国際市場におけるクライアントの要望（圧力）という外部要因によるものである。

CSR の概念の特徴が企業の主体的な取り組みにあることは先に述べた通りである。この主体性に注目して CSR の展開をフェーズ分したものが図 6-3 である⁴。ここには、法を守り他者に対する尊重を持って、最終的には第 3 フェーズにいたる、という CSR の発展段階ごとの特徴が示されている。この図でも CSR の発展にとって、主体性が必要不可欠で重要な要素であることが理解できる。政府や市民団体は重要な CSR 推進要素ではあるが、CSR 実施の主体的なアクターは企業自身である。国際市場にクライアントを持ち CSR に取り組まざるを得ないラテンアメリカの企業は、主体性に基づいて CSR に取り組んでいるわけではないことから、第 3 フェーズの特徴である「他人を助け、地域をよりよいものにするために努力し、人間の尊厳を促進する企業がバランスを行い、勇気を持って会社経営に取り組む」を満たしているとはいえない。図中では第 1 段階や第 2 段階にあるといえるだろう。中小企業を含むその他の多くのラテンアメリカの企業になると、クライアントからの圧力がないこと、また本章でも述べた歴史的な背景要因もあることから、第 1 フェーズにとどまるものが多いと考えられる。企業の成熟度が高いほど CSR への取り組みが盛んであるという仮定が成り立つならば、ラテンアメリカにおける企業の成熟度は相対的に低いと言えるだろう⁵。これがラテンアメリカ地域における CSR の進展の遅れのひとつの理由と推察できる。

⁴ 第 2 章 2-9 ページ図 2-1 を参照に取りまとめた。

⁵ 確かにラテンアメリカのいくつかの企業では、フィランソロピーやメセナ活動が行われているが、上に示した CRS の段階的な取り組みを見ると、それらの活動は CSR とは別のものと考えべきだろう。

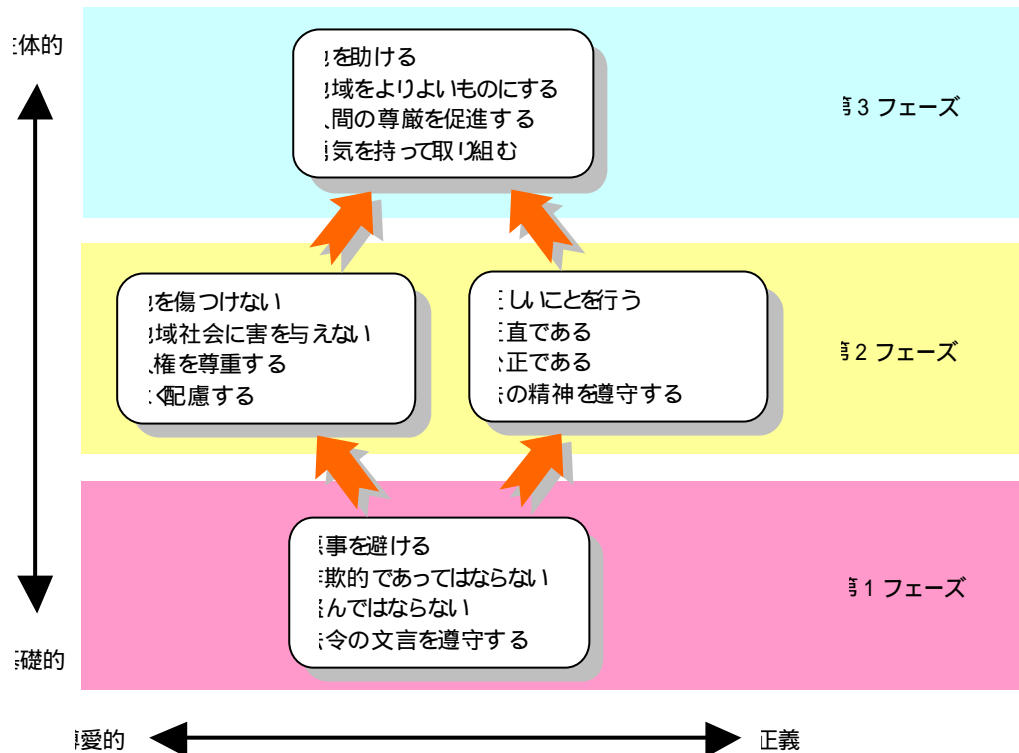


図 6-3 CSR 展開のフェーズ

6-3-2. ラテンアメリカにおける CSR 発展の課題

本章でも触れたように、ラテンアメリカ地域は支配 - 従属の関係が歴史的な背景もあり、対話と協調を基本とする CSR の概念の導入は難しかった。中米諸国の経済が一部の富裕層によって握られており、それら富裕層は同時に国家の政治を動かしている現状を見ると、中米の各国は政治的にも経済的にも一部の富裕層のコントロール下にあるといえるだろう。このことから、現状では民主主義的な地域や国家の発展に企業の貢献を期待することは難しいと思われる。これが中米地域における CSR 発展の第一の障害である。第二の障害は脆弱な市民社会である。中米地域の市民社会は、先進国の市民社会のように、消費者あるいは住民として政府や企業に相対するほどには成熟していない。CSR の発展の契機が市民社会の発展・成熟にあったことを考えると、この点も中米地域における CSR の発展の大きな障害と考えられる。

6-4. 国際協力における CSR の可能性の検討

経済のグローバル化や温暖化や生態系の保護など、企業が地球規模で与える影響を踏まえ、CSR の取り組みは企業の自助努力という枠を超え、さらに地域や国家の枠組みをも超えたものになっている。この意味で、CSR は「企業の社会的責任」以上のものに進化していると言えるだろう。今日では CSR の取り組みは企業に加え、政府や地方自治体、市民社会を巻き込んだものになり、その目的は健全な地域や国家の発展にまで広がっている。CSR を「企業の行うべき取り組みや努力」と狭義に捉えると国際協力との接点は少ないが、それを途上国の地域や国家の発展のための枠組みと考えるとき、国際協力と CSR は強いつながりを持つ。

6-4-1. CSR 取り組みの 3 つのレベル

国家の枠を超え、地球規模での取り組みが求められている CSR を効果的に実施していくためには、大きく 3 つのレベルでの取り組みが必要になるだろう。それは、

- ・ 国家の枠を超えたグローバルなレベル
- ・ 国家レベル
- ・ 具体的なプログラム・プロジェクトレベル

の 3 つである（次ページの図 6-4 参照）。

グローバルなレベル

今日 CSR を推進していくには、グローバルなレベルでの開発のアクターの行動指針や規格の設定が不可欠である。その試みはここ数年のうちに大きく進んだ。第 2 章で解説したように、CSR のグローバル化に伴い、国際機関が中心となって CSR の大枠の設定が行われている（第 2 章 2-12 ページ参照）。

国家レベル

グローバルなレベルで策定される行動指針や規格は、CSR の方向性を示すものである。この方向性に基づいて、各国でそれぞれの状況に合わせた国家政策が策定されなければならない。いわば国家 CSR 政策と呼ばれるべきものだが、それは政府、関係省庁、企業連盟（日本でいう経団連のような組織）のような組織が議論して共同で策定されるものである。発展途上国の場合は、これらのステークホルダーに加えて、国際あるいは二国間援助機関の関与が考えられる。

具体的なプログラム・プロジェクト策定・実施レベル

地球規模での方向性、各国の状況にあった政策の双方を踏まえて、具体的なプランを立て、それを実施していくレベルである。このレベルのステークホルダーとしては、地方自治体、地域企業、市民組織、国際・あるいは二国間援助機関、ローカル NGOなどが想定される。

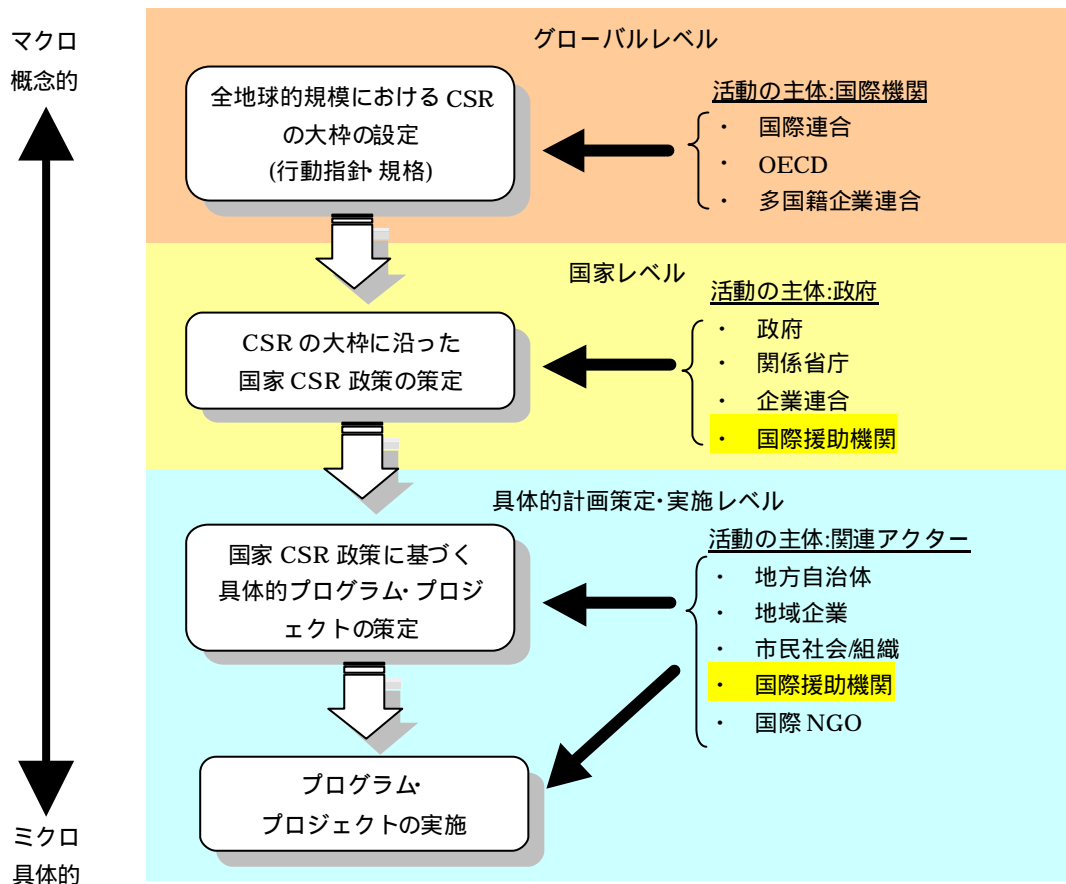


図 6-4 CSR 取り組みの 3 つのレベル

第 1 のレベルについては、国連グループが推奨しているグローバル・コンパクトが現在最も包括的な CSR の行動指針と言えるだろう。多くの国でグローバル・コンパクト(スペイン語では Pacto Global) 推進組織が設置され、このイニシアティブへの加入が推奨されている。

第 2 のレベルはこういったグローバルレベルでの行動指針や規格の国家としての承認になるが、グローバル・インパクトを例に取ると、本調査開始時点では国家としての承認を行っている国はなかったが、本調査実施中の 2005 年 6 月 9 日に、メキシコ政府がグローバル・コンパクトへの

国家として加入を表明し、グローバル・コンパクトを承認した初めての国となった。グローバル・コンパクトには世界各国から 2000 社以上の企業や組織が加入していると言われるが、国家の取り組みとしては緒に就いたばかりというのが現状である。国家レベルで CSR を導入しようとすると、関連諸機関(政府、関連省庁、企業連合、国際援助機関など)が国家の開発や発展について議論を行えるメカニズム(現在中米のいくつかの国で行われている援助協調のメカニズムを一回り大きくしたものをイメージすればよいと思われる)の設定が必要となる。このようなメカニズムを持っているラテンアメリカ地域の国は、今回の調査では見当たらなかった。

本調査の結果を見る限り、ラテンアメリカではステークホルダーの主体的な参加による CSR プログラムやプロジェクトが形成され、実施されたケースはない。第 3 のレベルでは、まず具体的な CSR の活動はまだこれからという状態にある。実際にプログラムやプロジェクトを策定し実施していくためには、第 2 のレベルと同様に、ステークホルダーが参加して自由に建設的な議論をするメカニズムが必要であるが、こういったメカニズムも構築されていない⁶。

6-4-2. ラテンアメリカにおける CSR の推進アプローチと国際援助機関の役割

CSR 推進のためのアプローチには、トップダウン型とボトムアップ型の 2 つのアプローチが考えられる。CSR 先進国では市民社会の企業への関与が大きな流れへとつながり発展してきた。これはボトムアップ型のアプローチである。他方、国際機関が地球規模で CSR イニシアティブを構築して、その導入を各国政府や企業に求める、あるいは政府が CSR 政策を策定して企業に導入を求めるのはトップダウン型のアプローチである。CSR の取り組みがある程度進展してきた今日では、政府などが主導的立場に立って CSR を推進するトップダウン的なアプローチと、市民社会の参加や個々の企業が主体的に CSR に取り組むボトムアップ的なアプローチを組み合わせることが望ましい形だろう。

ラテンアメリカ地域では、市民社会が積極的に企業に働きかけを行える状況にはなっておらず、それが CSR の取り組みの低さに表れている。「ラテンアメリカにおける CSR の現状と発展の課題」の項でも触れたように、歴史的な背景と市民社会の成熟度の低さゆえにボトムアップ型のアプローチはとりにくい。

トップダウン型のアプローチでは、政府が主導的立場を取り、グローバルなレベルで構築された CSR の指針や規格を国家として取り入れ促進する、という形になるが、国家レベルで CSR

⁶ 世銀投資環境部(ICD)が実施したエルサルバドルの教育セクターでの CSR の取り組みは、ICD のイニシアティブでエルサルバドル教育省と組んで実施したものだが、今回の調査結果の中ではラテンアメリカでは唯一の CSR セクタープログラムと呼べるものであった。

の取り組みを表明している国家は、ラテンアメリカにはなかった。従属 - 支配構造の長い歴史を持つラテンアメリカでは、政府主導のトップダウン型アプローチでも CSR を普及させることは困難を伴うだろう。このように、望ましい形とは対極的に、ラテンアメリカではトップダウン的なアプローチもボトムアップ的なアプローチもとりにくく、現状では CSR の取り組みを進めることが難しいと考えられる。

このような現状を抱えるラテンアメリカにおいて、CSR 普及における国際援助機関の役割は大きい。なぜなら国際援助機関は、上に述べた現状が少しずつでも望ましい方向に変化していくよう、外部から働きかけができるからである。以下に国際援助機関の担う可能性のある役割を記す。

国家レベルでの CSR への取り組みの枠組み構築

開発途上国では政府、関係省庁、企業連合、ドナー機関、NGO や市民団体などが集まって、国家の開発について議論する枠組みを構築するのは難しい。企業は国家レベルでの対話のメカニズムを構築するための力を通常持っていない。NGO や市民団体も同様である。ドナー機関は政策や法制度の構築支援を行っていることから、政府に対する影響力も大きい。多くの途上国ではドナー協調のメカニズムが存在するので、このメカニズムを発展させる形で CSR 取り組みの枠組みを構築することも一案である。国連グループの国家レベルに焦点をあてた途上国支援の方法や種々の経験を考慮すると、国際援助機関の中で国連グループは中心的な CSR 推進役割を担えると思われる。

地域レベル・セクターレベルでの CSR への取り組みの枠組みの構築

地域レベルやセクターレベルは、プログラム・プロジェクトを策定・実施するレベルであり、より具体的な取り組みが必要になる。地域における CSR の取り組みには、その地方を管轄する自治体、地域企業、市民団体や NGO と支援を行う援助機関が参加して地域の開発について議論し、プログラムやプロジェクトを策定し、実施するメカニズムを必要とする。セクターごとの CSR の取り組みについても同様である。この場合、国際援助機関あるいは二国間援助機関が調整機能の担うことができるだろう。

国際開発銀行系組織における SRI ファンドの積極的な導入と活用

社会的責任投資（SRI）は、従来の財務分析による投資基準に加え、社会・倫理・環境面などにおいて社会的責任を果たしているかどうかを投資基準に投資行動をとる。世銀、IDB、BCIE、JBIC などの国際開発銀行が SRI を導入することができれば、企業や政府機関への CSR 導入を

促進することができる。

国際/二国間援助機関による CSR プログラム・プロジェクト実施支援

プログラムやプロジェクトの実施支援としては、中小企業、職業訓練校、教育などのプログラムやプロジェクトを通して CSR 普及の支援が考えられる。CSR を展開していく上で必要とされる地方自治体の機能強化も重要な支援である。

6-5. 結論

すでに本報告書で見てきたとおり、CSR の概念は途上国開発においても重要な意義を持っている。ただ、CSR の枠組みは、単に企業の社会的責任という範囲を大きく超えて、グローバル・イシューを含みこんだ内容にまで膨らんでいる。このように大きく膨らんだ CSR の枠組みを導入するためには、国家レベルでの政策の策定に加え、法的な枠組みの構築も必要となるだろう。そのうえで政策をブレイクダウンする形で、各地域やセクターの特色を踏まえ、個別のプログラムの作成を進めなければならない。このような取り組みには多くのアクターが関係することになるため、政府の強い政治的コミットメントと、関連アクター間の調整が不可欠である。通常、途上国ではこのような政府のコミットメントを期待することはできないため、国際援助機関がこのコミットメントを引き出すような働きかけを行うことが期待され、加えて関係アクター間の調整を行うことも期待される。作成されるプログラムやプロジェクトを、途上国の様々な組織と協調しつつ実施する実施主体としての役割も担うことも期待されるだろう。現実的に考えると、国際機関が一枚岩の団結を持って CSR の枠組みの元で途上国開発に当たるということは、かなり困難といわざるを得ない。

現時点では国家の枠を超えた全世界規模での統一された CSR の枠組みが存在するわけでもなく、CSR 先進国といわれる国々でも「CSR 政策」と銘打ったものはない。CSR が企業の責任を始め、環境面、社会面にまで含みこんでいるため、個別の政策の多くは CSR の枠組みの中に入ってしまう。CSR は対象となる範囲があまりにも大きすぎるため、含みこまれる要素が膨大となり、また全体像がぼやけやすく⁷、統一した CSR の枠組みが構築しにくい。既存の国際的なイニシアティブや行動指針、規格などを CSR という大きな枠組みの中に位置づけ整理していくことが、CSR の今後の課題だろう。その意味で CSR の枠組みはまだ発展途上にあるといえる。

⁷ 国連グループの推奨する「グローバル・インパクト」では、CSR の取り扱うべきテーマを 10 つ挙げて、包括的な故に全体像がぼやけがちな CSR の枠組みを、できる限り鮮明なものにしようとしている。このように異なる要素を全体の枠の中で位置づけ、全体のバランスに考慮した発展を目指す努力は重要である。

とはいえ、途上国の開発をバランスの取れたものにしていくためには、CSRのような枠組みは重要である。現実には関連アクターの緊密な連携を構築することが前提になるが、仮に国際援助機関がCSRを開発の枠組みとして認識し取り組み始めるとき、国際協力機構（JICA）はその中でどのような役割を果たし、果たすことが望まれるのだろうか。2点ある。

（1）政策やプログラムレベルへの踏み込んだ関与

政策レベルでは、協力事業の実施を手がける JICA は踏み込んだ関与はしていない。しかし外部からの働きかけをもって変化を促す国際援助機関の役割を考えると、ラテンアメリカ諸国の援助供与額で常に上位にある日本が、その額の大きさに見合った影響力を行使することは、関連アクターの一員としての責任を果たすことになるのではないだろうか。日本が国連安全保障理事会の常任理事国入りを目指すのと同じ道理である。CSRの枠組みの中では、JICAも他ドナーとともに積極的に関連アクターの一員としての役割を果たすことが望まれるだろう。それは地域レベルでも同様である。

（2）実施レベルにおける開発の推進役としての役割を担う

事業の実施は、技術協力を事業の柱としている JICA が最も経験を有する分野で取り組みやすいレベルである。たとえば中小企業に対するCSR普及のプロジェクトの実施や、教育を通じたCSR概念の啓蒙普及などはすぐに取り組みめる事業と考えられる。これまでに蓄積された知見や経験を有効に活用し、加えてCSRの枠組みの中で、それぞれの事業がどのような役割を担っているのかを捉えた上で事業を行えば、他の援助機関や企業の活動との連携の構築にも役立ち、かつ相乗効果も期待できるだろう。JICAの援助供与額を考慮すると、JICAが地域レベルでの関連アクター間のコーディネータ機関の役割を果たすことも積極的に考えるべきだろう。

これらCSRの中でのJICAが果たす役割を考えると、JICAにとってCSRは以下に述べる意義があると考えられる。

- ・ JICAが事業を展開している途上国においても、企業がCSRの取り組みの一環として、単に資金的な支援にとどまらず、JICAと同様の事業、たとえば村落開発や地方自治体強化支援、中小企業支援などの事業を行うことが考えられる。企業はこれまで経営を通して培ってきたノウハウ（経営スキル、生産技術、マーケティングなど）がある。開発ニーズを持ったクライアントにとって、企業のCSR事業は、支援申請先のひとつの有力な選択肢になるだろう。クライアントにとっても選択肢が増えるということは、より効果的で質の高いサービスを提供できない組織はその存在意義を失うということの意味する。JICAにとってはよ

い意味でのライバル、「健全なコンペティター」の出現とあってよい。

- ・ よい意味でのライバルであり健全なコンペティターとしての企業は、同時に JICA 事業の共同実施者としても機能し得る。開発にかかわるアクターのひとつとして、企業には国際機関とは異なるさまざまなノウハウや経験の蓄積がある。それぞれの持つ特色や強みを生かして、共同で事業を行うことで、より高い効果が期待できる。
- ・ 日本の ODA 予算は周知のとおり減少傾向にある。特に中南米地域の ODA 予算はここ数年で大きく減少していること、今後の ODA 予算の確保は不透明であることを考慮すると、企業からの開発援助のための資金を確保することは、JICA にとっても途上国にとっても有意義である。日本の開発援助の実施期間として、JICA が途上国支援というテーマにおける CSR 推進役を担うことも、将来的には積極的に考えていってもよいのではないか。

他方、JICA が CSR に取り組むにあたっての課題もある。JICA と地域企業との連携、特に資金面での連携は現時点では難しい⁸。JICA が特定の民間企業に何らかの協力を行うことは難しいし、民間企業からの資金援助を受けて JICA がプロジェクトを実施することも、JICA の制度の制約があり困難である。しかし、よりよい援助の実現を目指して、今後民間セクターからの資金の活用に関する制度も JICA 内部で検討するべき時期が来ているのではないだろうか。そういった制度ができれば、民間企業との直接的な連携も可能になるだろう。

CSR は包括的な途上国開発の概念となる可能性を持っているが、発展途上の概念である。今後国際的な CSR への取り組みや、民間セクター、公的機関、国際援助機関の CSR の取り組み動向を注視することが重要である⁹。

⁸ JICA の現在の捉え方は、企業からの寄付金を広範に募る、という方向性は打ち出していない。それは予算額が推測できず管理上の難しさが出てくるということ、資金を拠出する企業に意向を受けることができないという制度上の問題があるという（JICA 事務所での聞き取りによる）。

⁹ その意味で、数日前（2005年6月9日）にメキシコ大統領が表明した国連グローバル・コンパクトへのメキシコ政府としてのコミットメントは、ラテンアメリカにおける CSR の取り組みの大きな一歩と考えられる。このコミットメントによりグローバル・インパクトが適用されるメキシコの公的機関の変化が、今後の CSR への取り組みに与える影響は大きいと思われる。

添付資料

1. CSR に関連する基準・規格・ガイドライン等（1）
2. CSR に関連する基準・規格・ガイドライン等（2）

添付資料1. CSRに関連する基準・規格・ガイドライン等 (1)

	EU Green Paper 366 (政府間)	Communication from the Commission (政府間)	コーポレート会議の企業行動指針 (民間)	グローバルコンパクト (政府間)	OECD多国籍企業ガイドライン (政府間)	GRIガイドライン (民間)	Social Accountability 8000 (民間)	AccountAbility 1000 (民間)	Ethics Compliance Standard 2000 (民間)
性格	公開試案	白書	企業行動原則	企業行動原則	企業行動原則	報告書作成のためのガイドライン	規格	規格	規格
発行者	欧州委員会	欧州委員会	コーポレート会議(日米欧の企業トップが年1回スイス・レマン湖畔のコーに集まり、企業倫理や企業行動のあり方についてグローバルな視野に立って意見交換する国際会議)	国際連合	OECD(Organization for Economic Co-operation and Development)	GRI(Global Reporting Initiative)。世界版「持続可能性報告書」のガイドラインを開発して広くこれを目的にCERES(米国NGO)を母体に設立された任意団体	SAI(Social Accountability International (IBCEPA A))。米国NGOであるCEPが母体となって設立されたSA8000の審査登録機関	ISEA(Institute of Social and Ethical Accountability)。ビジネス・コミュニティや非営利組織の社会的責任と倫理的行動の強化を使命とする英国の専門機関	麗澤大学経済研究センター企業倫理プロジェクト(企業その他組織による倫理法令遵守体制の確立の支援等を目的に設置された組織。麗澤大学企業倫理研究センターがその成果を引き継いだ)
発行年	2001年	2002年	1994年	2000年	1976年(発行) 2000年(改定)	2000年(発行) 2002年(改定)	1998年	1999年	1999年(発行) 2000年(改定)
特色	・欧州域内外でいかにEUがCSRを促進できるかについて、広く議論を促すことを目的に欧州委員会が作成した文書 ・企業の内部的側面や外部的側面からCSRを規定すると共に、CSRに対する全体的アプローチを提唱している	・グリーンペーパーに対する各方面からの意見をふまえて発表された ・EUレベルでCSRやそのグッド・プラクティスに関する理解を深めると共に、企業の行動規範等について透明性の向上と方法の統一が必要とする ・CSRの促進に向けた議論を行うために、企業関係者、消費者等で構成されるEUマルチ・ステークホルダー・フォーラムを設置し、2004年夏までにレポートを取り纏めることとした	・企業が社会の信頼を獲得し、建設的な貢献を果たすとともに、様々な摩擦問題を解決するには、まず企業自らが行動を律することが基本であるとの認識に基づき、コーポレート会議により策定された ・日米欧の民間企業経営者が協働で策定した初めての企業行動指針	・1999年にダボスで開催された世界経済フォーラムにおいて、アナン国連事務総長により提唱された(発足は翌年) ・人権・労働・環境分野に関する9原則は、世界人権宣言、労働に関するILO基本原則、環境と開発に関するリオ原則に基づく	・加盟国政府が多国籍企業に対して一定の企業行動のあり方を勧告する指針 ・元々は「OECD国際投資多国籍企業宣言(1976年)にOECDで作成された法律拘束力のない文書」の付属書として作成された	・環境的側面だけでなく、社会的側面、経済的側面の3者をトリプル・ボトムラインとして報告するよう求める報告書作成に関するガイドライン ・2002年版GRIガイドラインに「準拠して作成したという表現を使用するためには、一定の条件を満たす必要がある	・特に発展途上国における不公正かつ非人道的な労働慣行(児童労働、強制労働等)を撤廃することを目的とした、人権や倫理の分野では初めての国際規格 ・ISO9000・14000等の品質・環境規格から派生した	・社会的・倫理的な説明責任、監査および報告の質的向上を通じて組織の説明責任と全体的パフォーマンスを改善することを目的とする規格 ・改善プロセスを規定するものであり、パフォーマンスの水準は規定しない ・利害関係者(ステークホルダー)の参画を説明責任の明確化プロセスの中核に置く	・組織が法令を遵守し、倫理の実践を推進する上で、どのようなマネジメント・システムを構築すればよいかを体系的に示す企業倫理に関する規格 ・具体的に遵守すべき法令等や社会責任遂行のための実践事項は規定せず、マネジメント・プロセスに関する規定のみを設ける ・結果ではなく、プロセス、及び継続的改善を重視する
監査の過程及び認証メカニズム等	規範を示す文書であり、強制力はない	規範を示す文書であり、強制力はない	・採用は企業の自主性に任せられる ・コーポレート会議は検証を行わない	参加企業には①CEOによるグローバルコンパクトとその原則への支持表明、②グローバルコンパクトの普及、③年1回、グローバルコンパクトのホームページで原則実施のために行った取り組みを報告すること、が求められる	・採用は企業の自主性に任せられる ・OECDは検証を行わない ・加盟国政府は、ガイドラインに関する照会の処理、関係者との討議のために各国連絡窓口を設置すること、が求められる	・GRIは準拠に対する認証や、指標を使用しない理由の検証を行うことはない ・GRIは独立機関による持続可能性報告の保証や、保証機関が用いる保証プロセスの基準やガイドラインの開発を推奨する	・第三者認証機関による認証が行われる ・企業にはマネジメント・システムの構築が求められる	・特定分野のマネジメント・システムの構築という結果に重点をおかず、ステークホルダーによるそのプロセスの理解を目的とする ・企業には改善プロセスに参画するステークホルダーの選定が求められる	・企業が自主的に社内・倫理のマネジメント・システムを確立するためのガイドライン、ならびにチェックリスト ・遵守事項や実践事項は、各組織が主体的に決定しその内容を公表する
<概要>								<枠組み>	
CSRの定義や範囲等 (特に明記がある場合)	責任ある行動がビジネスの持続的な成功をもたらすとの観点から、企業が事業活動やステークホルダーズとの交流の中に、自主的に社会や環境への配慮を組み込むこと<2.参照>	責任ある行動がビジネスの持続的な成功をもたらすとの観点から、企業が事業活動やステークホルダーズとの交流の中に、自主的に社会や環境への配慮を組み込むこと<3.参照>	企業の社会的存在価値は、新たな雇用と適切な価格の商品及びサービスの提供。社会的価値創造のためには、経済的健全性と成長性を維持することが不可欠 <第2章原則1参照>	特になし	持続可能な開発を達成することを目的として、経済面、社会面及び環境面の発展に貢献<II.1.参照>	持続可能な発展への寄与に関する組織のビジョンと戦略に関する声明。経済、環境、社会的パフォーマンスにともなう課題への対応については、特に、報告を行う組織の将来にかかわる全体的なビジョンを示すべきである<1.1参照>	特になし	計画: プロセス1:社会・倫理的説明責任、監査、報告のプロセス、及び同プロセスにおけるステークホルダーズの役割の保証、ガバナンス手続きの規定 プロセス2:プロセスに参画するステークホルダーズの特定	計画: ・経営層による倫理法令遵守の基本方針を策定 ・倫理綱領、実施計画の作成 ・自社の事業に関する法令、その他のルールの整理 ・倫理法令遵守を確実にするための各種内規

添付資料1. CSRに関連する基準・規格・ガイドライン等 (1)

	EU Green Paper 366 (政府間)	Communication from the Commission (政府間)	コーポレート行動指針 (民間)	グローバルコンパクト (政府間)	OECD多国籍企業ガイドライン (政府間)	GRIガイドライン (民間)	Social Accountability 8000 (民間)	AccountAbility 1000 (民間)	Ethics Compliance Standard 2000 (民間)
地域貢献(コミュニティ・インヴォルブメント)	社会的責任は、地域社会との融和をも意味する。コミュニティの人材育成の観点から、地域貢献を奨励<2.2.1参照>	地球社会や開発途上国への技術移転等による社会への便益を強調<4.1参照>	・健康、教育、職場の安全、経済的福利の水準向上に努める諸団体との協力 ・地域社会の平和、安全、多様性及び社会的融和を支援 ・「良き企業市民」となる<第3章(6)参照>	特になし	健全な商慣行の必要性に則しつつ、現地実業界を含めた現地社会との密接な協力及び国内外の市場における当該企業の活動の発展を通じ、現地能力の開発を奨励<II.3.参照>	組織の活動により影響を受ける地域への影響管理方針、またそれらの問題に取り組むための手順と計画(監視システムとその結果を含む)の記述<SO1参照>	特になし	プロセス3:組織の価値観、使命の見直し・規定 説明責任: プロセス4:社会的・倫理的パフォーマンスにおける問題の発見 プロセス5:改善プロセスに含めるべき範囲の決定 プロセス6:社会的・倫理的指標の決定 プロセス7:特定された指標データの収集 プロセス8:収集したデータの分析、目標・改善計画の策定 監査及び報告: プロセス9:報告書の作成 プロセス10:独立外部監査人による監査報告書、意見の作成 プロセス11:自らの社会的・倫理的パフォーマンス結果のステークホルダーズへの伝達、ステークホルダーズからのフィードバックの入手 理め込み: プロセス12:標準プロセスの確立及び理め込み	の作成 実施と運用: ・倫理法令遵守を専門的に行う部署の設置、担当者への任命、役割、責任と権限の明確化 ・従業員に対する教育と訓練の実施 ・倫理法令遵守に関して組織内外の報告や相談に応ずる体制の構築 ・倫理法令遵守マネジメントに関する文書の管理 ・逸脱行為についての報告や相談を受けた際の対応(運用管理) ・緊急事態への準備と対応 監査: ・倫理方針、綱領、マニュアル等の遵守状況に関するモニタリングの実施 ・逸脱行為があった場合の是正措置、予防措置の実施 ・倫理法令遵守マネジメント・システム監査を実施するための手順の確立 経営層による見直し: ・倫理法令遵守方針、綱領、内規などの改定 ・監査や調査の結果を踏まえての大幅な是正 ・マネジメント・システムの見直しの作成
コーポレートガバナンス	社会的責任は企業の経営戦略や日々の活動の一部である。マネージャーや従業員は社会的責任にも配慮して経営判断を行うことが求められる<3.1参照>	特になし	・オーナー、投資家への関連情報の公開 ・オーナー、投資家の要請、提案、苦情、正式な議決の尊重 ・<第3章(3)参照>	特になし	良きコーポレートガバナンス原則を支持し、また維持し、良きコーポレートガバナンスの慣行を発展、適用<II.6.参照>	組織の統治構造、取締役会の下にある、戦略設定と組織の監督に責任を持つ主要委員会を含む<3.1参照>	経営トップによる社会に対する説明責任とそれを保証するための労働条件に関する方針の規定<9.参照>	プロセス9:報告書の作成 プロセス10:独立外部監査人による監査報告書、意見の作成 プロセス11:自らの社会的・倫理的パフォーマンス結果のステークホルダーズへの伝達、ステークホルダーズからのフィードバックの入手 理め込み: プロセス12:標準プロセスの確立及び理め込み	の作成 実施と運用: ・倫理法令遵守を専門的に行う部署の設置、担当者への任命、役割、責任と権限の明確化 ・従業員に対する教育と訓練の実施 ・倫理法令遵守に関して組織内外の報告や相談に応ずる体制の構築 ・倫理法令遵守マネジメントに関する文書の管理 ・逸脱行為についての報告や相談を受けた際の対応(運用管理) ・緊急事態への準備と対応 監査: ・倫理方針、綱領、マニュアル等の遵守状況に関するモニタリングの実施 ・逸脱行為があった場合の是正措置、予防措置の実施 ・倫理法令遵守マネジメント・システム監査を実施するための手順の確立 経営層による見直し: ・倫理法令遵守方針、綱領、内規などの改定 ・監査や調査の結果を踏まえての大幅な是正 ・マネジメント・システムの見直しの作成
環境	・環境への影響記録と天然資源の管理<2.1.4参照> ・欧州域内のみならず国際的にも環境に配慮<2.2.4参照>	・CSRの一部として、環境への配慮等が企業に求められる<7.3参照> ・Eco-Management and Audit Schemeが重要なツールになる<7.3参照>	環境を保護し、可能な場合には環境を改善し、持続可能な経済発展を推進し、天然資源の浪費を防止<第2章原則6参照> ・環境にやさしい技術の普及と開発を奨励する<原則9参照>	・環境問題に関する慎重な取り組みを支援する<原則7参照> ・環境に関するより大きな責任を促進するイニシアティブを実施する<原則8参照> ・環境にやさしい技術の普及と開発を奨励する<原則9参照>	・当該企業に適した環境管理制度の設立<V.1.参照> ・環境影響評価の実施<V.3.参照> ・予防原則の適用<V.4.参照>	・原材料に関する指標の報告(原材料種類別総使用量など) ・<EN1、EN2参照> ・水に関する指標の報告(総使用量)<EN5、20~22参照> ・放出物、排出物、廃棄物に関する指標の報告(温室効果ガスの排出量、廃棄物総量など)<EN8~13、30~32参照> ・その他の環境指標	特になし	プロセス9:報告書の作成 プロセス10:独立外部監査人による監査報告書、意見の作成 プロセス11:自らの社会的・倫理的パフォーマンス結果のステークホルダーズへの伝達、ステークホルダーズからのフィードバックの入手 理め込み: プロセス12:標準プロセスの確立及び理め込み	の作成 実施と運用: ・倫理法令遵守を専門的に行う部署の設置、担当者への任命、役割、責任と権限の明確化 ・従業員に対する教育と訓練の実施 ・倫理法令遵守に関して組織内外の報告や相談に応ずる体制の構築 ・倫理法令遵守マネジメントに関する文書の管理 ・逸脱行為についての報告や相談を受けた際の対応(運用管理) ・緊急事態への準備と対応 監査: ・倫理方針、綱領、マニュアル等の遵守状況に関するモニタリングの実施 ・逸脱行為があった場合の是正措置、予防措置の実施 ・倫理法令遵守マネジメント・システム監査を実施するための手順の確立 経営層による見直し: ・倫理法令遵守方針、綱領、内規などの改定 ・監査や調査の結果を踏まえての大幅な是正 ・マネジメント・システムの見直しの作成
人権	事業活動の国際化やサプライチェーンのグローバル化に伴い、社会的責任と人権の関係は密接化している。地域社会への情報公開が求められる<2.2.3参照>	特になし	・事業活動を行う国々の人権、教育、福祉、活性化に貢献する<第2章原則2参照> ・人権並びに民主的な活動を行う団体を尊重し、可能な支援を行う<第3章(6)参照> ・性別、年齢、人種による差別の禁止<第3章(2)参照>	・国際的に宣言された人権の保障を支持し、尊重する<原則1参照> ・人権侵害に関与しない<原則2参照>	受入国政府の国際的義務及び公約に則しつつ、企業活動によって影響を受ける人々の人権を尊重<II.2.参照>	・業務上の人権問題の全側面に関する方針、ガイドライン、組織構成、手順に関する記述<HR1参照> ・投資および関連に関する意思決定の中に人権に与える影響への配慮が含まれているか否かの立証<HR2参照>	体罰、精神的または肉体的な強制および、言葉による虐待の禁止<6.1参照>	プロセス9:報告書の作成 プロセス10:独立外部監査人による監査報告書、意見の作成 プロセス11:自らの社会的・倫理的パフォーマンス結果のステークホルダーズへの伝達、ステークホルダーズからのフィードバックの入手 理め込み: プロセス12:標準プロセスの確立及び理め込み	の作成 実施と運用: ・倫理法令遵守を専門的に行う部署の設置、担当者への任命、役割、責任と権限の明確化 ・従業員に対する教育と訓練の実施 ・倫理法令遵守に関して組織内外の報告や相談に応ずる体制の構築 ・倫理法令遵守マネジメントに関する文書の管理 ・逸脱行為についての報告や相談を受けた際の対応(運用管理) ・緊急事態への準備と対応 監査: ・倫理方針、綱領、マニュアル等の遵守状況に関するモニタリングの実施 ・逸脱行為があった場合の是正措置、予防措置の実施 ・倫理法令遵守マネジメント・システム監査を実施するための手順の確立 経営層による見直し: ・倫理法令遵守方針、綱領、内規などの改定 ・監査や調査の結果を踏まえての大幅な是正 ・マネジメント・システムの見直しの作成
労働	児童労働等の問題の重要性に伴う一般的な理解促進の必要性<2.2.3参照>	・雇用機会均等の推進<7.1参照> ・途上国を始め、国際的にCSRを推進するために、グローバル化が進む状況下での社会的統治とコア労働基準の改善に努める<7.8参照>	対立が生じた際には誠実に交渉を行う<第3章(2)参照>	・団結権と団体交渉権の効果的承認を支持する<原則3参照> ・あらゆる形態の強制労働の廃絶を支持する<原則4参照> ・児童労働の効果的廃絶を支持する<原則5参照> ・雇用と職業における差別の廃止を支持する<原則6参照>	・児童労働の効果的廃絶に貢献<IV.1.参照> ・あらゆる形式の強制労働の撤廃に貢献<IV.1.参照> ・従業員の人権尊重。当該従業員代表との建設的な交渉実施<IV.1.参照> ・人種、皮膚の色、性、宗教等に基づく雇用または職業における差別禁止<IV.1.参照> ・受入国の類似の使用が遵守している雇用及び労働関係の基準よりも低い基準の遵守<IV.4.参照>	・組合結成の自由に関する指標の報告<HR5参照> ・ILO条約第138号で規定されている児童労働の撤廃に関する方針と、この方針が明白に述べられ適用されている範囲の記述<HR6参照> ・強制・義務労働撤廃に関する方針と、この方針が明白に述べられ適用されている範囲の記述<HR7参照>	・児童労働の禁止<1.1~1.4参照> ・強制労働の禁止<2.1参照> ・結社の自由、団体交渉権の尊重<4.1~4.3参照> ・採用、報酬、教育の機会、昇進、解雇、退職における差別の禁止。職員に主権や慣習への干渉の禁止<5.1~5.3参照> ・職員に日常的に要求される労働時間は週48時間、少なくとも7日~1日の休暇を付与<7.1~7.2参照>	プロセス9:報告書の作成 プロセス10:独立外部監査人による監査報告書、意見の作成 プロセス11:自らの社会的・倫理的パフォーマンス結果のステークホルダーズへの伝達、ステークホルダーズからのフィードバックの入手 理め込み: プロセス12:標準プロセスの確立及び理め込み	の作成 実施と運用: ・倫理法令遵守を専門的に行う部署の設置、担当者への任命、役割、責任と権限の明確化 ・従業員に対する教育と訓練の実施 ・倫理法令遵守に関して組織内外の報告や相談に応ずる体制の構築 ・倫理法令遵守マネジメントに関する文書の管理 ・逸脱行為についての報告や相談を受けた際の対応(運用管理) ・緊急事態への準備と対応 監査: ・倫理方針、綱領、マニュアル等の遵守状況に関するモニタリングの実施 ・逸脱行為があった場合の是正措置、予防措置の実施 ・倫理法令遵守マネジメント・システム監査を実施するための手順の確立 経営層による見直し: ・倫理法令遵守方針、綱領、内規などの改定 ・監査や調査の結果を踏まえての大幅な是正 ・マネジメント・システムの見直しの作成

添付資料1. CSRに関連する基準・規格・ガイドライン等 (1)

	EU Green Paper 366 (政府間)	Communication from the Commission (政府間)	コーポレート会議の 企業行動指針 (民間)	グローバルコンパクト (政府間)	OECD多国籍企業 ガイドライン (政府間)	GRIガイドライン (民間)	Social Accountability 8000 (民間)	AccountAbility 1000 (民間)	Ethics Compliance Standard 2000 (民間)
職場環境・従業員	・人的資源の管理(従業員への投資など)の奨励<2.1.1.参照> ・特にアウトソーシング先での職場における健康・安全の管理<2.1.2.参照> ・社会的に責任あるリストラの実施(例:労使交渉の実施)<2.1.2.参照>	社会的に責任あるリストラの実施<7.1参照>	・従業員の提案やアイデア、要請、不満に耳を傾け、可能な限りそれらを採用 ・従業員の品格と健康を保つ職場環境の提供<第3章(2)参照>	特になし	雇用機会創出と従業員の訓練機会の増進により人的資本形成を奨励<II.4.参照>	・給与と給付金に関する指標の報告<EC5参照> ・労働力の内訳に関する指標の報告<LA1、12参照> ・教育研修に関する指標の報告<LA9、16、17参照>	安全かつ衛生的な職場環境の提供<3.1~3.6参照>		
消費者	倫理や環境に配慮しつつ、消費者が必要とし、また欲している製品やサービスを提供することが求められる<2.2.2.参照>	消費者はCSR推進に重要な役割を担う。企業と消費者の対話を推奨<7.4参照>	・顧客の要請に合致する高品質の商品、サービスの提供 ・顧客の公正な処遇 ・顧客の文化、生活様式の保全<第3章(1)参照>	特になし	・物品又はサービスが消費者の健康及び安全のための全ての基準に適合することを確保<VII.1.参照> ・物品及びサービスに適した正確かつ明確な情報提供<VII.2.参照>	・製品・サービスの使用における顧客の安全衛生の保護に関する方針、この方針が明白に述べられ適用されている範囲、またこの問題を扱うための手順/プログラムの記述<PR1参照>	特になし		
贈収賄	汚職へと繋がる贈賄を含め、深刻な汚職行為は、労働、環境、人権への配慮に向けた協力体制を阻害する<2.2.3参照>	・CSRへの取り組みを通じて、企業は贈収賄を防ぐことができる<4.1参照> ・OECD多国籍企業ガイドラインの尊重と遵守<7.8参照>	贈収賄その他の汚職行為に関与したり、それらを通じてはならない<第2章原則7参照>	特になし	・公務員又は取引先従業員に対する贈賄防止<VI.1.参照> ・贈賄及び金品の強要との戦いにおける活動の透明性向上<VI.3参照> ・贈賄及び金品の強要に反対する会社の方針について従業員の認識と遵守を増進<VI.5.参照>	贈収賄と汚職に関する方針、手順/マネジメントシステムと、組織と従業員の遵守システムの記述<SO2参照>	特になし		

海外事業活動関連協議会作成資料「企業の社会的責任 (CSR) に関する国際基準・規格等」 (<http://www.keidanren.or.jp/CBCC/japanese/report/20030114hikaku.pdf>) より作成。

添付資料2. CSRに関連する基準・規格・ガイドライン等(2)

Corporate Social Responsibility Issues Referenced	Caux Principles for Business	Global Reporting Initiative	Global Sullivan Principles	OECD Guidelines for Multinational Enterprises	Principles for Global Corporate Responsibility Benchmarks	Social Accountability 8000 (SA8000)	UN Global Compact
ACCOUNTABILITY							
Transparency	?	?	?	?	?	?	?
Stakeholders/ Stakeholder engagement	?	?		?	?		
Reporting							
Performance related to standard		?	?	?	?	?	?
Environmental performance		?		?	?		
Human rights issues		?				?	
Monitoring/Verification							
Performance related to standard		?				?	
Environmental performance		?		?	?		
Human rights issues		?			?	?	?
Standard applies to:							
Company	?	?	?	?	?	?	?
Business partners	?		?	?	?	?	?
BUSINESS CONDUCT							
General CSR	?	?		?	?		
Compliance with the law	?		?	?	?	?	
Competitive conduct (e.g., price fixing, collusion, antitrust)	?		?	?	?		
Corruption and bribery	?		?	?	?		
Political activities				?			?
Proprietary information/ intellectual property rights	?		?	?			
Whistle-blowers				?	?		
Conflicts of interest					?		
COMMUNITY INVOLVEMENT							
Broad/ general reference	?		?		?		
Community economic development	?			?	?		?
Employment of local and/or under-utilized workers	?		?	?	?		
Philanthropy	?	?			?		
CORPORATE GOVERNANCE							
Broad/General reference	?	?		?	?		
Rights of shareholders	?				?		

添付資料2. CSRに関連する基準・規格・ガイドライン等(2)

Corporate Social Responsibility Issues Referenced	Caux Principles for Business	Global Reporting Initiative	Global Sullivan Principles	OECD Guidelines for Multinational Enterprises	Principles for Global Corporate Responsibility Benchmarks	Social Accountability 8000 (SA8000)	UN Global Compact
ENVIRONMENT							
Broad/ General reference	?	?	?	?	?		?
Precautionary principle		?		?	?		
Product life cycle		?		?	?		
Stakeholder engagement on environmental issues				?	?		?
Appoint designated person or people with responsibility for environment/ Provide employee training				?	?		
Establish environmental management system/ Environmental code of conduct				?	?		
Public policy on environmental issues				?			
HUMAN RIGHTS							
Broad/ General reference	?	?	?	?	?	?	?
Health and safety	?	?	?	?	?	?	?
Child labor		?	?	?	?	?	?
Forced labor		?	?	?	?	?	?
Freedom of association/ Collective bargaining		?	?	?	?	?	?
Wages and benefits (including “living wage”)	?	?	?		?	?	?
Indigenous people’s rights	?	?			?		
Appoint designated person or people with responsibility for human rights					?	?	
Discipline			?			?	
Use of security forces		?					?
Working hours/ Overtime					?	?	
MARKETPLACE/ CONSUMERS							
Board/ General reference	?	?		?	?		
Marketing / Advertising	?	?		?	?		
Product quality and/ or safety	?			?	?		
Consumer privacy				?			
Recalls				?			
WORKPLACE/ EMPLOYEES							
Broad/ General reference	?			?	?	?	
Non-discrimination	?	?	?	?	?	?	?
Training	?	?		?			
Downsizing/ Layoffs	?			?	?		
Harassment/ Abuse					?	?	
Child/ Elder care					?		
Maternity/ Paternity leave					?		

Kathryn Gordon, “The OECD Guidelines and Other Corporate Responsibility Instruments: A Comparison”, (2001) より作成。 (<http://www.oecd.org/dataoecd/46/36/2075173.pdf>)

参考文献一覧

足達英一郎・金井司 (2003) 「CSR 経営と SRI 企業の社会的責任とその評価軸」 文唱堂印刷

海野みづえ (2004) 「グローバル化するサプライ・チェーンでの CRS マネジメント」 (所収 高 巖編 日経 CSR プロジェクト「CSR 企業価値をどう高めるか」第 8 章)

小野桂之介 (2004) 「CSR 入門」 日本規格協会 金銀哲、塩谷朋子、平野泉、宮坂亮

岡本亮二 (2004) 「CSR 入門 企業の社会的責任とは何か」 日本経済新聞社

大阪大学経済学経営学科 (2003) 「投資基準としての企業の社会的責任 - 社会貢献活動と企業収益との関係」
〔 [PDF File](#) 〕

海外事業活動関連協会 (2003) 「企業の社会的責任 (CSR) に関する国際基準 規格等」 〔 [PDF file](#) 〕

環境省 (2003) 「社会的責任投資に関する日米英 3 国比較調査報告書 - 我が国における社会的責任投資の発展に向けて - 平成 15 年 6 月」 〔 [PDF File](#) 〕

神野 (2003) 「CSR (企業の社会的責任) 概念の展開」 〔 [PDF File](#) 〕

川村雅彦 (2002a) 「社会的責任投資 (SRI) のすすめ? 21 世紀型の優良企業像をさぐる?」 (所収 「ニッセイ基礎研 REPORT」 2002.1 Pp.10-17) 〔 [PDF file](#) 〕

川村雅彦 (2002b) 「迫られる日本型 CSR (企業の社会的責任) の確立」 (所収 「ニッセイ基礎研 REPORT」 2002.11 Pp.18-25) 〔 [PDF File](#) 〕

川村雅彦 (2003c) 「2003 年は『日本の CSR 経営元年』 - CSR (企業の社会的責任) は認識から実践へ」 (所収 「ニッセイ基礎研 REPORT」 2003.7 Pp.1-8) 〔 [PDF File](#) 〕

川村雅彦 (2003d) 「CSR・SRI の現状? 欧米と日本における取り組み状況とその背景?」 経済産業研究所「企業の社会的責任と新たな資金の流れに関する研究会」資料 〔 [PDF File](#) 〕

川村雅彦(2004e)「日本の企業の社会的責任の系譜 その1 - CSRの変遷は企業改革の歴史」(所収 [[PDF File](#)])

菊池敏夫・平田光弘 編著(2000)「企業統治(コーポレート・ガバナンス)の国際比較」 文眞堂
経済産業省 経済産業政策局企業行動課(2004a)「企業の社会的責任(CSR)に関する懇談会」中間報告書の公表について [[PDF File](#)]

経済産業省 経済産業政策局企業行動課(2004b)「企業の社会的責任(CSR)を取り巻く現状について」 [[PDF File](#)]

経済同友会(2003)「欧州における企業の社会的責任 市場の進化と 21世紀の企業研究会:欧州調査報告」

経済同友会(2004)「日本の企業のCSR 現状と課題 -自己評価レポート 2003」

経団連(2004)「企業行動憲章 実行の手引き(第4版)」

ジェリー.W.アンダーソン JR、百瀬恵夫 監訳(1994)「企業の社会的責任」 白桃書房

清水克彦(2004)『社会的責任マネジメント?企業の持続可能な発展と安全確保』 共立出版

高 巖/辻義信 Scott T. Davis, 瀬尾隆史、久保田政一(2003)「共著企業の社会的責任 - 求められる新たな経営観」日本規格協会

高 巖(2004)「CSRと日本起業の課題」(所収 日本規格協会(2004) 「CSR 企業の社会的責任 - 事例による企業活動最前線」 第1章)

谷本寛治(2004)「SRI社会的責任投資入門:市場が企業に迫る新たな規律」 日本経済新聞社

辻義信(2003)「国際的な動向に見るCSRの現状」(所収 高巖他共著 2003 『企業の社会的責任』第2章 日本規格協会)

土浪修(2003)「社会的責任投資と企業年金の受託者責任-米国の法制、判例、行政解釈を中心に」 『ニッセイ基礎研所報』 2003 Vol.28 [[PDF File](#)]

中村瑞穂（2003）「企業倫理と企業統治 - 国際比較？」 文眞堂

日本規格協会（2004）「CSR 企業の社会的責任 - 事例による企業活動最前線」 日本規格協会

日本総合研究所（2004a）「企業の社会的責任と新たな資金の流れに関する調査研究報告書」 [[PDF File](#)]

日本総合研究所（2004b）「CSRを巡る海外の動向」 [[PDF File](#)]

日本総合研究所（2004c）「わが国の企業のCSR経営の動向 2004」 [[PDF file](#)]

Newsweek（2004年6月2日）「CSR先進国が生まれた秘密 イギリス：環境・人権対策や地域社会への貢献で世界をリードする企業群はこうして育った」 阪急コミュニケーションズ

南村博二（2004）「わたしたちの企業倫理学 - CSR時代の企業倫理の再構築」創成社

大阪大学経済学部経済経営学科 金銀哲、塩谷朋子、平野泉、宮坂亮「投資基準としての企業の社会的責任 - 社会貢献活動と企業収益との関係 - 」 [[PDF File](#)]

李正文（1998）「多国籍企業と国際社会貢献」文眞堂

吉田守一（2002）「社会的責任投資（SRI）の動向？ 新たな局面を迎える企業の社会的責任？」 日本政策投資銀行『調査』40号 [[PDF file](#)]

Aaronson, Susan Ariel, PhD.& James Reeves, National Policy Association (2002a), “The European Response to Public Demands for Global Corporate Responsibility” [[PDF file](#)]

Aaronson, Susan Ariel, National Policy Association (2002b), Corporate Responsibility in the Global Village: “The Role of Public Policy” (The paper looked in depth at CSR policies in Canada, Britain, the Netherlands, Sweden, and the U.S.)

Aaronson, Susan Ariel (2003), “Corporate Responsibility in the Global Village: The British Role Model and the American Laggar”, *Business and Society Review*, Vol.108, pp:309-338, Sep 2003

Agüero, Felipe (2002), “La responsabilidad Social Empresarial en América Latina” Escuela de Estudios Internacionales,

Universidad de Miami

Alberto Lafuente, V. Viñuelas, “¿Qué es la responsabilidad social corporativa?”, Fundación ECODES

Copenhagen Center, CSR Europe (2003), “It Simply Works Better! - Campaign Report on European CSR Excellence 2002-2003” [[PDF file](#)]

COPOLCO (2002), “The Desirability and Feasibility of ISO Corporate Social Responsibility Standards” [[PDF file](#)]

Estrella Peinado-Vara (2004), IADB Sustainable Development Department Technical Paper Series, “Corporate Social Responsibility in Latin America and the Caribbean” [[PDF file](#)]

European Commission (2001), “Green Paper: Promoting a European Framework for Corporate Social Responsibility” [[PDF file](#)]

European Commission (2002), “Communications From the Commissions concerning Corporate Social Responsibility: A business contribution to Sustainable Development” [[PDF file](#)]

European Commission (2004), “Corporate Social Responsibility – National Public Policies in the European Union” [[PDF file](#)]

European Multi stakeholder Forum on CSR (2004), ‘Final results and recommendations’

Gaspar, Antonio K. (2003), “Possible Role of the Multilateral Investment Fund (MIF) in the Area of Corporate Social Responsibility (CSR)”, Inter.-American Development Bank [[PDF file](#)]

Halsam, Paul Alexander (2004), “El espíritu Salvaje del Desarrollo, el Estado de la Responsabilidad Social Corporativa en América Latina”, Revista Futuros nº6. 2004 Vol II. [[PDF file](#)]

Laura Sarvide Alvarez (2004), “Academia y Consumidores. Actores centrales en la Responsabilidad Social Empresarial - RSE”, Red Puentes México [[PDF file](#)]

María Luisa Lara (2000), “Filantropía Empresarial Convicción y Estrategia – Estrategias de mercadeo y relaciones públicas dirigidas a causas sociales–” Editorial Pax México

Natal, Alejandro, Patricia Greaves , Sergio García, “Recursos Privados para Fines Públicos – Las instituciones Donantes Mexicanas–” Centro Mexicano para la Filantropía, The Synergos Institute, El Colegio Mexiquense

OECD(2001a), “Corporate Social Responsibility partners for progress” [[PDF file](#)]

OECD (2001b), “OECD Guidelines for Multinational Enterprises Global Instruments for Corporate Responsibility 2001 Edition” [[PDF file](#)]

OECD (2001c) ,“Corporate Responsibility - Private Initiatives and Public Goals” [[PDF file](#)]

OECD (2001d), “The OECD Guidelines and Other Corporate Responsibility Instruments: A Comparison” [[PDF file](#)]

Peinado-Vara , Estrella (2004), “Corporate Social Responsibility in Latin America and the Caribbean”, Inter.-American Development Bank [[PDF file](#)]

Tracey Swift & Simon Zadek (Copenhagen Center) (2002), “Corporate Responsibility and the Competitive Advantage of Nations” [[PDF file](#)]

Twose, Nigel (2003), “Strengthening Development Country Governments’ Engagement with Corporate Social Responsibility: Conclusion and Recommendations from Technical Assistance in El Salvador”, World Bank

UK DTI (2002),“Business and Society – developing Corporate Responsibility in the UK” [[PDF file](#)]

翻譯 [http://www.jisc.go.jp/std/pdf/DTI_csr_report4_J_.pdf]

UK DIFD “DFID and Corporate Social Responsibility” [[PDF file](#)]

UK (2004), “CSR Government Report” [[PDF file](#)]

UNDP, Fundación PROHUMANA, “Responsabilidad Social Empresarial en Chile”

Vincular , “Resumen del Estudio Realizado por Vincular ‘Situación de la Responsabilidad Social Empresarial en Latinoamérica y el Caribe’ ”, Inter.-American Development Bank-Vincular ([PDF file1](#), [PDF file2](#))

Web サイト :

CSR Japan <http://www.csriapan.jp/>

CSR 経営推進協議会ホームページ <http://csr-bj.jma.or.jp/term/index.html>

経団連 <http://www.keieiken.co.jp/events/pdf/040701.pdf>

Acción RSC <http://www.accionrse.cl>

BCIE <http://www.bcie.org/spanish/index.php>

Business & Sustainable Development. com http://www.bsddglobal.com/issues/sr_csr.asp

Business for Social Responsibility <http://www.bsr.org/>

Business in the Community, UK homepage <http://www.bitc.org.uk/index.html>

Centro Mexicano para la Filantropía (CEMEFI) <http://www.cemefi.org>

Centro para la Acción de la Responsabilidad Social Empresarial (CentraRSE) <http://www.centrase.org>

CSR ヨーロッパ <http://www.csreurope.org/links/titlelist.aspx>

EurActive <http://www.euractiv.com/Section?idNum=3750340>

EUR Lex <http://www.europa.eu.int/eur-lex/de/index.html>

EU Trade http://europa.eu.int/comm/trade/csr/index_en.htm

Foro Ciudadano <http://www.forociudadano.cl>

Fundación Hondureña de Responsabilidad Social (FUNDAHRSE) <http://www.fundahrse.org>

Fundacion Merced <http://www.fmerced.org.mx>

Fundación PROhumana <http://www.prohumana.cl/>

Generación Empresarial <http://www.generacionempresarial.cl>

Global Compact www.unglobalcompact.org

Grupo Bimbo <http://www.grupobimbo.com.mx/display.php>

IDB <http://www.iadb.org/>

Instituto Akatu <http://www.akatu.net/cgi/cgilua.exe/sys/start.htm?tpl=home>

Instituto Centroamericano de Administración de Empresas (INCAE) <http://www.incae.ac.cr>

Instituto Ethos <http://www.ethos.org.br/>

Kenan Flagler Business School <http://www.kenan-flagler.unc.edu/KI/kiWashington/csrpolicies/>

OECD <http://www.oecd.org/home/>

Participa <http://www.participa.cl>

Plaza Nueva <http://www.plazanueva.org>

Prosas <http://www.prosus.uio.no/susnord/search/index.html>

Red Puentes <http://www.redpuentes.org/>

SICA <http://www.sgsica.org/>

Society & Business <http://www.societyandbusiness.gov.uk/>

UK policy website <http://www.csr.gov.uk/ukbytheme.shtml>

UNDP <http://www.undp.org/>

UNIC <http://www.unic.org>

Vincular <http://www.vincular.org>

World Bank <http://www.worldbank.org/>

